

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

# 経済科学通信 46

1985年●8月

## 特集「構造転換」のなかでの労働時間問題

青木圭介・湯浅良雄・坂本悠一・伍賀一道・大和田敢太・矢部恒夫

巻頭言特集●地方自治の将来をどう描くか 川妻千将

論文●指揮労働から貨幣の権力へ 北川輿司雄

基礎研だより●夜間通信研究科紹介・第11期生募集の案内



基礎経済科学研究所



# 経済科学通信

## 目 次

第46号 (1985年8月) ISSN 0385-065X

### 巻頭言 現代社会の「構造転換」を考える(Ⅴ)

地方自治の将来をどう考えるか ..... 川妻千将 (2)

#### 特集 「構造転換」のなかでの労働時間と生活時間

- |                             |            |
|-----------------------------|------------|
| 本特集によせて.....                | 編 集 局 (6)  |
| 日本資本主義の「構造転換」と労働条件.....     | 青木圭介 (7)   |
| 現代日本の労働時間とその短縮の展望をめぐって..... | 湯浅良雄 (14)  |
| 工場法と片山潜(上).....             | 坂本悠一 (23)  |
| 同盟・総評の労働時間短縮闘争をめぐって.....    | 伍賀一道 (36)  |
| フランスにおける労働時間問題.....         | 大和田敢太 (43) |
|                             | 矢部恒夫       |

### 論 文

指揮労働から貨幣の権力へ ..... 北川興司雄 (49)

### 書 評

右田紀久恵・井岡勉編著

『地域福祉——いま問われているもの』 ..... 武田 宏 (56)

### 誌面批評

特集 「現代の労働と情報化」(44号)を読んで ..... 小林正人 (58)

### 基礎研だより

夜間通信研究科紹介 ..... 技術・産業・情報論学科(京都) (63)

研究科第11期生募集のご案内 ..... 研究科委員会 (64)

公開セミナー：「生産者から見た『資本論』の世界」のご案内 ..... (65)

### 読者のひろば ..... (22・35)

### 編集後記 ..... (66)

表紙の切り絵は、梅川勉先生(大阪市大教授)の作品です。

## 現代社会の「構造転換」を考える 地方自治の将来をどう考える

川妻千将



わが国において地方自治の制度が確立してから38年の歳月がたっている。「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」という憲法92条を根拠にして、地方自治法が制定されたのは、1947年(昭和22年)である。今日国際的にみて、政治・経済・社会の大きな変化のなかで、わが国の地方自治もやはり重大な岐路に立っていると思わざるを得ない。本特集のねらいを頭において、今日の地方自治について意見を述べてみたい。

まず、今日の地方自治の現状の評価に関する2つの見解を取り上げてみよう。

その第一は、兼子仁氏(都立大教授)の「地方自治定着の時代」説である。同氏は、「地方自治をめぐる動きを主にしてみれば1970年代以降、地方自治条例づくりをはじめ自治体と住民との共同行動は、日本の地方自治がもはや後もどりさせられることのない“定着”の実績をつくり出しているといえるのではないだろうか。その意味で、なお府県自治をめぐる心配がかなりあるとはいえ、これから自治体は、ますます自治を発展させるために地方自治法を生かしている“地方自治定着の時代”に入っている」と述べている<sup>1)</sup>。

兼子氏は、もちろん手放しで、“定着”を評価しているわけではなく、国に対する自治体の財政的従属を定めている地方財政法制を抜本的に改めることなど、いくつかの国と地方自治体との関係に言及しているが、基本的に“定着”を積極的に評価している。私も、条件つきでこ

の説に賛意を表したい。なぜなら、それぞれの地域における住民の個別の要求実現、問題解決のため、兼子氏も取り上げているように、「直接請求」、住民投票、住民訴訟、自治体の長および議員の公選などの諸制度は、住民によって繰り返し活用されてきた実績をもっており、その点で地方自治を住民の権利としてとらえる考え方には浸透してきたといつてよいと考えるからである。平たくいえば「お上」の役所から、要求をぶつけ実現させる相手としての地方自治体觀が都市部だけでなく農村部においても浸透してきたのである。換言すれば「抵抗権」としての地方自治の定着ということができよう。

ただし、地方自治体を住民の自治組織としてとらえ、住民の英知と力をあつめ、中央政府の統制とたたかい政治・行政を行う組織体に育てあげていく地方自治は、おおまかにいって、“定着”とはいはず、これから段階であるとみるべきではないか。こうした取り組みは、高度成長期の革新自治体の樹立と拡大など貴重な経験をもち、今日もそれへの粘り強い取り組みが行われているが、総じてからの課題、といえよう。ここで、私が強調したいことは、“定着”的評価とその段階(限界)の正確な認識が重要であるという点である。

次に、地方自治衰退説ともいえる高寄昇三氏(甲南大教授)の見解を取り上げてみよう。

「昭和50年を迎えて、地方財政悪化の圧迫が加わると、地方自治の活力は急速に衰退していく。政治的には革新自治体の敗北、行政的には自治権の自己抑制、そして財政的には減量経営への埋没である」と同氏は厳しい評価を与え

ており、「地方自治定着の時代」説とは対照的な見解のように感じられる。

高寄氏は、こうした状況に陥った原因として、①地方自治体の精神構造のひ弱さ、地方自治への信奉の薄さ、②自己統治力の未熟さ、③自治体のもつ非市民性、官僚性、④政策能力の貧困をあげている<sup>2)</sup>。私は、この説に対しても、条件つきで賛意を表したい。その条件とは何か。それは、自治体の行政執行に責任をもつ当局および行政組織の実情についての的確な評価であると考えるからである(もちろん住民の政治意識と無関係ではありえないが)。

第二次臨調が、1981年に発し、5次にわたって答申を発表、今日、臨時行革審に移行して、その間、電々公社の民営化という重大な改革を猛スピードでやりとげ、いま地方自治体の「行政改革」を徹底させようと法改正と「行政指導」をつよめている。そのやり方は、都道府県への分権化をはかりながら、国家統制の強化をねらい、また同時に、「民間活力」のイデオロギーを浸透させつつ、社会サービスの民営化を押しつすめるといった、手のこんだ手法を取っている。こうした政府側の動きに対して、地方自治体は、地方自治を拠り所とする反発をしながら、真正面からこれとたたかう態勢をとっていない。臨調方式による「行政改革」のねらいは、明らかに、住民の意識と行政当局および自治体労働組合の発想のギャップを見通して仕掛けたものである。

相矛盾する地方自治の“定着”と“衰退”的現実をどう評価するのか。私は、この両側面が、今日の地方自治の現状をそのまま写し出しているのではないかと考えている。民主的地方自治の再生、革新自治体の再建という実践課題もこの両側面をそれぞれの地域において具体的に検討することなしには、手がかりをえられないだろう。自治危機だけを強調するだけでは、民衆による歴史の積み重ねはいかされないし、また、自治の“定着”のみの認識では、現実とずれてしまう。

その意味から、私は、わが国の地方自治の歴

史的総括が、この両側面の関係をふくみこんで求められていることを強調したい。この作業は、複雑であり一学問領域ではなく、相当広範な領域から行われなければならないものである。折しも自治省は、「4月から21世紀初頭をにらんだ地方行政の長期指針となる『新・内政ビジョン』(仮称)に着手する」という<sup>3)</sup>。それによるとビジョンは、①戦後地方自治制度の総点検、②国と地方の関係の再検討、③まちづくり総合対策の推進、④高度情報化社会への対応、⑤人口の高齢化と地域災害対策、が主な柱となっており、自治省は、早ければ次期通常国会に地方自治法改正案を提出したい考えと報道されている。この5つの柱は、そのまま、我々自身の重要な研究テーマとして設定しなければならないものばかりである。21世紀を展望する地方自治を描くことが、制度面だけでなく広い視野から求められている。

以上の点を総括し、次の二点を研究課題として明らかにしておきたい。

第一に「抵抗権」としての地方自治の現段階から、統治と管理の主体としての地方自治への質的発展を支える理論(国家主権と地方自治の関係をふくめて)の研究である。第二には、先に述べた“定着”と“衰退”的両側面をもつわが国の地方自治の構造全体と歴史的形成過程の分析・研究である。

さて、地方自治の民主的発展を展望する際、何に注目するかといえば、私は、まず住民の各層の新しい結びつきによる“地域づくり”運動の実践をあげたい。このなかで、とりわけ、生産・流通・消費の結合、あるいは産業振興と雇用確保などをふくんで、労働者(消費者)・中小商工者・農民などがそれぞれの組織をヨコに連帯させて、多様なそして創造的な実践が粘りづよく展開されている事例に注目している。地域におけるくらしの再構築をめざす経済民主主義——自治確立の問題は、経済政策の民主的転換とも絡んでいっそう掘り下げた研究が必要になっているように思える。まずこの点が経済学の出番ではないかと考えている。

また、一方で、公務員労働者の地域・職場からの実践の意味の大きさは、いうまでもない。

昨年、「地方自治経営学会」(会長、磯村英一氏)という、一般の学会とは全く性格を異にする団体が「公・民コスト分析比較」の調査報告を出し、意図的に粗雑な調査から自治体行政民営化の優位性を結論づけたのであるが、これに対して、福岡県久留米市の清掃行政を担当する自治体労働者が、市当局を動かして、その「学会」のバック・データを入手し、これに説得力ある具体的批判を加えるという取り組みが行なわれた。(『住民と自治』85年6月号に掲載)。この貴重な実践をみても、行政の現場にいる労働者と労働組合の意欲的で理にかなった取り組みが、住民各層の“地域づくり”をはじめとする諸運動と連帶した時、いかに大きな影響力を持つかを改めて考えさせられた。<sup>4)</sup>

さらに、住民、労働者の地域・自治体運動に研究者の人たちが加わり、運動の科学性を高めるために積極的な役割を果している事実にも注目している。また最近では、労働者の人たちの中に、実践の理論化をはからうとする努力がみられ、その態度と内容に驚かされることがある。

これらについて述べることはここでは割愛し、先に述べた戦後日本の地方自治の歴史的総括という課題との関係で、日頃から私なりに重要なと考えている問題を順序や相互関係を意識せず、提出してみることにする。

第一は、学校教育のなかにおける地方自治についてである。小学校はもとよりであるが、私は中学・高校教育における地方自治の位置と内容・方法を研究する必要があるのではないか。実際の状況を十分に知らないで推測するのはよくないが、地域の身のまわりのことが小学校低学年から始まり学年と学校が進むに従い次第にその範囲を広げるという過程は当然としても、住民(国民)の権利と責任を現実に起っている問題やそれぞれの地域社会の姿から、青少年に学習する機会を保障することが必要だと考えており、こうした点での教育実践の蓄積の検討や教科書の問題、教科間の連携などをふくんで、研

究することが求められているのではないか。小・中・高の先生方との共同研究が求められていよう。

第二の問題は、地方議会についてである。議会が、地方自治のしくみのなかで重要な位置をしめていることはだれもが認めよう。いうまでもなく、国会は「国家の最高機関」であるが、自治体の議会は、これと同じではなく、「議事機関たる議会とならんで執行機関が相互に対等独立の関係にあるものとして位置づけられ、両者—議会と執行機関の長—とは、ともに住民代表機関<sup>5)</sup>となっている。そしてその権限はというと「①議決権(条例制定・予算議決等)、②批判監視権(検閲・検査・監査・調査等)、③意見表明権(意見書提出等)、④自律権(会議規則制定・請願受理等)」(同前)に大別できる。

では実際に、住民—執行機関の長及び執行機関—議会の相互関係のなかで、議会はどのような機能を果しているのか。憲法記念日である5月3日、NHKのTVは、「わがまち・手づくり憲法『日本列島条例地図』」を放映した。NHKの調査によると全国の都道府県・市区町村3276団体は、46万にもおよぶ条例をもっているという。そこでは、過疎に悩む町での「工場設置奨励条例」、都市部の「自転車等放置防止条例」など、それぞれの地域問題への対策に苦闘する自治体の姿がみられた。条例の意味も、そして、その条例を制定した議会の役割も決して小さくはない。しかし、自治体の執行機関に比べて議会の比重が小さく見えるのはなぜか。その原因は、議会の会派の構成とそれぞれの議会活動の実際や議会事務局、執行機関側の対応など、いろいろな要素をふくんでいることは確かであろうが、これまでの住民運動や自治体労働組合運動の議会の位置づけと対応も合せて、冷静な分析・研究が必要になっていると思えてならない。

第三は、いささかレベルの異なる問題ではあるが、学際的協力についてである。学際的協力は、以前からその必要性がいわれており、公害問題における画期的な実践の成果もみられる。

ところが、私自身の仕事を通じた実感であり、また各地域でも聞かれるのは、その意味の大きさに比べてなお道遠しの想いである。むしろいかにそれがむつかしいことかを痛感させられているといった方が正確かも知れない。

庄司光氏(京都大学名誉教授・大阪自治体問題研究所理事長)は、自然科学系の人と社会科学系の人との間の学際的協力の問題をいつも考えてきたと述べて、重留重人氏の次の指摘を引用している。「学際的協力というのは、専門を異にする研究者が、ただ一堂に会してそれぞれの専門知識を披瀝しあうということではないと思う。一つの主題をめぐって彼らが共同研究する過程で、それぞれの専門家が自分の研究分野のフロンティアを積極的に押しひろげ、更に従来の慣習化した方法論に反省を加える努力をする用意があるのでなければ、学際的協力は実らないだろう。<sup>6)</sup>」

地方自治の研究にとって学際的協力は不可欠

であり、それを成り立たせるにはどんなことが必要なのかなどについて、活発な議論と研究の発展を心から期待したい。

以上、特集テーマに迫る内容になっていないが、日頃考えていることをノート風に書かせていただいた次第である。

#### 注

- (1)『地方自治法』兼子仁氏、岩波新書、204~205ページ。
- 2)『地方自治の活力』高寄昇三著、学陽書房、はしがきより。
- (3)『日経』85年3月19日付。
- (4)“地域づくり”に関する文献としては、『地域と自治体第14集——地域づくり運動新時代』(自治体研究社)をあげたい。主体形成に関する明確な問題提起がなされている。
- (5)『自治体問題講座』第2巻、「自治体の行政管理」森英樹(自治体研究社)108~109ページ。
- (6)『住民と自治』85年4月号77ページ。

(かわづま たてまさ・自治体問題研究所)

## 本特集によせて

編 集 局

○先日、テレビで、アメリカのコンピュータ・ソフト開発会社で働いている職員の姿が放映されました。それは、「情報化」のなかでの激しい競争と労務管理が情報産業部門の労働者を駆りたてて、連日深夜にまでおよぶ「自発的」な労働が続き、家庭生活の放棄から離婚や疾病という症候群がひろがってきていることを生々しくつたえてくれていました。

これは、現代社会を襲ってくる（仕組まれている）多様な構造転換によって勤労者がなげこまれている姿の一端をしめしています。長い労働運動の歴史のなかで資本の無制限な蓄積欲望を社会的に規制してきた工場法制、特に労働時間規制が「情報化」などの構造転換政策によって大きく崩されてきていることがしめされています。

○今問われているのは、古くて新しい問題、労働時間と生活時間の関係ではないでしょうか。「労働時間短縮」の課題は、一人一人の人間としての労働と生活を守るためにだけでなく、経済社会の民主的な構造転換をせまる運動の中心課題の一つになってきています。日本だけでなく、アメリカ、フランス、西ドイツで労働時間短縮の運動が大きく昂揚してきているのはそのあらわれでしょう。そのなかで「労働時間の短縮」が、勤労者の生活防衛だけでなく、勤労者の生活と文化の発展、そのための経済・社会改革のために必要であることが意識されてきています。

○ところが、日本では同盟、総評の「労働時間短縮闘争」の路線は、昨年秋の総評拡大評議会

の決定にみられるように、日米安保条約容認の反核運動方針と並んで提起されています。そのなかでも、日本経済の民主的な構造転換をせまる国民的な労働時間短縮の運動が確実に胎動してきていることも事実です。

○マルクスが『資本論』で述べた次の言葉を、今私たちの生活と労働運動のなかでかみしめることが必要になっています。

「時間は人間の発達の場である。思うままに使える自由な時間 (free time to dispose) をもたない人間、睡眠や食事などをとる純然たる生理的な中断時間は別として、その全生涯が資本家のための労働にすいとられている人間は、駄獣にも劣るものである。彼は、他人の富を生産するためのたんなる機戒であり、からだはこわされ、心はけだものにされる。しかも近代産業の全歴史が示しているとおり、資本は、もしそれをおさえるものがないなら、たえずしゃにむに全労働者階級をこの極度の退廃状態におとしいれることをやってのけるだろう」。

○『経済科学通信』は、特集として「現代社会の構造転換」を各分野から追求してきました（第42, 43, 44, 45号）。今号では、上のような意味から、特集「構造転換のなかでの労働時間と生活時間」を組みました。アメリカ、イギリス、西ドイツでの労働時間短縮をめぐる議論についても論稿を用意しようと考えましたが、残念ながら今号にはまにあいません。今後もひきつづいて労働時間問題を掲載して、皆さんの議論の素材を提供したく思っています。

## 日本資本主義の「構造転換」と労働条件

青木圭介

### I. 「構造転換」とグラムシの危機論

グラムシは1930年代の「危機」を、工場評議会の指導者だった時期(帝国主義戦争とロシア革命による資本主義の危機)の支配的な概念、つまり「ブルジョワジーは生産力の発展を確保できない」という把握への反省の上に、分析した。その理論的核心は次の二つであった。一つは利潤率の傾向的低下の法則の理解についてである。利潤率低下の法則は「他の一法則、工場制度の分子状の拡張すなわち資本主義的生産様式の発展そのものを規定する相対的剩余価値の矛盾の側面」にすぎない。「分子的な進歩的推進力が社会全体に傾向的には破局的な帰結をもたらすが、そこから、あらたな個々の進歩的推進力が絶えざる克服の過程に出発する」。それは相対的剩余価値の法則の矛盾的な側面であって、生産力と労働過程の変化を基礎とする法則から切り離して取り出してはならず、「あらゆる技術的進歩として直接に利潤の低下を決定する」のではない。

第二に、グラムシは30年代の危機を、国民所得中の投資部分を食いあらして「蓄積の危機」を引きおこすほどまでに不労所得、すなわち「寄生的非生産者のカテゴリー」の占める所得部分が拡大した(「有機的危機」又は「構造的深刻性」と分析しつつ、フォード・システムのイタリアへの導入について研究した。「より完全で精巧な機械の不斷の導入、新しい型の労働者の選抜、ティラー主義による動作の合理化等によって同じ労働力でのより大きな相対的・絶対

的生産が可能になるが、これらの革新がおこなわれるたびごとに、工業家は利潤率の低下の時期からコストの下落(=超過利潤の獲得)の時期に移行しうる。というのは、工業家は(比較的に)十分長いあいだ続いているイニシアティブの独占を享受することになるからである。」「ファシズムは生産力を発展させ、『新しい経済政策』を実現し、企業における資本主義的蓄積のリズムを増大させ、『工業的=生産的ブロック内では、管理と労働という技術的要因を優越<sup>1)</sup>させることができ、……経済領域に一種の受動的革命を実現できる」。ファシズムをアメリカ的な生産および生活様式(アメリカニズムあるいはフォード主義と呼んでいる)を導入する過程として考察して、これによって、生産からますます疎外され、イニシアティブを失いつつある資本に、もう一度、労働過程・工場におけるイニシアティブを握り直させる過程であると分析した。この過程は、同時に、新しい生産力と労働にみあう全国民的な生活様式や文化様式の根底からの再編成もある。こうして経済的な領域における一種の受動的革命が起きるというのである。新たな資本のヘゲモニーを暴力の契機だけではなく、いわば、技術革新にもとづく労働様式・生活様式の全面的な転換に焦点をあてて分析したのである。

したがって、生産力と生産関係ということを軸にして「資本主義の危機」をとらえようとする場合に、労働者階級の対抗力が大きくなっている資本主義がゆきづまるというような見方も少なくないが、グラムシのこの見解によれば、たとえば、機械と労働者の競争を組織したり、エネ

ルギーの転換を組織したりすることによって、労働者階級や資源産出国が貧困化させられる、という法則を基本的なものと見なければならぬということになろう。

## 注

1) 以上の叙述については、C. h. ビューシングリュックスマン(大津真作訳)『グラムシと国家』合同出版、1983年、493ページ以下、及び、後房雄「グラムシ政治理論をめぐる若干の論点について——自由主義国家、『フォード主義国家』、介入主義国家——」『南欧文化』第9号、1983年を参照した。

## II. 減量経営・ME革命と不安定就業

日本の金融資本の活動の軸が、1970年代の大額国債に支えられた減量化・ME化の時期をはさんで、高度成長期のいわゆるオーバー・ローン体制から80年代の金融自由化と国際的投機へと移る過程は、新しい失業・不安定就業の増大とこれを基盤とするサービス経済化の進行する過程でもあった。

70年代後半の労働力の移動は、非常に大規模であった。1974年から79年3月までに、労働力の非労働力への移動527万人、就業者間での移動816万人、合計1,343万人で、「これは79年の就業者総数の25.8%とほぼ4人に1人という大きな割合をしめる」。この大規模な移動はその内容から見て「下向移動や第三次産業などの不安定性の高い業種への流れが大きいことに着目しなければならない」<sup>1)</sup>。1960年代の労働力の移動が農業・中小企業から大企業への吸引であったのにたいして、石油危機以降の特徴は、一方での大企業本工労働者の排出、他方での下請・系列企業の派遣労働者の活用という「『流動的活用』体制を広範囲にわたってつくりあげた」ことにある。

この推進力の技術的基礎は、ME革命と呼ばれるオートメーション化である。代表的産業の一つである自動車工業(21社)の生産物単位当たりの労働者数(労働生産性の逆数)は、1963年か

ら80年の間に、溶接工程で25、機械加工32、組立・調整で56となった。<sup>3)</sup>表1によると、1979年に68年より配置人員構成比が増えているのは、製造部門の組立・調整工程と管理・事務・技術の部門であるが、80年代にはこれらの工程や部門にもFMS(「無人化工場」と呼ばれている)やOAが導入されつつある。ある調査によると、ME化が進んでいる機械加工工程では、一人の労働者が7種類の工作機械(「多能工」)を14台(「多台持ち」)受け持つて働いている。その作業は「ただ単に、ワークの着脱と機械操作のためのボタン押しをやるだけになってきている」。その作業もFMSでは不要となり、従来工程に比べて4分の1以下の人員ですむようになると想されている。<sup>4)</sup>

<sup>5)</sup>自動車工業が日本のピラミッド型下請け支配を代表するとすれば、鉄工業は社外工の利用を代表する。1970年前後に鉄鋼大手企業が競って建設した大型新鋭製鉄所では、社外工の利用範囲が拡大された。

表2によると、新日鐵君津では製鉄所で働く労働者の3人に2人は社外工で、大手5社平均でもほぼ2人に1人は社外工である。このような社外工の拡大は、製鉄・製鋼・圧延(基幹三工程)の自動化・連続化やトータル・コンピュ

表1 自動車工業における配置人員数の推移

|          | 1968年   |       | 1979年   |       |
|----------|---------|-------|---------|-------|
|          | 人       | %     | 人       | %     |
| 生産労働者    | 128,293 | 74.5  | 156,593 | 69.8  |
| 製造部門     | 89,622  | 52.1  | 112,055 | 49.6  |
| 粗型材      | 31,662  | 18.4  | 32,906  | 14.5  |
| 機械加工     | 18,283  | 10.6  | 23,420  | 10.4  |
| 組立       | 39,677  | 23.0  | 55,729  | 24.7  |
| 塗装       | 11,048  | 6.4   | 11,636  | 5.2   |
| 組立・調整    | 28,629  | 16.6  | 44,093  | 19.5  |
| 製造補助部門   | 38,671  | 22.4  | 44,538  | 19.7  |
| 管理・事務・技術 | 43,867  | 25.5  | 69,287  | 30.7  |
| 合計       | 172,160 | 100.0 | 225,880 | 100.0 |

注) 林正樹他「巨大企業の直接的生産過程における労働力編成と搾取構造」

表2 鉄鋼業における請負比率(1981年)

|        | 本工      | 社外工     | 請負比率 |
|--------|---------|---------|------|
|        | 人       | 人       | %    |
| 新日鉄君津  | 7,368   | 14,082  | 65.7 |
| 大手5社計  | 151,215 | 145,313 | 49.0 |
| その他40社 | 64,227  | 27,874  | 30.2 |
| 合計45社  | 215,442 | 173,160 | 44.6 |

注) 鉄鋼労連『鉄鋼ハンドブック』1982年版

ータ・システムなどの技術革新を基礎に、運転室における高炉・転炉・圧延などの機械の運転・監視を除いて、原料・成品の輸送や工事部門、基幹三工程における付帯作業や梱包作業、保全整備や修理部門などあらゆる作業が下請化された結果である<sup>7)</sup>。

社外工の労働は親企業の技術や操業度に直接支配されているのと同様に、「カンバン方式」による下請け管理の強化は、下請け企業の技術や操業のリズムを親企業のそれにますます強く結びつけています。社外企業や下請け企業を利用する最も基礎的な要因は、低賃金・長時間労働などをはじめとする労働条件の格差である。

#### 注

- 1) 永山利和他「現代日本の相対的過剰人口と独立資本の雇用政策」、構座『今日の日本資本主義』第7巻、大月書店、1982年、162ページ。
- 2) 同上、157ページ。
- 3) 林正樹他「巨大企業の直接的生産過程における労働力編成と搾取構造」、講座『今日の日本資本主義』第7巻、大月書店、1982年、117ページ。
- 4) 田中博秀『解体する熟練』日本経済新聞社、1984年、82ページ。「多能工」は今日の労務管理では「新しい熟練」とみなされているが、田中氏は『せいぜい一週間もあれば十分に覚えられる』程度の機械操作の知識しかなく、そればかりに幾種類もの工作機械について習得しているとか、あるいは一度に何台もの機械を操作しているといっても、それはせいぜいゼロに等しいようなキャリアをただ単に寄せ集めただけにすぎない。その寄せ集めは、全体としてもせいぜいゼロに近いものに過ぎない」と述べている。

表3 賃金の規模別格差(製造業・1000人以上=100)

|           | 1～9人 | 10～49人 | 50～99人 | 100～499 | 500～999 |
|-----------|------|--------|--------|---------|---------|
| 日本1981年   | 43.9 | 55.4   | 60.1   | 71.5    | 85.5    |
| アメリカ1977年 |      | 66.3   |        | 77.0    |         |
| 西ドイツ1977年 | —    | 71.4   | 74.5   | 80.1    | 86.1    |

注) 日本生産性本部『活用労働統計』昭和59年版。

5) 日経ミニカル編『ロボット革命』日本経済新聞社、1981年、94ページ。

6) ある完成車メーカーの一次下請けは168事業所、二次下請は4,700事業所、三次下請けは31,000事業所である。『中小企業白書』昭和53年版。また、同58年版によると、自動車工業の全下請け企業のうち従業員1～9人規模の事業所が65%を占め、100人未満の事業所が94%である。

7) 木賀一道「現代不安定就業労働者の社会的・経済的位置について」『金沢大学経済学部論集』第2巻第2号、1982年3月。

### III. 日本的経営とサービス経済化

田中博秀氏は、日本でM E化が世界に類例を見ないほど急速に進んでいる理由として、次の二つをあげている。第一に、職種や熟練によって労務管理が行なわれている場合には、熟練を「解体」し、その評価をゼロとするような新技術導入には抵抗が大きい。日本の場合には、いわば「没職種」の労務管理が行なわれており、労働者自身にも職種意識が希薄であり、新技術はスムーズに受け入れられる。第二に、熟練技術の保守に固執しないばかりか、QC活動などを通じて、古いものを新技術に積極的に変えていこうとする提案を労働者自身が行っている。生産現場における提案は、M E化促進の重要な要素である<sup>1)</sup>。

1970年代後半以降、このようなM E化をはじめとする技術革新とそれを基礎とする減量経営によって、労働移動が激化し不安定就業が増大した。この低賃金・不安定就業を活用するあらゆる業務の外注化が、サービス経済化の原動力となっている。サービス業を開設時期別に見る

と、1973年以降に開設された事業所は対個人サービス業で39%であるが、対事業所サービス業では59%(なかでも注目されている情報サービス業は77%，建物サービス業は64%)を占めている(1981年『事業所統計』)<sup>2)</sup>。

一方では、大企業を中心とするME化と下請けや派遣労働者(社外企業の工具や職員)利用の拡大強化、他方では、経済全体のサービス経済化と不安定就業の増大が、80年代の労務管理・労働政策や経営システムに新しい問題を提起している。兵頭伝氏は、技能の連続性や職場の労働の同質性が失われることによって、「これまでの技能上の指導者であった人も一部を残して年功者としての形骸のみとなり、技能上の指導力を失い……それにともなってフォーマル、インフォーマルの別を問わず秩序維持者としての力をも急速に失ってゆく」と述べて、ME化による従来の職場秩序の動搖に不安を表明している。また、別の経営者は、第三次産業の急速な拡大について、「企業経営体系も労使慣行も労働省の把握も全部未熟なこの分野については早急に労使、政府とも考えないと相当危険なものがこの分野にある」と述べて、サービス経済化によって生じる労働問題への対応を要求している。

対処の方向は、労働移動を促進し、これを最大限「活用」しうる労働編成や雇用形態を開発するとともに、分割された企業組織・職場間・個人間の競争を大規模に組織して企業の「活性化」を図るということである。

日経連は、ME化が「単純技能者」と「ME技術を理解できる技術的技能者」とへの「技能者の二極化」を進めているとして、ME化のメリットを生かすために、「交替制勤務体制の普及・拡大」や請負・人材派遣のような「期間に定めある雇用契約」など「新たな雇用・就労形態や労働力移動の増加というインパクトにも十分対処しうるよう終身雇用制の柔軟な運用」を各企業に勧めている<sup>5)</sup>。

「日本型経営システムの将来」に関する一研究によると、変化しつつある経営システムの行

方は、企業組織を分割し、事業分野の多様化に対応して財務と人事の情報と権限を集中した本社のもとで、子会社・社内ベンチャー。「選別された優良下請け企業」が実績主義にもとづいて激しく競争する「機動的でダイナミックな形をとるものと考えられる」という。本社は「経営の多角化・新規事業への進出・事業からの撤退、提携・合併、企業の買収・売却、投資の決定・中止、研究開発目標の設定・変更・中止、価格設定の機動性などの戦略的な意思決定」と「各子会社の手持ち人材について十分な情報を把握し、かつ、その人材をその基本戦略にしたがって自由に動かす権限」を集中した縮小された「中核部分」と派遣社員・短期契約社員・主婦パート・学生アルバイトなどを組込んだ拡大された「周辺部分」からなる。この本社のもとで、子会社などは、スクラップ・アンド・ビルトをともなう「子会社ごとの実績主義によって、従業員は自分の所属する子会社の業績伸長に努めるよう動機づけられる一方、より有望な事業分野(他の子会社)へのスカウトを期待して、一層自分を鍛えるよう動機づけられる」<sup>6)</sup>。

そして、このような経営システムの変化に対応して、多様な労働力の「活用」を追認するために、1日9時間労働・婦人労働の保護を抜きとる男女平等法・パートタイマーの法制化・人材派遣業の公認・中高年対策など労働立法の抜本的な見直し(デレギュレーション)が目白押しである。

#### 注

- 1) 田中博秀「熟練の解体：懸念される無人化技術のもたらすもの」、日本経済研究センター『会報』1984年7月。「熟練工達にとっては、一つの作業工程において勘やコツに依存する部分が少しでも残っているということは、自分達にとって恥であり、また、それは生産活動全体からみた場合遅れであり、一刻も早く改められなければならないことであると考えられているのである」田中博秀、前掲書、48ページ。
- 2) 『中小企業白書』昭和58年版による。
- 3) 兵頭伝「技術革新時代の人事労務」『経営者』1983年12月号。

- 4) 木下武男「サービス経済化の進展がもたらす労働組合運動の新しい課題」『日本の労働組合運動』第2巻、大月書店、1984年、190ページによる。
- 5) 日経連『ME化の進展と企業の対応』1984年2月。千代田化工建設の労働者の報告によると派遣労働の実情(1980年)は、次のようにある。クラーク(事務)の場合、勤務時間や休日・ファイリングやコピーなどの業務内容・業務の指示系統は正規の女子社員と全く同じであり、鉛筆・机・タイプライターなどの器材もユニホームも同社持ちである。ただネームプレートとタイムカードの色が区別されている。派遣されたクラークの時間給は、同社とマンフライディ社(派遣元)との契約額1,260円、本人受給額880円である。正規の女子社員の年賃金(年間の基準内賃金プラス一時金)を年間労働時間1,860時間で除した時間当たり賃金は1,790円(平均26.9歳)となる。これによると千代田化工は、正規の女子社員の代わりに入材派遣会社からクラークを導入することによって、一人当たり年間98万5,800円を節約し、マンフライディ社はクラークの派遣によって、一人当たり年間70万6,800円の儲けがある。千代田加工の正規の女子社員数は316人、女子派遣労働者数は284人(1979年)である。山田春雄「ブルも差別／“人貸し会社”の派遣社員」『労働運動』1981年2月号。
- 6) 岩田龍子チーム『日本型経営システムの将来』(ソフトノミックス・シリーズ22)大蔵省印刷局、1984年。

#### IV. 「労働の衰退」と 新しい労働条件の整備

1960年代のアメリカで急速に進行したME化とサービス経済化を労働過程の分析を基礎に研究して、「労働の衰退」という問題を提起したのはH.ブレイヴァマンである。彼によれば、第一に、独占資本の下でのME化による工場・オフィスの労働の単純化が不安定就業人口を増大させた。「労働の衰退」は、いわゆる新中間階級、「製図家や技手、エンジニアや会計係、看護婦や教師、ますます増大しつつある監督者・職長・小管理者といった層」をも促える。「資本は、いずれかの専門職にある大量の労働——

専門的分業の原理を適用し、構想の構成要素をしっかりと把握することによって実行にたいするヒエラルキー的統制を実施しても採算がとれるほどの規模をもった大量の労働——を自己のものとするやいなや、その専門職を資本主義的生産様式の特徴をなす『合理化』のいづれかの形態に従属させるのである<sup>1)</sup>」。

第二に、「産業の急速な機械化によって投げ捨てられる大量の労働が、事務、サービスおよび販売の諸分野の労働供給をまかなう。……資本が有利な投資を求めて新しい分野に入ってゆくにつれて、旧来の分野での資本蓄積の法則が、新しい姿での資本が必要とする『労働力』を生み出すように作用するのである」。こうして進行する資本主義的なサービス経済化は、細分された個別のサービスによって「社会連帯」のかわりに「生活の空しさ」と「現金関係だけを残し<sup>2)</sup>」た。

第三に、不安定就業の吸収に貢献したのは教育制度の拡充であった。「われわれは、拡張された教育制度がもつ経済への直接的インパクトを無視するわけにはいかない。学卒年齢の延長は、顕在的失業の増大を押さえるだけでなく、かなりの数の教師、管理者、建設労働者、サービス労働者等に職を提供する」。しかし、資本主義の下での技術革新は、人間労働の発達を顧慮しないで熟練を解体するので、「教育制度の無目的性、無内容、形骸化」が進む。「ちょうど労働過程で、知るべきことがふえればふえるほど、労働者は知る必要がなくなるように、将来の労働者が大量に通学する学校でも、学ぶべきことが多くなるほど、教師にとっておしえるべき理由が、生徒にとって学ぶべき理由が、ますます少なくなっている<sup>3)</sup>」。日本においても、高度経済成長とともに激しい技術革新と労働力移動が教育制度改革要求を高めたように、80年代のME化と不安定就業の増大が教育の抜本的見直しの原動力である。しかし、従来の熟練との継承性を断ち切るような新技術の導入を放置したままでは、「教育制度の形骸化」を克服できない。そのうえ「自助自立」主

義によって、次々と変革される労働編成に適応するために、不安定就業者でありながら「受益者負担」で「能力開発」にいそしむことになる。

要するに、ブレイヴァマンは「労働の衰退」の過程を次のようにとらえた。分業と協業にもとづく生産力の発展とともに、個々の職種や労働(具体的な有用労働といつてもよい)が大量になれば、それは作業分析や技術革新によって分解され・標準化される。この過程は専門職にもおよぶ。熟練労働や専門職が解体され大量の単調労働(精神労働からの疎外)に置き換えられていく。この「労働の衰退」を基礎に共同体や家族の解体(「生活の衰退」と教育制度の無内容化(言わば「文化の衰退」)が進行する。そこでブレイヴァマンが特に強調しているこのことの一つは、労働者階級の現役軍と予備軍との交錯が非常に激しくなって貧困化が進むという問題である。この問題は、日本のように労働者の権利水準が明確かどうか疑わしいような社会では、ME化やサービス経済化にともなう最も重要な問題であろう。

ブレイヴァマンは、「労働の衰退」の克服については展望を示していない。このためには、「現代的なエンジニアリングの科学・設計・操作上の権利」が必要であるが、それは「教育と労働の結合」によってのみ可能である。しかし、資本主義的生産様式は、労働者を無知のまま残しておくことを好む。「労働者参加」や「労働者統制」は、単なる「議会主義の形式的機構」ではダメで、「真の労働者統制には、その前提として、技術の神性剥奪と生産様式の再組織が必要である」と述べている。<sup>4)</sup>

ブレイヴァマンもグラムシも技術革新にもとづく労働・生活・文化の構造転換が、「新しい型の労働者」をつくりだすという認識では共通していた。グラムシは、これを「自分のものではない世界観を他の集団から借りて」、「思考と行動とが対立」している集団が、貧困化しつつ工場評議会を通じて「自己統治」の訓練を行い、労働者階級の「文化」とヘゲムニーを創出する過程として把握している。<sup>5)</sup>

「構造転換」は、金融資本の過剰蓄積とME革命によって推進された資本主義の投機性の深化と不安定就業の構造的利用の拡大によって特徴づけられる。土地・産業・金融のあらゆる分野に、「見込み」があれば進出し、「見込み」がなくなれば撤退することが、個々の企業や企業グループの活動様式(経営システム)となった。資本としては、個々の事業や具体的な生産にこだわらない。それに対応して、個々の経営を担う職員労働者の固有の事業分野における専門性や熟練が解体し、労働はますます「抽象的」となり、多様に展開する子会社のポストを次々と渡り歩く。労働における「勘やコツに依存する部分」は一掃され、具体的なものは「せいぜい一週間もあれば十分に覚えられる」。

さきに参照した田中博秀氏は、「生産技術の変化と、それによって引き起こされている生産現場における労働実態の変貌、なかんずく、旧来の生産技術の体系の上にでき上がっていた熟練の役割と秩序が、ここにきて急速に崩壊しつつあること」「そのことが、かつての労働運動を支えていた運動のエネルギーをうしなわせると同時に、それに代って協調的思想を支持する勢力が大宗を占めるようになっているのではないか」という問題を提起している。上に要約したことを、グラムシにしたがって「経済の領域における一種の受動的革命」と呼ぶこともできよう。このような状況のもとで労働者階級を保護するためには、熟練とそれにもとづく職場秩序を前提とする労働の量的規制だけでは不十分で、生涯教育や再訓練などの教育制度を含む労働の質・生活様式の規制が不可欠となっている。そのためには、公的・共同的な介入や活動をつうじて労働者階級の労働・生活・文化の構造を変革する創造的な取り組みが必要である。

## 注

- 1) H. ブレイヴァマン(富沢賢治訳)『労働と独立資本』岩波書店、1978年、442ページ。
- 2) 同上、307ページ。
- 3) 同上、416、476ページ。

- 4) 同上, 481ページ。
- 5) 『グラム選集1』240ページ。
- 6) 田中博秀, 前掲書, 14ページ。

性の意義に関連して——」(『財政学研究』第10号  
1985年5月掲載予定)と同時に執筆した。参照し  
て頂ければ幸いである。

(あおき けいすけ, 所員 広島支部)

(付記) 本稿は、「日本資本主義の『構造転換』  
と『民間活力』——公共部門における技術と専門

## 現代日本の労働時間とその短縮の展望をめぐって

湯 浅 良 雄

### はじめに

1947年4月に制定された労働基準法は、その第31条において一日8時間、週48時間労働の基本原則を定めるとともに、週休日、休憩時間、時間外・休日労働、年次有休休暇等を最低基準として法制化した。この労働基準法は戦後の経済の民主化のもとで、日本の労働時間をできる限り当時の国際水準に近づけようとしたものであり、戦前の極めて不十分な工場法と比べると、日本の労働法史上画期的な意味をもつものであった。

これ以降、日本の労働時間は多くの問題点を孕みつつも、徐々に短縮されてきた。しかしながら、現時点において、日本の労働時間を先進資本主義諸国とのそれと比較するならば、なお日本の労働時間は飛びぬけて長い水準にあり、しかも75年以降のいわゆる「減量経営」のなかで、労働時間の短縮化傾向も停滞を余儀なくされている。それは、今日、この長時間労働が超過密労働と密接に結合しながら、「減量経営」の有力な一翼を形成しているからである。それゆえ、諸外国からこの長時間労働が日本の不当な国際協争力の源泉であるとして、激しい批判が集中してきたのもいわば当然のことであった。

ところで、マルクスは『61～63年資本論草稿』において、労働時間の短縮の必然性について興味深い指摘をおこなっている。

「資本主義的生産にもとづく社会にさえ、標準労働日を確固とした限界内に強力によって制限することを余儀なくさせた(もちろんそ

のさいの主動力は労働者階級自身の反抗である)ものはなにかといえば、それはひとり、労働時間の自然的限界を狂暴に踏み越える——〔しかも〕そのさい、労働は、生産諸力の発展とともに、内密のうちに濃度を高め緊張をつよめている——資本の恥知らずで傍若無人な無節制なのである。この制限が最初に現われたのは、資本主義的生産がその粗野な時代、こん棒の時代をぬけて、みずからに固有の物質的土台をつくったあとすぐのことであった。労働時間のこの強制的制限にたいして、資本は労働をより強く濃縮することをもって応じたが、それはそれでまた、一定点までくると、ふたたび絶対的労働時間の短縮をまねいた〔労働の延長を〔強〕度〔の増大〕で代替するこの傾向は、生産の比較的高い発展段階ではじめて現われる。この代替は、社会進歩の一定条件である。そうして、労働者にも自由な時間がうみだされる。だから、ある特定の労働における強度は、それに代わって反対に休息となりうる、休息の効果をもちうる違った方面での活動をする可能性を取り上げるものではない。〔労働日の短縮〕この過程が、イギリスの労働者階級の肉体的、道徳的、知的状態の改善に及ぼした好影響——〔これについては〕統計が実証している——は、ここから生まれるのである<sup>1)</sup>」。

歴史的に、資本は労働時間の強制的制限にたいして、労働をより強く濃縮すること、すなわち労働強度の増大をもって応じてきた。しかし、この労働の強度の増大は、一定の点を越えると、一層労働時間を短縮しなければそれを高めるこ

とができないという「分岐点」に達する。他方、労働運動も労働強度が強まれば強まるほど、より一層の労働時間の短縮を要求する。したがって、一旦法律によって労働時間が制限されると、労働強度の増大という代償をもちつつも、労働時間が加速的に短縮され、労働者の「自由な時間」が拡大していくというのが、資本主義の歴史的法則なのである<sup>2)</sup>。それゆえ、マルクスによれば、このような「代替」こそ「社会進歩の一定の条件」なのである。以下、小論の課題は、このマルクスの指摘を念頭におきつつ、現代日本の労働時間の実態と労働行政の動向を分析し、その実態のなかから日本における労働時間短縮の展望を探ってみることにある。

## 注

- 1) MEGA, II/3.6, SS. 1909~1910. 中峯照悦・伊藤龍太郎訳『1861~1863年草稿抄機械についての断章』大月書店、1980年8月、26~27ページ。
- 2) Ibid, S.432, 同上書, S.1906 ページ。  
K, Marx, Das Kapitl, Bd. I, S.432, 『資本論』第1巻, 534ページ。

## I. 現代日本の労働時間の実態と法的規制の水準

〔表一〕は、先進資本主義国における年間総実労働時間を国際比較したものである。これによれば、今日労働時間が年間2,000時間を越えているのは日本だけであり、かりに一日の労働時間を8時間とするならば、日本の労働者はアメリカの労働者よりも約35.6日、西ドイツの労働者よりも56.8日も多く働いている計算になる。では、このような日本の長時間労働はどのような要因にもとづくものであろうか。同じ「表」によれば、「週休日以外の休日日数」を除いたすべての項目において、日本の労働者は先進国の中でも一番劣悪な条件におかれている。

まず第1に「所定内労働時間」をとりあげてみよう。戦後日本において労働時間の短縮をもたらしてきた大きな要因は、この「所定内労働

〔表一〕 年間労働時間等の国際比較  
(原則として製造業労働者、1982年)

|               | 日本      | アメリカ    | イギリス    | 西ドイツ    | フランス    |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総 実 労 働 時 間   | 2136 時間 | 1851 時間 | 1888 時間 | 1682 時間 | 1707 時間 |
| 所 定 内 労 働 時 間 | 1945 時間 | 1731 時間 | 1758 時間 | 1604 時間 | 1644 時間 |
| 所 定 外 労 働 時 間 | 191 時間  | 120 時間  | 130 時間  | 78 時間   | 63 時間   |
| 週休日数          | 83.4 日  | 104.0 日 | 104.0 日 | 104.0 日 | 104.0 日 |
| 週休日以外の休日数     | 18.1 日  | 91 日    | 8.0 日   | 10.6 日  | 10.0 日  |
| 年次有給休暇取得日数    | 9.6 日   | 19.5 日  | 22.5 日  | 30.2 日  | 25.0 日  |

(資料) 労働省労働基準局賃金福祉部企画課推計。  
(出所) 松本茂樹「労働時間短縮と雇用・失業」。

時間」の短縮にあった。すなわち、主として、60年代は一日の労働時間の短縮によって、70年代になると週休二日制による休日日数の拡大によって、労働時間の短縮が実現してきた。しかし、この同じ期間、他の先進諸国では日本以上に法律か労働協約によって「所定内労働時間」の短縮が実現してきたのである。1982年に週35時間制を要求して戦後最大のストライキが闘われた西ドイツを先頭に、今日の先進諸国の共通した労働時間の短縮目標は、週35時間制の実現におけるものである。ちなみに、日本の「週所定内労働時間」は、個人平均で41.47時間(企業平均では44.27時間)であるが、30人~99人規模の企業に働く労働者の場合、45時間を越える労働者が58.6%を占めている。したがって、日本の労働時間は企業規模間の格差が著しく、これが全体としての長時間労働を規定づけているのである。

なかでも日本が遅れているのは、週休二日制の普及とその内実である。78年版『賃金・労働時間制度の実態』によれば、従業員30人以上の企業で週休二日制を採用している企業は一応49.0%に達しているが、このうち完全週休二日制を実施しているのはわずか6.1%にすぎない(従業員30~100人の企業では、それぞれ4.1と3.4%である)。また、〔表一〕にみられるよ

[表-2]  
最近の先進工業国の年次有給休暇と有給休日

|         | 最低年次<br>有給休暇 <sup>(1)</sup> | 年休立法 <sup>(2)</sup> | 有給休日 <sup>(1)</sup> |
|---------|-----------------------------|---------------------|---------------------|
| フランス    | 4週間                         | 4週間                 | 8~10日               |
| 日本      | 6日                          | 6日                  | 10日                 |
| オランダ    | 16~17日                      | 3週間                 | 7日                  |
| ベルギー    | 18日                         | 4週間                 | 10日                 |
| ノルウェー   | 24日                         | 4週間                 | 10日                 |
| オーストリア  | 18日                         | 4週間                 | 15日                 |
| デンマーク   | —                           | 4週間                 | 9日                  |
| イタリア    | 13~15日                      | 2週間                 | 17日                 |
| イギリス    | *3~4週間                      | *ナシ                 | 5~6日                |
| オーストラリア | *4週間                        | *4週間(裁定)            | 9~11日               |
| スウェーデン  | *6週間                        | 6週間                 | 9~11日               |
| 西ドイツ    | *4~5週間                      | 3週間                 | 10~13日              |
| カナダ     | *2週間                        | *2週間                | 11~12日              |
| アメリカ    | *1~2週間                      | *ナシ                 | *8日                 |
| フィンランド  | 18~24日                      | 4週間                 | 9~10日               |

(注1) (1) OECD, New Patterns for Working Time, Supplement to the Final Report, P.23 の Marić の表を藤本が修正。\*印がそれ。

(2) ILO, Third European Regional Conference, General Report 1979, P.22 による。\*印は藤本が追加した。

(出所) 藤本武「労働時間の国際比較とわが国労働運動の課題」『労働法律旬報』No.1029, 1981年8月10日号より。

うに、法定の年次有給休暇も国際的にみて極めて低い水準にあり、そのうえ消化率も約60%という水準にすぎない<sup>1)</sup>。

第2は「所定外労働時間」、いわゆる残業である。周知のように、労基法36条は「36協定」を労使が締結すれば事実上無制限に労働時間を延長することを可能にし、8時間労働制に重要な抜け道をもうけている。しかしながら、8時間労働制の原則からするならば、時間外労働は本来臨時的なものとして必要最小限にとどめるべきものであって、36条にもとづく恒常的な残業は法の精神に全く反するものである。このため、諸外国においては、時間外労働の最高規制を定めるか、非常に高い割増賃金を設定することによって、その濫用をふせぐ手立てがとられている。しかし、日本の場合、最高規制が青天井であるばかりでなく、労基法の定める割増賃金も25%で国際的にみて極めて低い水準における。この結果、日本の企業は人員をあまり増やさず、安上がりな恒常的残業に依存する

ことによって、生産の増大に対応してきたのである。

この残業時間の規制の欠如は、現在、諸外国からの日本の長時間労働にたいする批判の焦点の一つになっている。というのは、この欠如ゆえに日本は国際労働機構= ILOの第1号条約を未だに批准できないでいるからである。1918年創立された ILOは、その翌年の1919年に「1日8時間、週48時間制」を定めた ILO第1号条約を採決した。この第1号条約は、78年段階において、いわゆる発展途上国も含め41ヶ国ものの国が批准をしている。今日段階からすれば、問題にならないほどの低水準ではあるが、ともかく日本の労基法も「1日8時間、週48時間」を最低基準としている、しかし、1号条約はこの点のみならず、その条約6条2項において時間外労働の最高限も規制することを義務づけているのである。したがって、労基法は、この点において ILOの第1号条約に抵触し、日本はいまだにほぼ70年も前の条約を批准することができないのである。<sup>2)</sup>

その後 ILOは、[表-3]にみられるように、世界的な労働時間の短縮要求の高まりとその規制の強化を背景として、労働時間問題に関連して数多くの条約を採決してきた。また、1962年には、条約としては成立しなかったが、「週40時間制」を求めた「労働時間等にかんする勧告」<第116号>を採択している。しかし、日本はそのいづれの条約も労基法と抵触するがゆえに、批准することができないでいる。したがって、日本における労働時間の法的規制の水準は発展途上国以下であるといつても過言ではなく、また、この法的規制の水準の絶対的低さこそが労働時間の激しい産業別・企業別格差と、全体としての長時間労働を根底において規定しているのである。

#### 注

- 1) 先進国の動向については、R. Cuvillier, The Reduction of Working Time, ILO, 1984, を参照。

2) ILOと日本の労働行政の関係については、中山和久『ILO条約と日本』岩波新書、1983年12月、を参照。

〔表-3〕

労働時間等に関する主なILO条約と批准国数  
(78年1月1日現在)

| 条 約 名   | 採用年次及<br>び批准国数 |
|---|----------------|
| (労働時間関係)  |                |
| 1. 工業的企業における労働時間を1日8時間かつ1週48時間に制約する条約                     | 1919年<br>41ヶ国  |
| 2. 商業及び事務所における労働時間の規律に関する条約(第30号)                         | 1930年<br>28ヶ国  |
| 3. 労働時間を1週40時間に短縮することに関する条約(第47号)                         | 1935年<br>6ヶ国   |
| 4. 繊維工業における労働時間の短縮に関する条約(第61号)                            | 1937年<br>批准国なし |
| (休日、休暇関係)   |                |
| 1. 工業的企業における週休の適用に関する条約(第14条)                             | 1921年<br>87ヶ国  |
| 2. 年次有給休暇に関する条約(第52号)                                     | 1936年<br>48ヶ国  |
| 3. 農業における有給休暇に関する条約(第101号)                                | 1952年<br>39ヶ国  |
| 4. 商業及び事務所における週休に関する条約(第106号)                             | 1957年<br>43ヶ国  |
| 5. 年次有給休暇に関する条約(1970年の改正条約)(第132号)                        | 1970年<br>12ヶ国  |
| (夜業関係)  |                |
| 1. 工業に使用される婦人の夜業に関する条約(第4号、1934年改正、第41号及び1948年改正第89号の3条約) | 1948年<br>38ヶ国  |
| 2. 工業に使用される年少者の夜業に関する条約(第6号及び1948年改正、第90号の2条約)            | 1948年<br>38ヶ国  |
| 3. 非工業的業務における児童及び年少者の夜業の制限に関する条約(第79号)                    |                |

(出所) 労働省労働基準局『労働時間等関係資料集』110~107ページより作成。

## II. 大企業における労働時間の実態 —長時間労働と超過密労働の結合

すでに指摘したように、70年代からしだいに普及するようになった日本の週休2日制はその内容において多くの問題点を持つものであった。さらに、見のがすことができないのは、大企業のほとんどにおいて、年間休日数の増大とともに、一日の労働時間が延長され、そのうえに企業による労働時間管理が著しく強化されたことである。

たとえば、日本における巨大企業の一つ日本钢管の場合を事例としてとりあげてみよう。70年以前の日本钢管の労働時間制度は、1日7時間、休憩1時間、年間の休日日数68日、年間の所定内労働時間は2,037時間であった。まず、当該企業では、70年の3月にそれまでの3組3交替に代えて4組3交替制が導入された。<sup>1)</sup>

4組3交替制というのは、4組編成で一年365日のうちつねに3組が勤務して一組が休むという交替形態である。したがって、各人は一年365日の4分の3の、すなわち274日を勤務すればよく、残りの91日は“非番”ということになる。かりにこの91日の“非番日”がすべて休日になると、従来と比較して23日の休日増、年間一人あたり141時間の時間短縮が実現されることになる。しかし、労働時間の短縮は、企業にとっては、同じ生産量をあげるために必要な要員の増大、したがって賃金が不变であるならば、労務費の増大をもたらさざるをえない。このため、当該企業はさまざまな代償措置を労働者に要求したが、企業と一体化した労働組合は企業側の要求をほぼ全面的に受け入れた。

その第1は、休憩時間を15分削減し実労働時間化し、一日の労働時間を15分延長とすることであった。当該企業では、この延長された労働時間分が年間集約され、それは11日分に相当すると計算された。他方、7日分は出勤日扱いとされたうえ、原則的に、年次有給休暇の計画的行使に充てることにされた。この結果、実質的

な休日の増大(=労働時間の短縮)は、わずか5日間にとどめられた。

第2は、徹底的な労働時間管理の強化であり、その中心は「始終業管理」の徹底であった。このため企業は次のように「始終業」を定義するようになった。

「当社においては、始終業というのは、会社の指定する位置、つまり所属長の指揮命令下に入り、即実作業を開始できる場所において実作業を開始するのが始業時であり、終業時というのは、実作業をその時間までに遂行しなければならない時刻ということになっている。そして、実作業というのは業務上の行為と認められるものであり、着替えや入浴などの私的な準備行為は含まれていない。」

また、こうした考え方は休憩時間についても同じく当てはまるものであり、休憩時間開始時刻に作業現場を離れ、休憩時間終了時刻に実作業を始めることにしている。<sup>2)</sup>」

すなわち、このような解釈にたてば、始業時というのは即機械を運転できる状態を意味し<sup>3)</sup>、業務上必要な着替えや作業準備、さらに企業の指揮下におこなわれるミーティングや体操等はすべて私的行為とみなされることになる。これに伴い、それまで「各サブセンター」に配置されていたタイム・レコーダーが廃止され、所定作業位置で「勤務表」に自己申告する制度に変更された。いわゆる「現場到着制」の強化である。さらに、より重要なのは、交替時の「引継残業制度」の廃止である。従来、交替時には15分間の作業引継時間が認められ、それは所定外労働とされ当該労働者に割増賃金が支払われていた。新制度ではこの「引継残業制度」が廃止され、機械のそばで前後直者が手と手をタッチするという「ハンドル交替制度」が導入された。しかし、この「ハンドル交替」を円滑におこなうためには、労働者は始業時の15分前には作業位置に到着していかなければならないことになる。<sup>4)</sup>

第3は、要員管理の合理化である。4組3交替制は、一年のうちつねに三組が勤務して一組が休むという制度であるから、91日分の休日要

員(これは「不就業加算要員」とよばれている)を持たねばならないことになる。すなわち、このような要員の増大によってはじめて従来通りの連続操業が可能となる。しかし、これはネット要員(通常の作業状態での必要要員)にたいして33%にあたり、従来の3組3交替制よりも3%の人員が増加することになる。これは当然企業にとっては労務費の増大につながる。このため、まずネット要員の見直し、すなわち要員の直接的な削減によって、労働強化が追求された。その典型的な方法は、要員設定基準を生産のピーク時から平常時にきりかえ要員を削減することや、「多能化」による要員の削減であった。

要員を削減するもう一つの方法は「不就業加算要員」の削減である。その第1は、45分の休憩時間の2分割と食事交替回数の増大による「食事交替要員」(休憩中も操業を維持するために配置されていた要員)の削減である。その第2は、前記した年次有給休暇の計画的行使によって休日取得のための「不就業加算要員」の加算をおこなわないことである。<sup>5)</sup>

以上、日本鋼管の事例をやや詳しくみてきたが、それはこの事例において日本の巨大企業における労働時間短縮の方法が典型的に示されているからである。すなわち、それは年間の休日日数を増大し、まとめて休日を与える代りに、一日の労働時間を延長して労働時間の短縮を最低限に押さえこむこと、さらに労働時間管理の強化と要員の徹底的削減による労働強化によって、従来以上に「生産性」を引き上げることであった。その結果、労働者にとっては延長された一日の労働時間のなかで労働密度が著しく増大することとなった。

ちなみに、その後日本鋼管では74年に年間の休日数を109日に増加することによって週休二日制が導入されたが、その場合においても、〔表-4〕に示されているように、3交替制職場以外の「その他の職場」では一日の労働時間が30分延長され、また、労働基準法上一日の労働時間を延長することができなかった「3交替制職場」では、年間18日間の「調整勤務」(た

〔表-5〕

当社の時間制度の推移

|           | 昭和45年3月<br>以 前                               | 昭和45年4月<br>～<br>昭和49年3月          | 昭和49年4月以降            |        | 備 考                      |
|-----------|--|----------------------------------|----------------------|--------|--------------------------|
|           |  |                                  | 3交替職場                | その他職場  |                          |
| 年間休日数     | 68日  | 84日                              | 109日※                | 109日   | ※年間18回の調整勤務を行なうことを基本とする。 |
| 1日当たり拘束時間 | 8時間  | 同左                               | 同左                   | 8時間30分 |                          |
| " 労働時間    | 7時間  | 7時間15分                           | 同左                   | 7時間45分 |                          |
| 休憩時間      | 1時間  | 45分                              | 同左                   | 同左     |                          |
| 年間労働時間    | 2,079時間                                      | 2,037時間                          | 1,986時間              | 同左     |                          |
| 週労働時間     | 39.8時間                                       | 39時間                             | 38.1時間               | 同左     |                          |
| 年次有給休暇日数  | 勤続1年未満12日<br>2年 " 14日<br>3年 " 17日<br>3年以上20日 | 勤続2年未満16日<br>3年 " 18日<br>3年以上20日 | 4月1日入初者は初年度より<br>20日 |        |                          |

(出所) 日経連広報部編『労働時間管理と労働時間短縮』、日経連広報部、1982年3月。

とえば、1直と2直を連続して勤務する)が義務づけられた。<sup>6)</sup>

さて、最後に確認しておくべきことは、休日の増大と引き換えにもたらされた、一日の労働時間の延長と要員削減による労働強化のうえに、日本の大企業各社は75年以降本格的に「減量経営」を実施したことである。この「減量経営」の柱の一つは一層徹底した要員削減であり、生産の増大は労働強化や他部門からの応援、恒常的残業、さらに社外工の増加によってまかなわれた。しかも、残業のうち一時間以内のものはほとんど割増賃金が支払われず、さらに残業時間がたまると振替休日にあてるという事例も数多く報告されている。また、小集団活動も強化され、その多くは自主的活動という名目のもとに時間外に実施された。したがって、「減量経営」の結果、日本における長時間労働のもとで過密労働は、多くの労基法違反をともないながら、まさに超過密労働と呼ぶにふさわしい水準に引上げられたのである。<sup>7)</sup>

#### 注

- 1) 本章の事例は次の文献を参照した。日経連広報部編『労働時間管理と労働時間短縮』日経連広報部、1982年3月。折井日向『労務管理二十年』東洋経済新聞社、1973年9月。松崎義『日

本鉄鋼産業分析』日本評論社、1982年2月。

2) 日経連広報部編、前掲書、72ページ。

3) 同上書によれば、その他労働時間管理として「業務外行為の時間外排除」(いわゆる私傷病の治療、社宅入居や住宅入居や住宅融資の申し込み、社内預金の受払い、等を就業時間外でおこなうこと)を挙げている。

4) この点につついては、松崎前掲書、225～226ページを参照。

5) このような一連の処置の結果、日本钢管の京浜製鉄所では、折井前掲書によると、「44年度の期発には約1万7,500人の作業員がいたが、期末までに要員見直しや省力化等の合理化の処置を講ずることによって約1,200人の要員を圧縮して、1万6,300人の人員で4：3制に入ることができた。」(150ページ)。

6) この当時、日本钢管において労務管理を担当していた折井氏は、「交替制職場」において一日の労働時間を7時間15分以上に増大することができなかつた理由を次のように指摘している。

「基準法の原則による『労働時間が6時間を超える場合においては最小限45分の一斎休憩』という制約のもとでは、鉄鋼業のような3交替制の不可欠の職場では、他の業種のように実働時間を7時間30分とかあるいは8時間に延ばすことによって、休日数を増やすことはできかねるわけである。とすると結局いま45分を必ず与えなければならなくなっている休憩時間を何とか実働化する以外に、これ以上休日増への手段が

ないかということが議論の焦点になっている。今後さらに休日増という問題にふれてゆくとき、この休憩時間の実効化ということに向けて、現在の基準法でとっている法制を全面的に再検討する必要があることを指摘しておきたい。」(155~156ページ)。

7) 大企業における労基法違反の実態については、「労働運動」編集部編『大企業黒書』新日本出版社、1983年4月、を参照。

### III. 労働時間の法的規制をめぐる 最近の動向

Ⅱ章において考察した日本の長時間労働と超過密労働は、労働時間にたいする法的規制水準の低さのうえに、いわゆる労働組合の右翼的潮流の「協力」によって可能とされてきたのである。そして、この長時間労働と超過密労働こそがいわゆる低賃金と結合することによって、日本の企業に不当に高い国際競争力を保障してきた源であった。それゆえ、日本との貿易摩擦が激化すればするほど、この点に関する諸外国からの非難も激しさを増さざるをえなかった。

日本において、行政当局がその重い腰をあげ労働時間の短縮に取り組み、それを労働行政の中心に据えるようになるのは、「減量経営」が本格化した75年以降である。この時期、国内においては、過密労働と失業の増大が並存するというなかで、日本の労働組合運動は労働時間の短縮を失業対策の一環として位置づけ、運動を強化しつつあった。他方、日本企業の激しい輸出攻勢によって対日批判も日増しに強まり、日本の労働行政当局もその重い腰をあげざるをえなくなったのである。このことは、やや理論的に述べるならば、諸外国における運動の成果が国際的にみて「公正な労働基準」を求める要求として、たえず資本間競争を媒介にして国内の運動に反映せざるをえないということを意味している。

76年の中央労働基準審議会において、労働時間短縮を労基法の改正によっておこなうべきと

する労働組合の要求を背に、労働側委員は労基法の改正を強く要求した。この労働基準法の改正要求をうけ、労働時間対策について検討を進めた中央労働基準審議会は、51年11月に「労働時間対策の進め方について」と題する建議を労働大臣に提出した。この建議は労基法の改正に強く反対する資本家側委員の意向を入れ、当面の労働時間対策の進め方として、(1)所定外労働の削減、(2)年次有給休暇の消化の促進、(3)週休二日制の普及を重点として、法の改正によってではなく行政指導によって進めるべきであるとした。労働省では、この建議をうけ78年5月に労働事務次官通達「労働時間対策の推進について」(基発56号)、ついで6月には労働基準局長通達「労働時間対策の行政指導について」(基発355号)、さらに79年6月には労働基準局長通達「夏季一斉休暇の普及促進について」(基発318号)を発し、労働時間行政を本格化しはじめた。

79年8月になると、「新経済社会7ヵ年計画」および「第四次雇用対策基本計画」が閣議決定されたが、それらは日本の労働時間の水準を85年までに欧米諸国並に近づけることを目標として掲げた。このため、労働省は、80年12月に「週休二日制等労働時間対策推進計画」を策定し、85年までに労働時間の水準を年間2,000時間以下にするという具体的目標を定めた。しかし、この「推進計画」もそれまでの政策基調とほぼ同様に、「年間総実働時間の短縮の見地にたちつつ、制度的には一日の労働時間の短縮より、週休二日制の導入、年間特定休日の増加に、また、年次有給休暇の消化率のアップ等に視点があてられてしかるべきである」とし、労使の自主的な努力とそれを促進する行政指導をその主要な方策とするものであった。

なおこれ以後、(1)公務員の四週五休方式による「週休二日制」の導入、(2)労基法40条にもとづく特例の廃止、(3)銀行法の改正により金融機関への「週休二日制」の導入、(4)時間外労働協定に関する施行規制の改正と適正化指針の策定、などが相次いで実施された。最後にあげた「時

「時間外労働協定の適正化指針」というのは、労働大臣による告示によって、一定期間において労働時間を延長することのできる目安を定めたものであるが、その目安は月間50時間であって、これによれば年間3000時間の労働が可能となる。しかも、それは、このようなゆるやかな目安に対しても、建設業、自動車の運転業務、新技術・新商品の研究開発の業務等を適用除外においている。

以上、この間の労働行政の特徴を要約しておくならば、それは、第1に、一日の労働時間の短縮を図るのではなく、休日増によって年間の総実労働時間を短縮することにその目標をおき、第2に、労基法の改正には一切手をつけず、労使の自主的努力と行政指導によってその実現を図るというのが、それである。Ⅱにおいて考察したように、日本の大企業は一日の労働時間を延長する代わりに、いわば休日をまとめて労働者に与えるというやり方で、労働時間の短縮に対処してきた。したがって、日本の労働行政史上例外的といってよいほど強化された労働時間行政も、企業の許容範囲を越えるものではなく、むしろそれに追随するものでしかなかったのである。この結果、すでに目標年次に達した今日、ほとんど見るべき成果があげられていないのも当然の帰結である。

また、このように見てくると、労働大臣の私的諮問機関である労働基準法研究会第二部会によって、84年8月に提出された「労働時間関係中間報告」の意図とその反動的性格も明瞭であろう。すなわち、それは、労基法改正の基本的方向として「一週の労働時間を短縮し、一日の労働時間を弾力化する方向で検討する」とし、「当面、一週45時間、一日9時間とすることが考えられる」と提案している。<sup>1)</sup>この「中間報告」の主要な眼目は現行労基法で厳格に制限されている一日の労働時間の「弾力化」にあり、主として労働時間の不規則な第三次産業を意識したものであるが、これによって、Ⅱで見たような日本の大企業の労働時間対策は一層容易に実行することが可能になるのは、明白であろう。し

たがって、「中間報告」はこの間企業と労働行政が一体となって進めてきた労働時間政策の延長線上に位置づけられるものである。<sup>2)</sup>

### 注

- 1) 時間外労働の規制に関しては、さきに指摘した「時間外労働協定の適正化指針」の「目安時間」の制度化の検討を提案している。
- 2) このような労基法改正案に対して経営者団体はいろいろな注文をついている。たとえば、日経連は次のような意見を発表している。

「労働時間短縮については、法定基準の引き上げにより進めるものではなく、わが国の産業界の実態を十分考慮し、現行法定労働時間一週48時間を基準にして、企業の実情に応じ、個別労使の自主的努力にゆだねるべきである。……

また、一日の法定労働時間については、就業形態の多様化に伴い、その制限を取り払い、労使間の自主決定に任せ、弾力化を図るべきである。」(日経連「労働基準法研究会第二部会『労働時間関係』〈中間報告〉に対する意見」)

### おわりに

マルクスは、「はじめに」において引用した『資本論草稿』のなかで、資本主義制度との関連において時間について論じ、その本質的意義が労働者の「発達する場」であるということを強調している。

「工場制度のきわだった点は、剩余価値の本性がそこに現われるということ、そこでは剩余労働、つまり労働時間の問題が決定的になる、ということである。しかし、時間は、じつは、人間の活動現存である。それは、たんに彼の生活の尺度であるだけではない。それは、彼がそこで発達する場である。資本が労働時間を不当に蚕食するということは、とりもなおさず労働者精神的および肉体的生活の横領なのである。」<sup>1)</sup>

日本における労働時間の短縮の主要な方法は、一日の労働時間の延長と、労働強化を代償に、まとめて休日を与えるというものであった。しかし、この限りにおいて、ともかくも日本の労働者は休日の増大=自由な時間を獲得してきた。

さらに、この労働時間の基礎上で、「減量経営」が強行され、一層の労働強化が追求されてきた。しかも今日、労働強化はマイクロエレクトロニクス技術の利用によって新しい段階に引き上げられつつあり、したがって労働時間と労働強度の新しい「分岐点」が現われざるをえないものである。かかる意味において、資本蓄積それ自体が労働時間短縮の手がかりを拡大させざるをえないものである。<sup>2)</sup>

もちろん、これはあくまでも客観的な条件である。しかもこれまでの分析が示唆するように、日本の長時間労働はすぐれて日本の経済構造そのものにかかわる問題であり、したがって労働時間の短縮に対する資本の抵抗も非常に強くなりざるをえない。しかし、再度強調しておくならば、日本の労働者が「自由な時間」を自らの発達の場として位置づけ、労働時間の短縮運動に取り組むならば、その条件は確実に拡大しているのである。労働時間の短縮は資本主義の重要な歴史的法則なのである。

## 注

1) MEGA, II/3.6, SS.2020~2027. 中峯照悦・

## ●読者のひろば(1)

## 科学的立場からの政策論を

代田 純(横浜市)

45号の論文、甲賀光秀「Stagnation克服策と利潤規制」および大西広「臨調軍拡路線への平和と民主主義の代案」を興味深く読ませていただきました。大西さんの論文は問題点もあると思いますが、それだけに大胆な主張をされています。科学的立場からの政策論が今こそ求められている時はないと思います。今後もこうした特集を組んでいただきたいと思います。  
(院生)

伊藤龍太郎訳『1861-1863年草稿抄』大月書店、  
1980年8月、212ページ。

2) この点についてマルクスの指摘を再度引用しておこう。

「ところで、労働の強度にも延長と同様に、限界がある。その限界は、強度が一定点に達すると、およそ長さを短縮しなければ高めることができない、という〔点〕にあらわれる。したがって、たとえばいま10時間が、それにふさわしい度合の、労働の強度あるいは労働時間の濃縮度、つまり一刻一刻に提供される労働量をともなって標準的な平均労働日〔をなしている〕とすれば、その基礎上で、労働そのものをそれ以上緊張させることなしにより生産的にするたぐいの発明はすべて、たんに相対的剩余価値を増大させるだけであろう。しかし、この生産諸力の発展に新たな労働時間の濃縮が結びつけられ、その結果、労働の生産性だけでなく、同一時間内の労働量も増えるとすれば、まもなくすぐに、総労働日を再び短縮せざるをえない時がくるであろう。」(Ibid., S. 1906, 同上書, 26ページ。)

(ゆあさよしお・所員・愛媛支部)

## 教育・文化問題など、からめ手からのアプローチを

沼田 欣二(京都市)

「共働き家族と労働時間の短縮」はわかりやすい論文であった。パートタイム労働の権利のなさではなく、気楽さ、責任のなさにもっぱら注目したがる国民の傾向、日本人の無意識の傾向を感じます。

経済はむつかしいという先入観が僕にはまだあります。とつつきやすくしてほしい。だからからめ手からせめることも考えて下さい、教育・文化など。  
(高校講師)

# 工場法を片山潜（上）

—1896年～1903年—

坂 本 悠 一

## はじめに

I 1898年工場法案と労働運動(1896～99年)

(1)片山の社会改良主義と工場法論

(2)1898年法案と労働組合期成会

(3)1898年法案にたいする片山の論評

II 社会主義運動と1902年工場法案(1900～03年)

(1)片山の社会主義思想と工場法論

(2)1902年法案にたいする片山の態度

(3)『我社会主義』における革命と改良

〔以上本号〕

III 工場法の制定と片山潜(1907～14年)

むすび

## はじめに

長時間・低賃金労働を特徴とする戦前日本資本主義のもとで、その労働条件を保護するほとんど唯一の立法が工場法であった。ことに、団結権の法認がついに陽の目をみず、労働組合の力でそれ以上の条件を闇いとることが困難であったという事情のもとでは、工場法の規定は多数の労働者の境遇に少なからぬ影響を及ぼすものであった。

わが国最初の工場法は1911年に公布され、16年に施行された。<sup>2)</sup>イギリスにたいしてはもちろんあるが、植民地インド(1881年)や帝政ロシア(1886年)に比べても、はるかに遅れた立法化であったばかりではなく、その内容もまたきわめて貧弱で、「骨抜き」という批判を免れない程度のものであった。

その最大の要因として、担当官僚をして「嘗テ所謂労働運動若ハ社会的運動ナルモノト、何等ノ交渉ナクシテ制定セラレタリ」といわしめたような労働運動の対応の弱さが、從来から広

く指摘されてきた。<sup>5)</sup>確かに、1911年法の制定につながる日露戦後においては、組織的な労働運動は展開されなかった。しかし、工場立法がはじめて立案された日清戦後においては、きわめて少数とはいえ労働組合が組織されており、工場法制定を要求する運動も存在していたのである。

片山潜(1859～1933)<sup>6)</sup>は、黎明期労働運動の指導者として工場法制定運動に手を始めたばかりでなく、その後労働運動が壊滅し、社会主義運動が厳しい弾圧にさらされていた時期にあっても、工場法の制定を要求し続けたほとんど唯一の社会主義者であった。

彼がアメリカ留学から帰国した翌年、1897年には最初の工場法案が立案され、その後迂余曲折を経て、1911年3月公布の工場法に結実するが、彼はその施行(16年9月)をまたずに、1914年9月、事実上アメリカに亡命する。この間における彼の運動上の地位や考え方には少なからぬ変化がみられるが、工場法の必要性を一貫して主張し続けただけでなく、これらの法案のすべてにたいして批判を加え、資本家側の修正要求に対抗すべく労働者による運動を組織するために心血を注いだ。

本稿ではこうした片山の工場法にたいするかかわりを、その思想と行動の両面からひもとくことによって、この労働運動と社会主義運動の先覚者が労働者の発達の問題にどうとりくんだのかをあきらかにしたい。

〔本稿中、片山の文章からの引用については、字体と仮名遣いを改めた他、強調符などはすべて省略した。傍点は引用者が付したものである。〕

## 注

- 1) 鉱山労働については、工場法と同時に、鉱業法(1905年)にもとづく鉱夫労役扶助規則が施行されている。
- 2) イギリスとの対比としては、最初の工場法とされる1802年法ではなく、それが一応の体系化をみる1833年法と比較すべきである。
- 3) その詳細は後述するが、婦人・児童の12時間労働日という規定についてだけ比較しておくと、当時インドでは、婦人が11時間、児童が7時間とされており(1891年・1911年法)、ロシアでも全労働者に平日11時間30分(1897年法)が法制化されていた。
- 4) 岡実『工場法論』有斐閣、1913年、479ページ。著者は工場法制定時の農商務省工務局長。
- 5) たとえば、大河内一男「労働保護立法の理論に就いて」『大河内一男集』第1巻、労働旬報社、1981年、41ページ、岸本英太郎『日本絶対主義の社会政策史』有斐閣、1955年、143ページなど。
- 6) 片山の自伝としては、『自伝』岩波書店、1954年、「歩いてきた道」(片山潜生誕百年記念会編『片山潜著作集』第1巻所収)河出書房新社、1959年、『わが回想』上・下巻、徳間書店、1967年があり、伝記で単行本となっているのは、岸本英太郎・渡辺春男・小山弘健『片山潜』第1・2部、未来社、1959・60年、隅谷三喜男『片山潜』東京大学出版会、1960年、ハイマン・カブリン、辻野功ほか訳『アジアの革命家片山潜』合同出版、1973年、河村望『片山潜』汐文社、1974年、などである。本稿も、これらの文献に少なからず依拠しているが、個々に典拠を示すことは省略した。

## I 1898年工場法案と 労働運動(1896~99年)

### (1) 片山の社会改良主義と工場法論

片山は、1896年1月、12年にわたるアメリカ留学から帰国した。彼は苦学の末、文学修士の学位を取得しているが、その“働きつつ学ぶ”<sup>1)</sup>生活のなかで身につけたものは、キリスト教の信仰とリベラルな社会学であった。

帰国当初の片山は社会改良事業を志してキングスレー館を設立、セツルメント活動にとりくむ一方、社会問題研究会や社会政策学会にも参

加している。1897年7月、労働組合期成会が結成されるとその幹事に選出され、12月にはその事実上の機関紙『労働世界』を創刊、労働運動に本格的にとりくむことになった。

片山の最初の著書『鉄道新論』は、労働問題にも論及しているが、イギリスにおける「労働改良」の方策として「職工場条例」をとりあげ、「労働者の地位は大いに改良せられ、その品位頗る上れり」と、その効果を高く評価していた。<sup>2)</sup>

1897年7月、片山ははじめて労働問題を本格的に論じ、「労働団結の急務」を力説している。しかし、この団結は資本との抗争を挑むためのものではなく、ましてやそれを否定するためのものではない。彼は資本を「生産工業の原素」と呼び、労働とあわせ、「両者共に工業上に欠く可からざる者」であるとしていたが、「労働は生産の原動力なり、又富を生む母なり」、さらに、「労働が変じて資本となる」と、労働の側の本源性が確認されており、「神聖なる労働者」<sup>3)</sup>の社会的役割が強調されている。<sup>4)</sup>

この労働者の生産者としての側面の重視、また、彼らによって担われる資本主義的工業の生産力にたいする信頼は、のちの社会主义思想においても継承される片山の基本的な立脚点となっていくのである。<sup>5)</sup>

片山はさきの論説で、欧米では「労働の団結」が「婦人年少者のために特別の労働制度」を要求し、その結果「工場の制度も法律を以て制限を加うるに至」ったことに触れていたが、同年8月には、日本においても「工場法亦遠からず出でんとする」として、はじめて日本の工場法を論じた。<sup>6)</sup>すなわち、「我邦に於ても早晚資本家と労働者との間に衝突の起る」という予測から、「此の時に當り工場法等を規定するのは時宣しきを得たる者」とし、その「模範」を欧米のどの国に求めるべきかを論じ、イギリスの制度を推奨する。その理由は、フランスに範をとれば「虚無無政府党」、ドイツに範をとれば「社会共和党」を、それぞれ誘発するおそれがあるというものであった。

ここでは、「労働戦争を開くの不幸に至らざ

るよう予め注意を尽」すことが主張されており、この点で、片山は労資協調論者ということができるが、その本旨は、「労働者がペトロネージ（守護）を得るよりも自由を得て望みに従って同盟団結をなし以て自治独立の方針を取る」というところにあった。つまり、労資調和はそれ自体が至上の目標なのではなく、「労働者の進歩を計り工業の盛大を期する」ための不可決な条件なのであり、工場法はこの調和に接近する有効な一方策として位置づけられていたのである。

片山は、このいわゆる「真正の調和」論の立場から、労働組合運動にとりくみ、それをつうじて労働者のおかれた現状を広く見聞することになる。そして、労働者の労働と生活をめぐる具体的な諸問題についても論じるようになるが、そのひとつに労働時間の問題がある。<sup>9)</sup>

たとえば、1898年の演説では、「時間を余り沢山に働くかず、自分の身体を壊らすような仕事をせずして、充分な給金を取って、自分の健康を増して行く」ことを勧め、さらに「大切な労力と言う資本の為めに時間を短くしなければならない」という要求をなすったならば、随分適当の時間に向って充分に其要求を申立てることが出来よう」と、時間短縮運動を提倡している。しかも、それはたんに肉体的保護の必要性からだけではなく、「人間が始終働いて居って遊ばなかつたならば、其人は馬鹿になる」として、精神的発達の必要性からも説かれている。こうして、「朝から晩まで一つの工場に這入って働いて、新聞一つ読むことをせず交際も疎にせずして、星を見て出て月を踏で帰ると言う様な有様」を改善し、「正当な時間を働きに用いて充分の賃金を取り其の余の時間を以て書物でも見るとか、或は人と交際して位置を高める、又は其技術を進める」ことの必要性が説かれる。

こうした片山の発達論において、念頭におかれていたのは男子労働者、それも労働組合の組織対象になるような「上等職工」であったと考えてよい。彼らこそが資本主義的工業生産の担い手であり、その発達は工業の発達の基礎であり、ひいては資本家の利益にもかなうものであ

った。したがって、片山は工場法にたいして、婦人・児童労働の酷使の救済という当面の対策以上の積極的な役割を期待していたのである。彼はこうした理念に立脚して、日本最初の工場法案にとりくむことになる。

## (2) 1898年法案と労働組合期成会

日本における近代的な労働運動が産声をあげた<sup>11)</sup>1897年は、事実上最初の工場法案が立案された年でもあった。名称こそ「職工法案」となつておらず、労働者取締法規の片鱗を残してはいるが、労働時間の制限などは、後の諸法案に較べて遜色のない水準にあった。結成まもない労働組合期成会は、さっそく役員会を開いて農商務大臣との面会などの運動を計画するが、この法案は流産する。<sup>12)</sup>

翌98年は、日本の労働運動にとって画期的な年であった。鉄工組合に加え、日鉄矯正会、活版工懇話会が結成されて、熟練労働者中心の組合活動が前進した。片山の編集する『労働世界』はその社説で、10ヵ条の政治的要求のひとつとして「組合法案及工場法の制定」を掲げている。<sup>13)</sup><sup>14)</sup>

この年、農商務省は新たに「工場法案」を立案し、9月には全国の商業会議所に、10月には第3回農商工高等会議に、それぞれ諮詢した。労働組合期成会では、すでに5月から有志による「職工条例(工場法案)研究会」を開き、社会政策学者などを招いて討議を重ねていたが、9月23日の「月次会」で、修正意見を議決し、運動方針を決定した。10月に入ると、片山ら5名の陳情委員は、4回にわたって農商務省幹部・農商工高等会議議員などを歴訪し、農商務大臣にたいしては、組合員連署による「請願書」を提出了した。他方、11月3日に計画されていた「運動会」(デモ行進)は警視庁によって禁止されたが、10月23日には横浜で、11月6日には東京神田で「政談演説会」が開催された。<sup>15)</sup>これとは別に、社会政策学会は、10月26日、工場法にかんする「学術講演会」を開催、片山も「労働時間」というテーマで演説している。<sup>16)</sup>

ところで、このときの工場法案の内容をめぐ

っては、つぎの三つの争点があった。<sup>17)</sup>

①適用範囲について、法案が、労働者50人以上の工場としていたのにたいし、労働組合期成会は、5人以上もしくは原動力使用工場にまで拡大することを要求した。

②労働時間について、法案が、休暇(月2日)、休憩(1日1時間)以外の就業制限を幼少年労働者に限定し、10歳未満の就労禁止(例外を認む)と、14歳未満の10時間労働日(延長を認む)を規定していたのにたいし、期成会は全労働者の10時間労働日(<sup>18)</sup>14歳未満は8時間)と週休制を要求した。

③法案は労働者にたいし「職工証」の所持を義務づける条項を盛り込んでいたが、期成会はその削除(徒弟を除く)を要求した。

農商工高等会議は、11月4日、法案に大修正を加えた答申を可決した。その内容は、①工場の安全・衛生にかんする規定は原則として原動力使用工場のすべてに適用、②1日の労働時間を12時間とし、児童だけでなく女子にも適用、③職工証の規定は削除、というものであった。

『労働世界』は、ほとんど毎号のように工場法の問題を報道・論評していたが、高等会議の修正を社説でとりあげ、<sup>20)</sup>労働時間については、「原案に劣る」としながらも、他の点については「委員諸氏の効を多」とする歓迎の意を表明した。ところが、この間の政変で内閣が交替したことにより法案の不提出が伝えられる情勢となつた。同紙は、「農商務大臣に向て工場法の提出を望む」、「労働者は一大決心を要す」との社説を掲げ、農商工高等会議の修正案を「無きに優る」ものとし、その立法化のため「団結を鞏固にして大に運動する」ことを呼びかけ、「否らずんば君達の生命とも謂うべき工場法案は決して取り得べからざるなり」と決起を促した。しかし、この運動は継続されず、法案も結局握り潰しのうきめにあった。

以上、労働組合期成会の工場法案にたいする運動は、日本の労働者が自らの運命を左右する法律にたいして、未熟ではあれはじめてとりくんだ政治闘争として記憶されるべきであろう。

しかも、1911年工場法の制定に至るまで、ついにこのような運動を再現しえなかつたのである。<sup>22)</sup>

とはいへ、制定運動の火種が消え去ってしまったわけではなく、労働組合も、この課題を放棄したわけではなかつた。1899年6月、鉄工組合の「委員総会」は、「農商務をして工場法案を來議会に提出せしむる」趣旨の運動方針を可決<sup>23)</sup>、同年9月の期成会の「月次会」も、「工場法制定運動は昨年農工商高等会議に於て議決せられたる草案に依り今期議会に提出せらるるよう運動すること」を決定<sup>24)</sup>、さらに1900年2月には、期成会・鉄工組合の「本部員」による「工場取締法制定請願」が貴衆両院に提出されたといふ。<sup>25)</sup>

しかし、これらの動きはいずれも散発的なものにとどまつた。それは運動の担い手となる組合組織自体が、組合員の急減、内部の対立などで急速に弱体化しつつあったからであり、治安警察法による弾圧がこれに追いうちをかけることになる。

### (3) 1898年法案にたいする片山の論評

片山は、工場法制定運動の渦中にあって、一般雑誌にも寄稿し、工場法案の批判にとりこんでいる。

まず、工場法の一般的意義を述べた1898年10月の論説では、「自由放任主義」にもとづく労働者保護不要論を退け、高賃金・短時間の高能率労働こそが工業発達の「文明的方針」であるとし、「工業をして真正に健康なる生長をなさしめんとするか吾人は是非とも工場法の制定を期望せざる可からず」と主張する。そして、この「文明的方針」は「機械の精良労働者の善美」を条件とし、そのためには、「労働者の働く所即ち工場の建築を精美にし労働者の健康に注意し又労働者の時間を減じて自己修養の余裕を与え実際の賃金を増して其の生計の程度を高めしめ所謂職工教育に尽力して以て彼等の技術を進歩せしめる」ことが必要だからである。だからといって、工場法はたんなる「工業の奨励法」であつてはならず、ましてや「工業家の便利を

計る」ものであってはならない。あくまで「労働者のため」のものでなくてはならないとする。

また、別の論説では、「労働者の善良なるは工業の精良を來し、又結局工業家の利益」になることをまず確認したうえ、労働者の利害という視点から政府の法案の内容を批判する。それは、「労働者の善良」をはかり、一国經濟の「百年の大計を立つる」という工場法本来の目的にそぐわないばかりか、紡績工女にみられる奴隸以下の状態という「目前の大弊害」を救済するという限定された目的にとっても、「毒にも薬にもならぬ」内容であり、「工業界一時の氣休め」にすぎないと酷評している。とくに職工証の規定については、「労働者を工業雇主の奴隸とする者」、「惡虐非道なる法」、「ライカルガス的酷法」と非難し、このように「労働者の自由を束縛し独立を妨げ権利を侵害して、労働者のためにあらずして、工業家の便利を計らん為」の工場法には「極力反対せん」とまで言っている。

この職工証は、労働者の保護どころか、その取り締りを意味し<sup>30)</sup>、片山にとっても、また労働組合期成会にとっても絶対に譲ることのできない争点であったが、この規定が撤回されれば、片山にとって政府の法案は満足のいくものであるかといえば、けっしてそうではない。婦人・児童労働の保護以上の意義を工場法に求めていた彼にとっては、それはあまりにも理想とかけ離れた代物にすぎなかった。

さて、最初の工場法制定運動の経験は、片山に少なからぬ教訓を与えた。1899年8月の論説では、従来自分のとりくんできた労働運動が「純粹の経済運動」であったとし、「所が今日歐米の有様を見ますると此主義は到底行かないと言うことになって来つつある」として、これに反省を加えている。そして、「労働問題と言うものは純粹の経済的問題として飽まで解釈を試みるが正当であるか…………労働者に政権を与へて彼等をして自ら国会に於て平和の下に立法の手段の下に於て労働者自身の保護をせしめなければ行けないかと言うこと」について

の困惑を告白している。つまり、彼は労働者が参政権を獲得して、自ら立法化するのでなければ、真の労働者保護は不可能ではないかと思い始めているのである。

つづいて、この年10月の論説では、労働組合、「労働者の教育」、「労働者の信用機関」と並んで、「労働者の保護」を運動の課題に挙げているが、そこでは「政事的運動の下に労働者保護を得ん」、「政事に嘴を容れ、以て之が目的を達せん」ことが明記されている。しかし、「工場法など言う広大なる、且つ其関係する所も極めて広き者」は、「制定にも頗る困難にして、其完全は殆んど期し難」いので、当面は「急を救う所の保護法、即少年労働の禁制、婦人及青年労働の制限」を目標にするのが現実的であるという。したがって、「吾人は今後工場法運動に先づて、幼年婦女労働保護を絶叫せんとする方針が表明される。<sup>34)</sup>

こうして、日本の労働運動、とくにその政治的力量の現状を考慮したとき、彼が当初抱いていたような理想的な工場法は実現困難なものとして、後景に退かざるをえなくなる。

### 注

- 1) 片山によれば、「其講習の余暇、依然労働を為す」というその生活が「労働者に向って、多くの同情を牽くこと」につながったという(『国民之友』348号、1897年5月、16ページ)。
- 2) 『鉄道新論』博文館、1896年、150ページ。また、1894年のイギリス旅行の際の見聞をもとに書いた『英國今日之社会』(1890年刊)でも、「労働者のソレードユニオン」の運動が「労働者保護律」を獲得したことに関連している(前掲『著作集』①、186ページ)。
- 3) 「労働團結の必要」『六合雑誌』199号。以下、引用は前掲『片山潛著作集』第2巻、1960年、14-20ページより。
- 4) この論点は、「彼の言論の終始一貫した基礎的前提」(松沢弘陽『日本社会主义の思想』築摩書房、1973年、77ページ)であった。
- 5) 片山は、「團結は勢力なり」とともに、「労働は神聖なり」を、『労働世界』のスローガンとして掲げていた。
- 6) 片山は、「器械の発達益々複雑に赴き搾業愈

- 々精密加うるに従て之を使用する職工の知識上技術上の需要は日々増進しつつあり」と、機械制大工業のもとでの労働者の発達を確認している(『労働問題に対する政治家の方針』『進歩党党報』23号, 1898年4月, 14ページ)。
- 7)『著作集』②, 16ページ。
- 8)「日本に於ける労働問題」『六合雑誌』200号。以下、引用は編纂委員会編『資料日本社会運動思想史(明治編)』第3巻, 青木書店, 1968年, 46-57ページより。
- 9)片山は、日本の労働統計の不備をつき、とくに労働時間・休日にかんする統計の必要性を主張している(「今後の労働運動」, 『六合雑誌』225号, 1899年10月。『著作集』②, 58-9ページ)。
- 10)「労働者の経済」『労働世界』11-3号, 1897年5~6月。以下、引用は複刻版、労働運動史料刊行委員会, 1960年, 105, 115, 125ページより。
- 11)工場立法の起点を1882年まで溯ることの誤りについては、拙稿「日本工場法成立史研究の問題点」『大樟論叢』8号, 1976年3月, を参照。
- 12)『労働世界』1号, 1897年12月。複刻版, 8~9ページ参照。
- 13)片山潜・西川光次郎『日本の労働運動』(1901年刊)岩波書店, 1952年, 39-40ページ。
- 14)「第二の維新=新政」『労働世界』16号, 1898年7月。複刻版, 153-5ページ。
- 15)以上、期成会の運動については、労働運動史料委員会編『日本労働運動史料』第1巻, 同刊行委員会, 1962年, 446-51ページによる。
- 16)『労働世界』24号, 1897年11月。複刻版, 238ページ。
- 17)以下、法案の内容は、前掲『日本労働運動史料』第3巻, 1968年, 185-8ページ、期成会の修正要求の内容は、同194-8ページによる。
- 18)期成会の要求を「一般的な労働時間制限としては週休制だけ」(藤文武「労働運動と労働立法(3)」『経済』1985年3月号, 110ページ)とするのは誤りである。ただし、この条項は、前掲『日本の労働運動』では省略されており、あまり重視されていなかったと解することもできる。確かに、婦人労働の制限が独自の課題とされていないことなど、修正要求が全体として「クラフトユニオン立場から必然的に生じた」(藤本武『賃金と労働時間』ミネルヴァ書房, 1959年, 272ページ)ことは否定できない。
- 19)通商産業省編『商工政策史』第4巻, 同刊行会, 1961年, 47-9ページによる。
- 20)「新工場法案を評す」『労働世界』24号, 1897年11月。複刻版, 235ページ。
- 21)いずれも、同紙25号, 1897年12月。同上, 243-4ページ。
- 22)この運動は、「組織的に展開されたものとしては、最初にして最後であった」(小林端五『工場法と労働運動』青木書店, 1965年, 252ページ)。
- 23)『労働世界』40号, 1898年7月, 複刻版, 384ページ。
- 24)『労働世界』46号, 1898年10月。複刻版, 444ページ。なお、同日の工場法研究会は、前年の修正案からやや譲歩した「試案」を採択している(同上, 445-6ページ)。14歳未満の児童と女子について、10時間労働日(延長不可)を盛り込んでいる。
- 25)『労働世界』56号, 1900年3月。複刻版, 524ページ。なお、この第14議会では衆議院で、「工場取締及工業ニ從事スル労働者ノ保護ニ関スル建議」が採択されている。
- 26)片山は、期成会の衰退の原因のひとつに、会員が「工場法の制定せられざりしに失望せし」ことをあげている(前掲『日本の労働運動』74ページ)。
- 27)「工場法と工業」『東洋經濟新報』105号。以下、引用は『著作集』②, 35-9ページより。
- 28)「工場法案と労働者」『新世紀』第1巻9号, 1898年10月, 27-31ページ。
- 29)古代スバルタの立法者 Lykrugos をさす。
- 30)『労働世界』社説は、その本質を「英國中世紀の労働者虐制法」と喝破した(同紙21号, 1898年10月。複刻版, 204ページ)。
- 31)「日本に於ける労働(三)」『社会』第1巻6号。以下、引用は『著作集』②, 50-5ページより。
- 32)「今後の労働運動」『六合雑誌』225号。以下、引用は『著作集』②, 57-65ページより。
- 33)片山はすでにこの年7月の別の論説で、労働問題を「政治問題と為さざるべからざるは瞭然たり」と断言している(『経済界の新現象』『六合雑誌』223号, 15ページ)。
- 34)翌年5月の『労働世界』社説「工場調査に就ひて当局者に望む」は、「完全なる工場法」よりも、「幼工婦女子」にたいする「救済矯正」が「焦眉の急務」であることを主張している(同紙61号。複刻版, 566ページ)。

## Ⅱ 社会主義運動と 1902年工場法案(1900~03年)

### (1) 片山の社会主義思想と工場法論

片山がいつの時点から社会主義を信条とするに至ったのかについては、その「社会主義」の定義いかんによってさまざまな解釈が成り立つ<sup>1)</sup>が、帰国当初の彼は社会学を原理とし、「社会主義は社会改良に関する改良策なり」とする「社会主義」を主張していた。この社会改良は、「普通撲撃法を取り、小児婦女の労働に制限を加え、一般労働時間を定めたるが如き」手段によるもので、「社会の組織を破壊せんとする社会党」の社会主義とは、明確に一線を画したものであった。

片山は、1898年10月に設立された社会主義研究会の会員であったが、当時の片山の「社会主義」は、労働問題にかんしてはいわゆる社会政策の部類に属し、したがって社会政策学者とも共存したのであった。しかし、彼は、その「真正の調和」論の立場から、労働者の理想としての社会主義にむかって前進することをやめなかつた。<sup>6)</sup>こうして、はやくも1899年には、社会政策学会とは敵対するに至り、他方、社会主義研究会は、翌年1月に社会主義協会へと改組されて、彼はその中心メンバーの一人となる。<sup>7)</sup>

この1900年1月の論説では、「完全なる労働者の発達と其保護は到底現制度の上に見る可からず」と社会主義の制度的優位を確認したうえ、「吾人の理想なる社会主義の社会が、組織せらるる迄は、彼等諸改良策を施行せんことを望む」と、改良と社会主義が一応区別されている。同時に、「都ての改良策と都ての進歩は社会主義の理想に近きつつある」と、改良をつうじての社会主義を展望している。<sup>8)</sup>

つづく、同年5~7月の論説では、「社会改良を唱ふるもその其目的や貧民を廃止するにあらずして貧民扶助にあり」と改良主義を退け、「貧乏を廃するは賃金労働を廃するなり」として、「生産上に於ける資本家制度を廃棄し」、

「生産機関を国民共有に帰する」「社会的革命」による「社会主義的国家の組織」を主張するに至っている。

しかし、改良全般が否定されているわけではない。彼は、イギリス工場法の歴史に論及して、「少年婦女子を保護する法律制定」をもって「賃金労働者に取りて第一の勝利」とし、これにつぐ成果としての「普通教育制度」も、「賃金労働者なる一階級を全廃するに向つての力は彼の完全なる工場法に及ばざるや明白なり」と、その意義を高く評価している。

ところが、「今日英國労働者が八時間労働に向つて運動する情態は、五十年前彼等が十時間労働に向つての運動とは大いに其赴きを異にするに至つたといふ。なぜなら、「労働法に向つての争点は漸次資本家と労働者の二階級の間に於ける争闘となり来れり、今や労働者は其地位を高め其固有の権利を得るに當り資本家より望む處は殆んど絶へたり、彼は彼自身に依頼するの外なきに至れり」というのがその現局面だからである。つまり、「完全なる工場法」は、階級闘争をつうじて勝ち取らなければならないものになりつつあることが確認されている。

彼はこの翌年、「噫労働者の強請するまで工場法制定せられざるべき乎」と書いたが、これはたんなる慨嘆ではなく、以上のような裏付をもつた判断でもあったと解すべきであろう。

さて、資本主義的工場制度と工場法の先進国イギリスで労働保護立法が独占という壁に阻まれつつあると感じられたとき、これに代つて注目を浴びてきたのが、オーストラリア、ニュージーランドの社会政策であった。片山は、1901年8月から翌年4月にかけて、「社会主義実行を以て天下に名声を博し」ていたニュージーランドの現況を政治・経済・労働の全般にわたつて紹介している。<sup>11)</sup>とくに、その労働政策については、「今日我邦の資本家及び資本家に屈従せる卑劣なる学者輩が労働保護法及工場法に反対するの愚を証するに足るべし」として、とくに詳細にこれをとりあげている。<sup>12)</sup>

彼はニュージーランドの労働政策を、「社会

主義的労働政策」、「社会主義を応用して以て其効果をあげんと全世界に卒先して既に成功したるもの」と評価する一方で、「工場法は以て工業の発達を早めたり、労働者保護は以て国家経済を一層鞏固の地位に置きたり」とも言って、それが「産業の発達を円滑ならしめ」る側面を強調している。<sup>13)</sup> それだけではなく、ニュージーランドの労働政策が、「個人的私有財産制度の範囲内に於ての改良進歩」であることを確認したうえ、当面の労働問題の「平和的」解決にとっても役割をも指摘している。<sup>14)</sup>

この論説では、階級闘争をつうじての工場法の獲得というさきの主張とは異って、資本主義のもとの産業平和を達成する手段としての工場法の有効性が説かれており、その意味では政策主体としての国家の性格いかんでは、工場法という立法の選択が可能であるかのように見えられている。<sup>15)</sup> こうして、ニュージーランド工場法は、「将に出でんとする我工場法案を判断するの好資料」とされ、「不完全にしても一日も早く之が通過を欲するものなり」と、工場法にたいする期待が表明されている。彼はけっして工場法の課題をあきらめてしまったわけではなかったのである。

片山は、労資関係の改良を、外国のモデルの導入という点だけで論じていたわけではない。1902年4～8月の論説は、<sup>16)</sup> 労働問題の「最終の解決」を「資本の公有」、すなわち社会主義に求めつつも、当面の労資関係の改良策として、主に個別の労使関係にかかる具体的諸問題がとりあげられている。<sup>17)</sup>

労働時間の問題については、「青年職工若しくは従弟の労働時間を制限して六時間又は七時間となす」ことを「職工教育の急務」としており、「幼年及青年労働者の時間を短縮し、同時に夜学校を設けて職工として又市民として必要な知識を彼等に与ふ」こと、また、「壯年者に対する教育の設備」として、「自由図書館」、「労働俱楽部」、「自由講座」、「小冊子教育」、「美術館と音楽堂」、「劇場及寄席の改良」、「普通撰挙」などが提唱されている。ここでは、生産者

としての「労働者の知能の発達」が、市民として、また国民としての発達と一体のものとして把えられており、労資関係の改良がひいては労働者の政治的発達につながることが確認されている。労働組合が弱体化したなかにあっても、絶えず演説会を開き、労働者にむかって働きかけることを止めなかった片山は、労働者のこの発達に期待し、これに賭けようとしたのであった。

以上、社会主義者片山は、独占資本主義のもとの改良の一般的困難性を認めながらも、なんとかしてその活路を見い出そうとしており、当面、資本主義経済と調和しうる「社会主義的」改良の方途を探りつつあったのである。<sup>18)</sup>

## (2) 1902年法案にたいする片山の態度

1900年は、片山の実践活動においても、ひとつの転機となった年であった。この年3月の治安警察法の制定は、政治活動の必要性を痛感させ<sup>20)</sup>、彼はただちに普通選挙運動に参加して、その指導者の一人となった。一方、労働運動はひきづき後退を続け、翌01年に入ると、片山の指導する鉄工組合・労働組合期成会も、有名無実の状態に陥る。しかし、この年4月には、わが国最初の「労働祭」ともいべき第1回「労働者大懇親会」が盛大に開かれ、さらに同月、日鐵矯正会の総会が「社会主義を標榜」する決議を採択したことは、片山をとりわけ勇気づけた。これを契機として、5月、社会主義を掲げた最初の政党として社会民主党が結成されるが、ただちに禁止され、片山らは、社会主義協会に拠って社会主義運動を続けることになる。とくに、彼は、その事実上の機関紙『労働世界』(1901年12月終刊)とその後継誌『労働世界』(02年4月復刊)、『社会主義』(03年3月改題)の編集・発行に意を注いた。

さて、社会主義者は、早くから工場法による労働者の保護を主張してきた。社会主義協会の活動としては、1900年5月、工場法をテーマとした研究会が開かれており、「政府に迫りて次の議会に工場法案を提出せしむるの運動を為す」

との提案を可決、児童・婦人労働制限のガイドラインについて討議し、合意事項としている。<sup>21)</sup>

また、社会民主党は、「生産機関として必要なる土地及資本を悉く公有すること」などを「理想」とし、当面の「網領」として、普通・公平・直接選挙、婦人・児童労働の制限、8時間労働日と週休制、団結権の承認、治安警察法の廃止など<sup>22)</sup>28ヵ条を掲げた。ここでは、普通選挙や工場法は、明らかに社会主義の実現とは区別された「実際的運動」の目標、いいかえれば改良の課題として位置づけられていることがわかる。

さて、1898年法案以後の工場法をめぐる動向であるが、ようやく1900年4月になって、農商務省内に工場調査掛が設置され、『職工事情』(1903年3月)に結実する実態調査を再開している。この調査を経て、1902年11月には「工場法案ノ要領」が全国の商業會議所に諮問された。12月、この法案にたいする態度を協議するため開催された臨時商業會議所連合会は、資本の「活達自由の行動経営」を阻み、労資の「温情美風」を損うとの理由で、その制定が時期尚早であるという趣旨の決議を採択した。<sup>23)</sup>

この間、一度上向いたかに思われた労働運動は、1901年11月の日鉄矯正会の解散、翌年4月の第2回「労働者懇親会」の禁止などの弾圧によって後退を余儀なくされる。しかし、工場法を要求する動きはけっして絶えてしまったわけではない。前述した第1回「労働者懇親会」では、片山の提案により、「労働を為す者の権利と利益を保護するため適當なる法律」、「幼年婦女子労働者を保護する為めに充分なる法令」を要求する決議がなされていた。<sup>24)</sup>同年8月の「都下労働者各組合有志の懇話会」も、「工業条例の発布を促す事」を決議しており、この懇話会を契機に9月に結成された大日本労働団体連合本部は、「工場法案を調査し、政府案として当期議会に提出せしむる事を運動する」ことを方針とした。<sup>25)</sup>しかし、法案が発表された時点では、すでに組織的な労働運動は懐滅状態であった。この法案にたいする組合の対応としては、

わずかに活版工組合の系譜を引く小組織である誠友会の決議が知られるのみである。<sup>27)</sup>

今回の「法案ノ要領」は、法律で規定すべき内容の大綱を示したにすぎないが、1898年法案の内容とくらべて、つぎのような変化があった。<sup>28)</sup>

まず、適用工場が労働者50人以上から30人以上へと拡大され、保護の対象となる幼少年労働者の範囲も10~14歳から11~16歳へと拡大された。また、広範な例外措置を認めてはいるが、深夜業の制限をはじめて盛り込んでいる。しかし、1日の労働時間については、5年前の農商工高等会議の修正と同じ12時間とし、しかも当面14~15時間労働をも容認する経過措置を伴ったものであった。なお、5年前に争点となつた職工証の規定はない。

片山は、この度の法案にたいしても論評の筆を執って、これを批判した。まず、児童の労働条件について、「年僅かに八歳にして未だ尋常小学を卒えざる小女を、多忙ならば九十日間は十七時間使役しても可なり、之も如何なる寒中の朝四時の早きに於ても、如何に炎熱煅くがごとき夏日の日中に於ても、其長時間を無制限に使役し得て、尚進んで此九十日間に於て休日は殆んど与えざるも可なりと言う」過酷な規定を語気鋭く糾弾する。さらに、このような「幼者婦人の労働時間が、直接間接に壮年労働者の勤務時間の上に多大なる影響を及ぼす」危険を、「法律を以て時間制限を十二時間以上にするは、陰然多数労働者の習慣時間を打破する者にして、経済上に於ては正しく労働者の既得権を侵害し、之を蹂躪無視する者」であると指摘している。総じて、「政府の目的は資本家雇主を保護するにあるか、労働者を保護するにあるかを疑わしむる」、「労働者に取りては、寧ろ有害無益」の法案という厳しい評価が下されている。

この直後の同年12月、東京経済学協会は、工場法案をテーマに討論会を開き、安部磧夫、幸徳秋水らの社会主義者も出席した。片山も、この席上で、「乍遺憾賛成すべき点少くして反対すべき点多きを認む」として、「労働者の既得権を侵害するの嫌ある」点など、法案にたいす

る「弁難」に熱弁をふるったことが伝えられており、<sup>31)</sup>ここでも政府案には反対の態度を堅持していることが知られるのである。

ところが、彼は5年前のように、法案にたいする修正運動に積極的にとりくもうとはしなかった。むしろ、「其成否に向っては多くの望みを囑せざりき」という態度で、『労働世界』<sup>32)</sup>でも工場法制定運動の提唱はみられないである。彼は工場法の課題を放棄してしまったのであろうか。

彼によれば、「眞の労働者の保護は、労働者が自ら悟って之を要求すると、社会の道徳が進歩して、世の識者が斯人類的運動に尽力するとの二者相待って始めて保護の実行が出来得る」ものとされている。だからこそ、「吾人は常に労働者の開発に努めつつありて、彼のレッドタビシ<sup>33)</sup>属史輩に望を囑せざる」ばかりでなく、「今<sup>34)</sup>の政府より善政良法の出づる予期せざる」心境ですらあったのである。いかんせん片山の努力にもかかわらず労働運動の力量が工場法を展望しうるような状態にはなかったとすれば、にもかかわらず法案、それも反労働的なそれを出してくる政府・国家というものをどうみるかという問題が、避けて通ることのできない課題であった。

### (3) 『我社会主义』における革命と改良

1903年は、片山の社会主义認識が国家権力を本格的に射程に入れるに至った画期的な年であった。この年7月、彼はこの時期の社会主义思想を代表する著作とされる『我社会主义』を公にしている。

彼が、本書において、「警察権も軍隊も将た都<sup>35)</sup>での行政機関も立法権も、資本家制度の維持に向って濫用すべし」と、国家の階級的性格を明らかにし、社会主义革命の本質が労働者階級による国家権力の掌握にあることを喝破したことは周知のとおりである。ここでは、この労働者階級の革命的主体形成の筋道が、どのように扱われているかという点を検討してみよう。

本書では、「社会的革命」の決定的瞬間にお

いては、労働者の政治的「同盟罷工」が決定的役割を果すことが強調されている。<sup>36)</sup>ここでも、社会のあらゆる「富・財産・資本」の源泉である労働こそが労働者階級の最後の拠りどころとされている。彼が本書の前半で、「専心經濟進化の活歴史を詳記」<sup>40)</sup>したのも、労働者階級の生産者としての役割を導き出すためであった。

問題は、労働者階級が資本主義の搾取と圧制のもとで、革命の主体としての政治的力量をいかにして蓄えるかであるが、この点は、資本主義のものとの改良をどう評価するかということと不可分の関係にある。

<sup>41)</sup> トラストさえも「社会主义の応用」とみる彼は、ヨーロッパにおける都市事業、交通機関、郵便制度などを「社会主义の応用」とし、また「共働事業」(協同組合)を「社会主义の実地練習」<sup>42)</sup>として、その意義を高く評価している。もちろん、この「都市社会主义」論は、「社会的革命」による社会主义とは明確に区別された、資本主義のものとの改良として位置づけられている。

この点は、当時片山とともに工場法にとりくんだ社会主義者である幸徳秋水と対照的である。幸徳は、1902年法案を批判した論説のなかで、工場法を「一時の緩和」「一時の調和」とし、「労働者自ら政権を執」り、「労働者自ら之を作」ることを呼びかけていた。<sup>43)</sup>また、『社会主义神髄』においては、労働者の保護が、社会主义政府の「第一着の事業」として位置づけられている。<sup>44)</sup>要するに、幸徳にあっては、改良は革命の成果として把えられており、同時に労働者は革命の主体勢力としてよりも、革命による解放の対象とされているのである。

さて、片山の場合、幸徳とは違って革命に先だつ改良の意義を認めていたが、問題はそれが、最終的な「社会的革命」とどのようにつながるかという点である。この点にかんする『我社会主义』の見通しはきわめて楽観的なものである。すなわち、彼にあっては、改良とは、「現時の資本家制度の社会に於て既に社会主义の主張するところの諸要件が生長しつつある」ことを意

味し、こうして、「経済上進歩し来れる社会主義は政事運動に依って然り社会主義の政党に依って最後の勝利を得る」ことになる。ここでは、「社会的政権争奪」をめぐる政治闘争が強調されているのに反して、改良は事実上「経済的進化」の結果に解消され、経済闘争としても、政治闘争としても、労資の階級闘争の域外に位置づけられている。

すでにみたように、彼は独占資本主義のもとの経済的利害をめぐる労資の衝突を否定的に把えていたが、本書では、「社会的革命」としての労資の政治的衝突が承認されることになった。しかし、この「革命」以前の段階においては、労資の調和が経済的にはむしろ望ましいものとされているように思われる。この労資の調和は一国の資本主義の発達を促進し、ひいては社会主義の土台を準備することにつながる。残された課題は、「社会進化の順序」に従って、「社会的革命」を遂行することだけである。その結果、「労働者の期望を達するは政事運動に依る」ことだけが強調されることとなる。要するに、その社会進化論的革命観によって、経済的改良のための闘争の独自の意義が否定しされてしまっている。

事実、この時点の片山の労働運動論には大きな変調がみられるのである。2年前には、労働組合とその経済闘争の「大連合」による政治闘争を「労働運動の永久不变の方針」としていたが、いまや、「労働組合の組織は困難なり、然れども政党組織は自由なり、故に今後の労働運動は組合組織に代うるに政党組織に依るべし」、「将来の労働運動は正々堂々の運動にして賃金增加の運動より普通選挙の要求に向って運動をなすべし、時間短縮の為めにストライキを為すより寧ろ政権要求の為めに全国同盟罷工を為すべし」との主張がなされるに至っている。<sup>49)</sup>

こうして、経済的改良のための政治闘争としての工場法運動は実践の課題からはずされてしまうことになる。しかし、「労働者の良友」としての片山にとっては、工場労働の惨状は一刻といえども放置し難いものであることに変りはない。

ない。1903年11月の『社会主義』社説は、「我当局者が一日も早く労働者保護の実を擧げんことを渴望」するあまり、臆面もなく内務省や勅令にたいして期待を表明するに至る。<sup>50)</sup>

さて、この1903年は、片山にとって多難な年となった。5月には妻が急死、6、11月と『社会主義』誌にたいする罰金刑、また10月には社会主義協会の役員を解任されて、社会主義運動の中心は平民社と『(週刊)平民新聞』へ移った。

このような状況のもとで、第2インタナショナル大会への参加を希望していた片山は、12月に渡米し、翌年8月にアムステルダムで開かれた第2インター第6回大会に出席、国際舞台に躍り出たものの、同年10月以降は、アメリカで、農場経営に従事、1906年1月の帰国まで、日本の運動からは離れることになる。

この間、日本の社会主義運動は、平民社を中心として反戦運動に活路を見い出すが、労働者の組織化はなされず、また、工場法が忘れられた存在になってしまったのもこの時期であった。

### 注

- 1) 片山自身の回顧によれば、それはアメリカ留学時代の1891年、ラッサールの伝記に接した時以来のものとされている。
- 2) 「社会学と社会改良との関係(上)」『社会雑誌』第1巻1号、1897年4月。『著作集』②、6ページ。
- 3) 「日本に於ける社会学講究の必要(続)」『国民之友』349号、1897年5月、23ページ。
- 4) 「社会学の綱領」『六合雑誌』188号、1896年8月、27ページ。
- 5) それは、もともと「資本主義の枠内という止止めをもたない社会改良主義」(池田信『日本社会政策思想史論』東洋経済新報社、1978年、150ページ)であった。
- 6) 彼は、1899年1月、『労働世界』紙上に「社会主義」欄を設けて、その論究に積極的にとりくみ始める。
- 7) 「欧洲に於ける社会主義の大勢(承前)」『六合雑誌』229号、33-43ページ。
- 8) 「貧富の戦争」『六合雑誌』233-5号。以下、引用は『著作集』②、73-93ページより。
- 9) 前掲『日本の労働運動』52ページ。

- 10) 片山は、1899年7月の論説で、ニュージーランドにおける「工業社会主義とも言うべき一個の新現象」を指摘していたが(『経済界の新現象』『六合雑誌』223号、14ページ), 1900年4月の論説では、これを「社会主義の勢力の実行」と評価するに至っている(『社会改良者に望む』『天地人』33号、24ページ)。
- 11) 「新海国と社会主義の実行」『六合雑誌』248-50, 254-6号。
- 12) 以下、引用は、同誌251号、34-7ページ、256号、21-2ページより。なお、この論説の対象とされているのは、1893年に成立した自由党セドン内閣の労働政策であり、最低賃金制を導入した工場法(1894年)や労働争議にたいする強制調停仲裁法(同年)など、先駆的なものが含まれている。
- 13) 片山は、この論点を、イギリス工場法の歴史的意義としても強調するに至っている(『労働組合と我工業の前途』『日本人』164号、1902年6月、22ページ)。
- 14) 片山は別の論説で、「社会主義を応用せば資本家と労働者の調和をなし得る」ことに=ニュージーランド労働政策の意義を見い出していた(『資本と労働の関係』『六合雑誌』258号、1902年6月。前掲『資料日本社会運動思想史』③、177ページ)。
- 15) 事実、この論説では、ニュージーランドの政府を「国民の政府にして偏僻不公平なる階級政府たるの弊害を免れたり」(『六合雑誌』251号、36ページ)と特徴づけている。
- 16) 「労働問題の解決」『労働世界』第6年1~13号。
- 17) 「工場制度の改良」については、「工場法制度に待つ」としているが、具体的論述は「経済的改良」に限定されている(同誌第6年7号。複刻版、明治文献資料刊行会、1963年、253-5ページ)。
- 18) 以下、引用は、同誌第6年1~4号。複刻版、18-9, 60-1, 97-8, 138-9ページより。
- 19) 片山は、「根本的改革」としての社会主義と、「現制度の下に於て改善する」改良とを区別したうえで、改良全般ではなく、「社会主義的改良法」だけを評価する態度をとるようになっていた(『労働界の難問題』『六合雑誌』259号、1902年7月、26ページ)。
- 20) 1900年3月の『労働世界』57号は、社説「労働運動の前途」を掲げて「労働運動も其方針を一転して政事運動とせざる可からざることを宣言し、「労働者独立政党」「普通選挙」を運動の課題として提起している(複刻版、531ページ)。
- 21) 前掲『日本労働運動史料』第2巻、1963年、345-6ページ。
- 22) 同上、346-7ページ。なお、「これはおそらく日本で八時間労働制のスローガンをかけた最初であろう」(内海義夫『労働時間の歴史』大月書店、1959年、204ページ)といわれている。
- 23) 前掲『日本労働運動史料』③、202ページ。
- 24) 前掲『日本労働運動史料』①、720ページ。
- 25) 同上、683ページ。
- 26) 同上、685ページ
- 27) 前掲『日本労働運動史料』③、204-5ページ。これは「後日の資料に供せん為」農商務省に提出されたもので、積極的な運動の目標とされたものではない。
- 28) その内容は同上、199-201ページによる。
- 29) 「工場法案に対する私見」『日本人』175号、1902年11月、10-7ページ。『労働世界』第6年21-3号、1902年11~12月には、"Factory Bill"と題するほぼ同じ内容の英文の論評が無署名で掲載されている(複刻版、844-3, 882-1, 920ページ)。
- 30) 片山は、男子労働者の10時間労働日という現状さえ、以前に比べると「退歩」であるとみなしていた(『労働者の保護』『六合雑誌』246号、1901年6月、13ページ)。
- 31) 龍窟「工場法案」『東京経済雑誌』1164号、1902年12月、12~3ページ。
- 32) 前掲「工場法案に対する私見」10ページ。
- 33) 英文欄以外では、第6年21号(1902年11月)の「付録」として短評が掲載されているにすぎない。(複刻版、840-2ページ)。
- 34) 前掲「工場法案に対する私見」10ページ。
- 35) 官僚的、役人的という意味の red tape。
- 36) 前掲「工場法案に対する私見」10ページ。
- 37) 同上、同ページ。なお、前掲 "Factory Bill"は、社会主義によってのみ労働者の保護を獲得できる、と結んでいる(複刻版、920ページ)。
- 38) 前掲『資料日本社会運動思想史(明治期)』第5巻、1968年、119ページ。
- 39) 同上、120-1ページ。
- 40) 同上、20ページ。

- 41) 同上, 69-70ページ。
- 42) 同上, 79-80ページ。
- 43) 「読工場法案要領」『日本人』175号, 1902年11月。編集委員会編『幸徳秋水全集』第4巻, 明治文献, 1968年, 388ページ。
- 44) 同『全集』④, 515ページ。
- 45) 前掲『資料日本社会運動思想史』⑤, 68-9ページ。
- 46) 同上, 78ページ。
- 47) 同上, 同ページ。
- 48) 前掲『日本の労働運動』259ページ。
- 49) 「労働問題の過去現在及将来」『太陽』第9巻4号, 1903年4月。『著作集』②, 151ページ。
- 50) 「工場法案の前途」『社会主义』第7年23号。

複刻版, 明治文献資料刊行会, 1963年, 763-4ページ。これは、「かれの国家権力への認識は、まだ知識・観念としての理解だけ」(大原慧「片山潜」, 労働史研究同人会編『日本労働運動の先駆者たち』慶應通信, 1985年, 41ページ)であったことを示すものであろう。

- 51) 片山は1901年1月, 第2インターの常設機関である国際社会主義事務局(BSI)のメンバーに選出されていた(西川正雄「日本の初期社会主義運動と萬国社会党(1)」『史論』35号, 1982年3月, 82ページ)。

[つづく]

(さかもとゆういち・所員・大阪支部)

## ●読者のひろば(2)

### フレッシュだった川口論文

角田知生(堺市)

川口さんの論文はフレッシュで良かったと思います。これからも現代社会を色々な視点から見たものを期待しています。とくに労働雇用の国際化とそれに対応すべき国際連帯、貧困問題などを取りあげていただきたいと思います。

カリフォルニアの“People's World”という雑誌を読んでいると、当地ではいわゆる「納税者の反乱」の結果、州政府等地方公共団体が公共事業を縮少しなければならなくなり、その一環として公立学校の閉鎖が行なわれているようです。アメリカのまねをすることの好きなわが国ですから、数年後の生徒急減期には「実績」のあがらない府立高校は閉鎖されるのではないかなどと思っている今日この頃です。(高校教師)

### 佐藤論文を一気に読み終える

細川孝(東京都)

佐藤卓利「共働き家族と労働時間の短縮」は、日頃おぼろげながら考えていたことが明快な論旨で、しかも『資本論』に依拠しつつ論じられていました。一気に読み終えました。「時短」問題に関してもマルクス経済学が他の俗流経済学より格段にまさっていることを示す恰好の論文でした。「労働日」に関しての基礎研の学問的蓄積も感じました。

現在、三好正巳編著『現代日本の労働政策』所収の佐藤氏の論文「ME『合理化』下の労働関係と労働基準」を読み進めています。氏を含めた若手研究者の活躍を期待しております。

社会政策、社会保障をめぐっての現段階での国家・独占と労働者階級との対抗の問題を今後とり上げてほしい(1985.4.30)。(団体職員)

## 同盟・総評の労働時間短縮闘争をめぐって

伍賀一道

### はじめに

1985年1月25日、「欧米各国の時短の経験に学び、かつ、日本の労働時間について各国労組の大胆率直な批判を求める」ことを目的に、同盟は「労働時間短縮に関する国際シンポジウム」を開催した。そのなかでスウェーデンの代表が「QCなどについては日本から大いに勉強させてもらっているが、労働時間については、日本から学ぶべきものはまったくない」という発言をしたことが、マスコミをにぎわしたこと記憶に新しい。

同盟、総評は84年秋以降、あいついで労働時間短縮を85春闘など当面の重点課題と位置づけ、「時短元年」、「時短春闘」と称して取り組んでいる。具体的には5月のゴールデンウィークに4連休を実現すること(「太陽と緑の週間」)を最重点課題としている。そこで小論では、こうした同盟・総評の時短闘争方針の批判的検討をとおして、わが国の時短闘争の課題を明らかにしたい。

### I. 戦後日本の労働時間短縮闘争

戦前日本の労働時間は(1934~36年)、1日平均11時間、週平均65時間、月平均280時間という他に類を見ない長時間であった。この基礎には絶対主義的天皇制下の前近代的な賃金形態に基づく低賃金が存在していたのである。第2次大戦後、戦後「民主化」の過程を下から推進するうえで主導的な役割を担った「産別会議」は

その運動方針の中に「労働組合活動の自由、最低賃金制の確立」などと並んで「1日7時間、週40時間制の確立」を掲げて、賃金闘争、経営民主化闘争とあわせて労働時間短縮にも取り組み、1947年の労働基準法制定にあたって積極的役割をはたした。

戦後の「民主化」期を占領軍の弾圧をささえ乗り切った支配層は1950年代なかば以降、独占資本の復活と生産性向上運動をテコとして「高度成長」に乗り出した。「高度成長」期をとおして、さまざまな生活擁護の闘いが組まれたものの、全体として見たならば労働組合の組織的な闘いの関心は主として名目賃金の引き上げに集中していたといってよい。「生産性向上運動」の中で、独占資本は、名目賃金のベース・アップ要求には若干の譲歩をしながら、それと引き換えに、「合理化」、労働強化に対する労働組合の協力をえようとした。この時期には、労働時間はごくわずか短縮されたにすぎなかった。労働組合の課題も戦中・戦後の飢餓賃金からの脱却、ヨーロッパ並みの賃金水準に追いつくことが課題であって、長時間労働に対する闘いはきわめて弱かった。1965年から74年までの10年間では、政府・独占資本の週休2日制の部分的実施によって、月間出勤日数は、23.6日から22.0日へと1.6日減少したものの、資本主義各國と比較したわが国の労働時間の水準はきわめて劣位にとどまっていた。

さらに、1974~75年の世界同時不況に引き続く経済危機のもとで、独占的大企業は搾取形態の重点を常用正規労働者の著しい削減と賃金の抑制に置き、稼動率を高める場合には労働時間

延長＝残業で対処したのである。その結果、それまでわずかなりとも減少傾向にあった実労働時間は70年代後半から80年代にかけて延長された(1975年の月間実労働時間172.0時間→1980年、同175.7時間)。しかもそれに加えて政府の労働時間統計にあがってこない「サービス残業」、「フロンキ残業」が横行している。日本の労働組合運動は、人減らし「合理化」や賃金抑制にたいしてのみならず、労働時間延長にたいしても有効な規制を加えることなく今日に至ったのである。

## Ⅱ. なぜ、最近になって同盟、総評ともに時短闘争を提起したのか

総評は「85春闘基本構想」のなかの「労働時間短縮の展望」の項で、時短の意義について次のように述べている。

「近年欧米労組の労働時間短縮闘争に際し、経営側の『日本に見習え』との反撃が最大の障害となっている実情がある。

わが国の労働時間短縮が国内外で、緊要なことはいうまでもない。それは、(1)人間らしいくらしを形成するための時間、(2)情報化社会や技術変化のなかで、テクノストレスといわれるような現象が発生している職場における労働の人間化、(3)そしてわが国の経済が欧米先進国と並び追い抜いていこうとしているとき、労働者の国際的な協調とこれへの積極的な役割を演ずることが必要である。<sup>1)</sup>」

また、同盟も昨年秋以降、労働時間短縮闘争の方針を打ち出した。とくに1984年は「すべての産別、単組が時間外労働の規制、年次有給休暇の完全取得の闘いを進める」としている。同盟は労働時間短縮の意義について次のように述べている。

「われわれは、まず、最近の技術革新の導入による労働内容の変化や、長時間過密通勤などが労働者の疲労の性質を複雑化しているが、この労働環境の変化によって起こるストレスを解消し、健康を保持して充実した労働生活を維持

しなければならない。第二は、労働時間短縮による自由時間の拡大によって、家庭生活を充実させていくことはもちろん、余暇時間を自発的な創造活動などにあて、活力ある生活をつくり出すとともに、地域の活動に積極的に参加し、地域社会の形成を推進すること。第三に、直面しているマイクロエレクトロニクスを中心とした技術革新のもとにあって、労働時間短縮は『仕事の分かれ合い』による雇用機会の確保と拡大をはかること。第四として、国際的に批判の対象になっているわが国の長時間労働を国際公正労働基準にふさわしい労働時間水準まで達成させ、不要な摩擦要因を取り除くことは、われわれ労働組合だけの問題だけではなく、政府・経営者も含めた国民的緊急課題である。<sup>2)</sup>」

以上のごとく、総評、同盟ともに時短闘争に取り組む際の視点はほぼ共通しているといつよい。このような認識にたつようになった客観的背景としては次の点を指摘できよう。

①ME革命が急速度で進行し、労働密度はますます濃密になる一方で、人員は増えず、企業は残業など労働時間の延長によって対処するという状況が一般化し、職場には、健康破壊やノイローゼなどの精神障害、VDT労働による新たな職業病の多発、「テクノストレス現象」などがあふれるようになったこと、また長時間労働による父親不在が「母子家庭」状態を作り出し、夫婦関係や子供の家庭教育にとって大きなマイナスとなっていること<sup>3)</sup>。

②ME革命による人員削減によって、わが国でも失業の不安が増大しつつある今日、労使協調的立場にある大企業労働組合であってもワークシェアリングによる雇用の拡大方針を掲げざるを得ない状況にあること、

③低成長経済のもとで、低コストによる自動車や通信機器、電気製品などを中心とした商品輸出によって活路を開くという大企業の戦略が、欧米各国から対日批判をよびおこし、貿易摩擦を抜き差しならないものにしており、他方で欧米の労働組合の側からは「日本の労働者の働き蜂ぶりが失業を輸出し、労働時間短縮を妨害し

ている」という非難を受けるようになったこと、などなど。

さらに、自民党政府や独占資本にとっても、以上のような事態を放置しつづけておくことは困難になっている。すなわち、

①著しい技術革新のもとでの高密度・長時間労働が逆に労働生産性のより一層の上昇を阻害する時点に立ち至っていること、

②「ダンピングではないか」という欧米各国の対日批判や貿易摩擦を緩和するために、何らかの労働時間短縮対策を講じざるをえないこと、

③さらに、今日の「福祉社会」構想においては、企業内の「共同体的労使関係」、「生活共同体としての企業社会」を地域社会にまで拡大・延長して社会の安定化、再組織化を図っていくとする意図が独占資本のなかにあるが、そのためにも労働者がこうした活動に参加する「自由な」生活時間が必要になっていること、などなど。

独占資本や政府・自民党政府の労働時間対策は、84年8月の「労働基準法研究会中間報告」(1日9時間、1週45時間制、年次有給休暇10日、労働時間帯の弾力化など)に示されているごとく、労働時間短縮の名に値しないばかりか、1日9時間労働など現状を一段と悪くする方向すら見られる。それゆえ、労働組合と労働者階級の側が時間短縮について明確な方針を堅持することがきわめて重要になっている。はたして同盟、総評の時短方針は、それに応えうるものであろうか。

#### 注

- 1) 「総評新聞」1984年11月9日付。
- 2) 「同盟新聞」1984年7月27日付「主張」。
- 3) 同盟が84年秋におこなった「主人の労働時間に関するアンケート」のなかで、横浜市の専業主婦はつぎのように述べている。  
「結婚1年半になりますが、ときどき主人と結婚したのか、会社と結婚したのかわからなくなります。主人の帰りが遅いと、妻の負担も大きく精神的にも肉体的にも疲れます。まだ子供はいませんが、将来は母子家庭かな、と思うと憂うつです」(「同盟新聞」1984年11月2日・9日合併号)。

### III. 同盟、総評の時短闘争方針の内容

#### (1) 総評の方針

総評の時短闘争の当面の要求と目標は「85春闘基本構想」のなかに盛り込まれている。<sup>1)</sup>

すなわち、①85春闘を時短春闘の第1年次と位置づけ、協約闘争、制度闘争の両面で闇いを強化する。

②各組合の共通目標を、a)週40時間・完全週休2日、b)年間総労働時間2,000時間以内、c)「年末・年始」、「太陽と緑の週」(ゴールデンウイーク)、「夏休み」の3大連休、d)年次有給休暇の完全取得、e)残業規制と残業割り増し率の大幅引き上げ、とする。

③中小企業における週休2日制の普及、商業分野における正月3カ日休日の確保、公務員および金融機関における4週5休制から4週6休制への前進、夜勤交替勤務職場での5組3交替システムの実現。

④3大連休は法改正、協約闘争による休日増、年次有給休暇の活用のくみあわせで実現する、などである。

#### (2) 同盟の方針

同盟は85年1月に開いた第21回年次全国大会で以下のような時短闘争方針を決定している。

「労働時間短縮は、すべての組合が85年度を目指す年間総労働時間2,000時間への短縮をはかる。既に完全週休2日制を実現し、年間総労働時間が2,000時間に到達している組合は、87年度を目指す年間総労働時間1,900時間の達成を目指して闇いを開拓する。」

各産別・単組は年間所定内労働時間の短縮、所定外労働時間に対する規制強化、有給休暇の完全取得、有給休暇日数の拡大など、年間総労働時間の諸要素について可能な限り横断的に短縮重点目標を設定し、実現に取り組んでもらうが、画期的成果をから取るため、多くの組合が時短交渉を秋に集中する。」

「さらにすべての国民がまとまった休暇を取得し充実した余暇生活を享受し、人間性豊かな

社会を建設するため、われわれの提唱する『太陽と緑の週』の法制化に向け全力をあげるなど、労働時間短縮のための行動、闘争を積み重ね、85年度中に現行労働基準法の抜本改正を実現するべく、組織の総力をあげて粘り強い闘いを開ける。<sup>2)</sup>」

さらに、総評、同盟、そして全民労協も、労働省側の労基法改正の動き(先にふれた「労働基準法研究会中間報告」)に対置する形で、昨年度末から今春にかけてあいついで労基法の改正案を提起し、1986年をメドとして取り組むとしている。主要な点は以下の通りである。<sup>3)</sup>

①労働時間は1日8時間、1週間40時間をこえないものとする。この点は各労働団体で共通している。

②時間外・休日・深夜労働の制限と割り増し率の引き上げ。このうち時間外労働の上限について、総評案では1日につき2時間、2週間につき10時間、1年につき150時間をこえないよう制限を加えている。同盟案では1日3時間、1月40時間、3か月100時間と後退している。現在、労働省は時間外労働について1月50時間以内という指針を設けているが、同盟案はそれを10時間下回る水準に「自粛」している。全民労協案も、同盟案と共にしているが、それに加えて休日労働の回数を4週間につき2回までという制限を設けている。

また、時間外労働・休日労働など割り増し率について、ペナルティ的性格を一層もたせるため、総評案は、時間外労働50%以上、深夜労働100%以上、休日労働100%以上としているが、同盟案・全民労協案ではそれぞれ50%，50%，100%と一步後退している。

③有給休暇について。総評案では、a) 6か月以上継続勤務した者の年次有給休暇は20日以上とし、そのうち10日については分割してはならない、b) 翌年度に繰り越すことのできる日数は5日に限って認める、c) 6か月末満の者は、その勤務期間に比例した日数を与える、などとしている。

同盟案はこれと比較して後退しており、a) 勤

続1年で15日、以降1年ごとに1日加算して20日までとする、b) 勤務1年未満の者は1か月当たり1日の割合で勤務期間に比例した日数を付与する、としている。

さらに、全民労協案は同盟案に加えて、連続取得最低5日以上を条文化し、3大連休実現をめざす、使用者の有給休暇の付与義務と労働者の取得権を明文化する、としている。

このほか、総評案では、VDT作業時間の制限、深夜労働の制限(深夜の時間帯労働は禁止するが、公衆の不便を避けるため必要欠くべからざる業務および生産技術上不可欠とする業務に従事する者に限って認める)、および交替制労働の制限などの条項を新設することを提起している。

また、同盟案では現行法にはない「拘束時間(労働時間、休憩時間、時間外労働の合計)での制限」を新設し、1回の拘束時間が16時間を超えてはならないようにするとしている。拘束時間規制を設けることは意味あることだが、最長16時間まで認めることはあまりに長すぎる。

他方、統一労組懇の場合は、労基法改正の制度要求のなかの最低基準要求として、1日の拘束時間を8時間、週40時間労働を提案している点が他の労働団体の改正案と比較し特徴的である。有給休暇日数、時間外労働・休日労働・深夜労働の割り増し率は総評系とほぼ同じである(84年8月、統一労組懇総会決定)。

#### 注

- 1) 「総評新聞」1985年2月1日号。
- 2) 「同盟新聞」1985年1月25日、2月1日号。
- 3) 総評案は「総評新聞」1984年11月2日号、同盟案は「週刊労働ニュース」1984年12月10日号、全民労協案は同、85年3月25日、4月1日号。

#### IV. 同盟、総評の時短闘争論に欠けるもの

以上紹介したごとく、総評は、85年春闘を「時短春闘の第1年次」、同盟は「時短元年」と位置づけて、労働時間短縮の中心課題である

法定労働時間の短縮(週40時間制)を方針上は掲げている。しかし、当面の取り組みとしては、1)同盟が提唱した「太陽と緑の週」の法制化を労働4団体と全民労協が各政党に申し入れるなど、3大連休(年末・年始、ゴールデンウイーク、夏休み)の実現を中心としたものに限定されている。しかも、3大連休の法制化にあたっては有給休暇を増やす措置が明記されていない。2)1985年度中に年間労働時間を2,000時間以内にすることを総評・同盟ともに掲げているが、労働省の行政方針でさえも2,000時間をあげており、西ドイツ1,682時間、フランス1,707時間、イギリス1,888時間(いずれも1982年、製造業)と比べると、あまりにも「自虐した」要求といわざるをえない、などの問題が指摘できる。<sup>1)</sup>

また、総評・同盟・全民労協とともに、労働基準法改正案をかかげており、特に、総評案の内容は「労働基準法研究会中間報告」とは対照的で、評価できる面は多々ある。せめて、それが実現するならば、それはそれで歓迎すべきことである。しかし、肝腎なことは、時短闘争の場合、実際の行動と結びつかなければ前進しないということであり、そのために一大運動を盛り上げていくために総評・同盟がどのような方向を示しているか、ということである。しかも、労働者にとって時間短縮に値する労働基準法の改正を実現するとなれば、未組織労働者をもまきこんだ全国的な運動の高揚を背景に政府・独占資本にせまっていくことなしには実現しない。ナショナル・センターとしてはそのためのリーダーシップをとる責務がある。このような観点から、同盟、総評の現状と時短方針をふりかえってみた場合、以下の諸点の克服なしには、現実の時短闘争をすすめ、成果に結びつけることは不可能ではなかろうか。高い目標を掲げていても、それにふさわしい組織方針が提起されていなければ画にかいた餅におわってしまうことは明らかである。

### (1) 時短と賃上げについて

日本の労働者の多くの生活実態を見れば、「残業が削られると、ローンが返済できない」、

「夜勤がなくなれば子供の教育費が払えない」という状況、つまり妻のパート就労とともに残業収入を加えてようやく今日の労働者世帯の生計が維持されるようになっている。現に、本来の仕事だけでは生活ができないので、夜間、別の会社で働くという「二度働き労働者」(いわゆるムーンライター)も見られるのである。こうした状況は、一方で生計費が肥大化し、他方で実質賃金が抑制されているもとで、家族の多就業化だけではまだ生計費の高騰に追いつけないことを示している。また、企業の側はあらかじめ残業を見込んで要員を切り詰めた労働編成をしている。このように労働者が自ら進んで残業をしている状況をなくすためには、1)残業なしに所定内労働時間だけで生活できる賃金を保障させること、2)企業の雇用管理を改めさせ、必要な要員を確保させることがまず何よりも重要である。1983年度のわが国の年間所定内労働時間は1,937時間であるから、労働省の方針は残業をなくせばただちに達成できる。

つぎに、欧米の労働時間に接近するためには、賃金引き下げなしの所定内労働時間短縮を実現する必要がある。さきの場合も、この場合も時間あたりの賃金率の引き上げを意味している。それゆえ、日経連は「労働時間短縮、週休2日制の問題も生産性基準原理に立脚したものでなければならない」と警告を発するのである。いざれにせよ時短を抜本的に進めるためには賃上げ闘争と結合することなしにはありえない。

1975年以降の賃金抑制・凍結のもとで、残業収入がなくなれば生活ができないという労働者世帯の状況を開拓することを抜きにして、労働組合幹部が労働時間短縮を主張しても、一般的の労働者としては時短闘争に確信をもって立ち上がることができない。時短を要求する労働組合の側からすれば、何をおいても残業なしに生活できるだけの賃上げとともに賃金引下げなしの時間短縮を方針に掲げる必要があるが、現在の同盟、総評の運動方針にはこのような視点が明確にされていない。「はじめに」でふれた同盟主催の時短国際シンポジウムのなかで焦点に

なったのが日本の残業時間の長さと有給休暇の未消化の問題であった<sup>2)</sup>。たとえば、O E C D ・ T U A C 代表は「残業手当が労働者の所得のなかの大きな部分を占めてはならない。労働者の所得が残業手當に依存しているとすれば、それは賃金体系のどこかおかしい」と指摘し、またフランス代表は「残業手当が賃金の一部と考えられたのは一世代前のことだ」と驚いているのである。

### (2) 年次有給休暇の完全取得をめぐって

総評、同盟ともに「年次有給休暇の完全取得」を当面の時短方針に掲げている。しかし、現実の有給休暇の取得状況(平均取得日数8.8日、取得率57.6%、1983年)が示しているごとく、ヨーロッパ各国の有給休暇制度と比較してわずかの有給休暇でさえ、その多くを消化していないのである。有給休暇については、同盟主催の国際シンポジウムの中で「フランスでは休暇をとらなければ、その人は周囲から侮辱されたような感じになる」、「日本の労働者が有給休暇を消化していないことは、いくら考えても私たちの頭ではわからない」と批判されたのである。

有給休暇を取得しない理由は、日経連が言うように、わが国労働者の勤勉な国民性によるものではなく、年休を取得すればボーナス査定や昇格・昇進などに悪影響を与える、職場の要員がギリギリにまできりつめられているため、休暇を取れば他の同僚に迷惑をかける、などという現実があるためである。こうした企業の労働時間管理・雇用管理にたいして、大企業労働組合の幹部は正面から闘うことを避けてきた。そればかりか民間大企業においては現場職制(作業長や工長、班長など)が組合の役員(支部委員、職場委員など)を兼ねていることがしばしばあり、組合役員=職制が、労働者の休暇申請に対して、それを抑制するということが横行している。このような現状の改革なしに、時短方針に「有給休暇の完全取得」をかかげるだけでは末端の労働者は本当にそれに向けて頑張ろうということにはならない。

同様のことが日々の残業についても言える。

残業をしても、実際の残業時間どおりに残業手当が支給されることなく、「サービス残業」という言葉を生みだしているが、こうした状況にたいして大企業労働組合は正面から闘おうとしている。

つまり、今日の企業「共同体」=「運命共同体的労使関係」と呼ばれるような状況、企業主義的労働組合の状況を克服することを抜きにしては、抜本的な労働時間短縮はありえないであろう。労働組合は自己の階級的利害を主張しうる独自の組織としては認められず、「共同体」の利害に従わせられてしまうのである。労働基準の内容は切り下げられ、労働者権利は著しく、制限されたものになる。

このように企業「共同体」的状況が拡大している状況において、労働時間短縮を抜本的に前進させるためには、企業レベルの運動に限定することなく、統一労組懇など階級的民主的組合や自覚的労働者の部隊を中心に戸籍な世論を結集して、政府に迫って労基法改正をすすめることが重要である。

### (3) 下請け零細企業の長時間労働をめぐって

年間実労働時間は、企業規模が小零細になるほど長い。言うまでもなく、独占的巨大企業の下請け制のもとに編成された中小零細企業の場合、独占企業からの製品単価の切り下げや納期の短縮等の圧力にたいしては、中小零細企業労働者の労働条件の切り下げによって対応せざるをえないという面が現実にある。このことが、賃金のみならず労働時間についても大企業と比較して、より一層の延長=残業の強制という問題を引き起こしている。現行労基法、最低賃金法に照らして違法行為がしばしば指摘されている(残業手当の未払い、女子の深夜業、最賃制以下の賃金などなど)。

労働組合のナショナル・センターとして労働時間短縮を提起する場合には、当然大企業のみならず小零細企業労働者、また組織された労働者のみならず未組織労働者の労働時間短縮問題をも視野にいなければならない。この点では、今日の労働基準監督体制(人員増など)の改善を

ばかり、現行法規の順守を徹底させるとともに、下請け企業労働者の労働条件を抑圧している基本的要因を除去しなければならない。そのために、独占企業の下請け中小零細企業に対する不当な圧力に反対し、苛酷な下請け条件にたいして規制を加えるという視点が下可欠である。これは経済民主主義の課題に接近するものである。

## 注

- 1) 辻岡靖仁「労働時間短縮闘争の重要性と方向」『今日の労働組合運動』第3巻、大月書店、1985年、122ページ。
- 2) 「同盟新聞」1985年2月22日号。

## むすび

日本の超過密・長時間労働への国際的な批判を受けて、総評ばかりか、同盟、全民労協までも時短闘争方針を提起せざるをえなくなったことは時短を進めるうえで、有利な情勢であることには違いない。今日、日本の労働者は時短をめぐって分岐点に立っている。すなわち、欧米

各国との貿易摩擦や対日批判をかわすため、1週45時間制を提起して「時短」に応ずるかのような姿勢を取りながら、実際にはILO第1号(1日8時間、1週48時間労働制、1919年)にすら違反する1日9時間労働をおしつけようとする財界や政府・自民党の労働時間政策を許すのか、あるいは今日の生産力の発展段階にみあうような労働時間に接近しうる欧米なみの時短を実現するか、である。労働者階級が広範な世論を結集して、時短を飛躍的に進めることができたならば、労働者が相互に学習し、討議しあい、自分たちの職場をみなおし、改革する活動に取り組み、また教育・保育・高齢者問題・身障者問題・医療などなどさまざまな社会運動などへ参加するうえで重要な手掛かりを手にすることになる。「会社人間」という汚名を脱ぎ捨てて、全面的な人間発達にむけての一歩をふみだすことになろう。労働戦線をめぐる今日の否定的状況も大きくかわっていくことであろう。

(ごが かずみち、所員・金沢大学)

## フランスにおける労働時間問題 —1982年改革をめぐって—

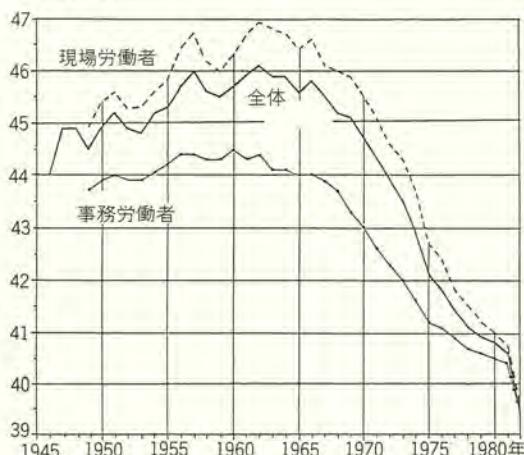
大和田 敏太／矢部 恒夫

### I 1982年改革の背景と意義

Ⅱにおいて詳述するように、フランスにおいては、1982年1月16日オルドナンスによって労働時間制度の改革が実現した。その過程で、時短が、「ワーク・シェアリング」的観点から、失業率の増大に象徴される雇用問題の解決策のひとつとして構想されているという事情は、西欧諸国に共通してみられることがあって、<sup>1)</sup>フランスにおいても例外をなしているわけではない。すでに、1978年段階の調査では、2.5%(1時間)の時短は、49.2%の企業に雇用増という効果を及ぼすことが明らかにされており、<sup>2)</sup>そのような政策的模索が進められていた。だが、この改革を準備した背景として、1968年5月事件の後に調印されたグルネル協定によって「経団連および労働組合中央組織は、週(最高)40時間労働制に到達することをめざし、労働時間の漸次的削減政策を実施するための基本協定を締結する」ことが合意され、労使の交渉による時短が進められてきた事情が見逃されてはならない。その結果、第1図にあるように、1970年代に、時短が飛躍的に進んだのであった。また、法制度の面でも、週40時間制自体は、1946年法からの進展はなかったものの、超過勤務時間規制が、1970年代に強められたのである(第1表参照)。このように、グルネル協定という労使の全国的基本合意を枠組として、労使の交渉によって時短が促進されてきたところに、1970年代の時短問題の特徴がある。それは、フランスにおける時短問題的一大画期をなしている1936年人民戦線

期には、立法主導(1936年6月21日法による週40時間制・有給休暇2週間創設)であったこととの対比からしても、顕著な特色である。

第1図 実労働時間(週)の変化(1946年—1982年)  
週労働時間数



1982年における立法改革は、以上のような1970年代からの時短問題という労使懸案事項の立法的整備という側面をもっていること、その意味では、1982年改革が「連続性」の視点から捉えられるものであることは否定しがたいとしても、別面、「断絶」あるいは「大転換」の視点から、この改革を分析しなければ、その意義を正確に把握することはできないというところに、われわれの着眼すべき問題がある。すなわち、1981年5月のミッテラン政権の登場が時短問題の量的側面ばかりでなく、質的側面にも与えた意義を見失ってはならないのである。

ミッテランは、1981年5月10日、赤いバラの

第1表 労働時間法制の変遷

(単位:時間)

| 項目                            | 時期               | 1946年<br>2月25日法      | 1966年<br>6月18日法 | 1971年<br>12月24日法 | 1975年<br>12月27日法 | 1979年<br>1月2日法    | 1982年<br>1月16日法 |
|-------------------------------|------------------|----------------------|-----------------|------------------|------------------|-------------------|-----------------|
| 法定労働時間                        |                  | 40 <sup>(1)</sup>    |                 |                  |                  |                   | 39              |
| 超過労働時間<br>の上限(上段の<br>法定時間を含む) | 同一週              | 60                   |                 | 57               | 52               | 50                | 48              |
|                               | 連続する12週<br>の平均   |                      | 54              | 50               | 48               | 46 <sup>(2)</sup> | 46              |
|                               | 例外的場合の<br>許容最長時間 |                      | 60              |                  |                  |                   | 60              |
| 超過勤務時間<br>の補償                 | 賃金の<br>割増        | 25%                  | 48以内            |                  |                  |                   | 47以内            |
|                               |                  | 50%                  | 48超             |                  |                  |                   | 47超             |
|                               | 補償<br>休暇         | 従業員11人以上<br>規模の企業20% |                 |                  | 週44超<br>(3)      |                   | 週42超<br>年130以内  |
|                               |                  | すべての企業<br>50%        |                 |                  |                  |                   | 年130超           |

花を手に手にかざした国民の歓呼の声に迎えられて、第21代大統領の座についたが、「平和・雇用・自由・フランス」の四大テーマのもとに、地方分権化・国有化・税制改革・死刑制度廃止などの法制度改革とともに、労働法制改革を実施してゆく。ミッテランが大統領選挙への立候補に先立ち、1981年1月24日に発表した公約

<sup>4)</sup>「フランスのための110の提案」(社会党臨時大会宣言)においては、第23項目で「労働時間は社会的当事者の交渉を経て、漸次週35時間に短縮される。危険業務においては5組交替勤務制が設けられる。有給休暇は5週目まで延長される。」という政策を掲げていたが、労使当事者の時短に向けての見解(第2表参照)を土台に、

第2表 労使当事者の見解 (1980年7月段階)

|          | 経団連<br>CNPF  | 労働組合   |   |    |  |           |
|----------|--|--|---|----|--|-----------|
|          |  | CGT  | CFDT  | FO | CGC  | CFTC      |
| 法定労働時間   | 40 <sup>H</sup>  | 38 <sup>H</sup><br>35 <sup>H</sup> (危険業務)<br>33 <sup>H</sup> 36(交替制) | 40 <sup>H</sup>   | 削減 |  | 削減        |
| 超過勤務時間規制 | 年間規制削減<br>220 <sup>H</sup> (将来的には<br>180 <sup>H</sup> )                    | 日単位最高労働時間<br>9 <sup>H</sup>  | 4年計画により廃止<br>(年間) 135 <sup>H</sup><br>↓<br>90 <sup>H</sup><br>↓<br>45 <sup>H</sup><br>↓<br>0 <sup>H</sup><br>日単位最高労働時間<br>10 <sup>H</sup> |    | 年間<br>週<br>日<br>100 <sup>H</sup><br>46 <sup>H</sup><br>10 <sup>H</sup> | 6年計画による廃止 |
| 有給休暇     | 4週+<br>出勤日数に応じて附加(5日まで)  | 5週   | 4週+<br>出勤日数による附加(7日)  | 5週 | 4週   | 5週        |
| 年間労働時間   | 8 <sup>H</sup> × 232日又は<br>38 <sup>H</sup> 6 × 48週<br>(1856 <sup>H</sup> ) |  | 8 <sup>H</sup> × 225日<br>(1800 <sup>H</sup> )   |    | 1800 <sup>H</sup>  |           |

1982年1月16日オルドナンスとして、その公約を具体化したのであった。

前述のように、1982年改革は、1970年代からの労使合意を基盤として立法化されたという経過のみをもってすれば、「連続性」の視点から捉えられ、その量的側面(週35時間制への政策誘導など)だけが着目されるであろうが、同時に重視されるべきは、左翼連合に支えられて大統領選に勝利したミッテランの公約の具体化であるという歴史的事情が、今回の改革をもたらした意義である。それは、「連続性」のみによっては捉えられない、その独自的性格を確認することである。別言すれば、時短が「ワーク・シェアリング」的観点にとどまらない、独自の「哲学」を与えられていることに注目する必要があろう。<sup>5)</sup>ここでは、左翼連合の結集とミッテランの勝利を導いたといわれる綱領的文書 *Projet socialiste*<sup>6)</sup>から、時短の「哲学」を探ることによって、1982年改革による時短の独自的性格を確認しておこう。

同文書では、時短は「完全雇用」実現の手段たる位置以外に、2つの意義を与えられている。1つには、「集団的価値と創造」の再確立の立場から、労働の内容そのものが変えられる必要があり、そのためには、「地域の地理的・人間的・文化的環境のなかで就業する権利」の確立とともに、時短の実現が重要な地位を占めている。「労働の意味」の労働者集団による認識は、産業政策を労働者の要請に従わさせ、労働現場において労働者の権利を確立し民主主義を発展させることとともに、労働者階級が社会的創造行為の集団的・能動的主体として登場することを可能とするのである。つまり、労働者集団が、変革主体として職場から形成される条件を、時短の中にみているのである。

第2の意義としては、すべての年代の男女に「生活時間」を十分に保障することによって、新しい生活様式を可能にすることである。青年時代は教育、成年時代は生産活動、そして老年時代は無活動(引退)と画一的に閉じこめるのではなく、各々の世代を結合した社会生活を実現

するというものである。人生のあらゆる年代において、4つの重要な活動——教育・労働・余暇・家庭生活——を充実して遂行できる「生活時間」の実現のために、①労働と余暇の区別の再検討(労働の内容とともに余暇の改善)、②「拘束時間」の短縮(たとえば、交通機関の整備や行政窓口での行列時間をなくすための分権化)とともに、総労働時間の短縮がめざされなければならないとするのである。

このように、時短の中に盛り込まれた斬新な「哲学」は、後述の実際の時短の規模と方法における独自性とともに、今回のフランスの時短の経験に、内容の豊かさを与えるものとなっているのである。

### 注

- 1) 邦語文献では、『ヨーロッパの賭』(ミシェル・アルベール、千代浦昌道訳、竹内書店新社、1985年)が、ヨーロッパ議会における「労働の柔軟化による雇用の拡大」策を提示している。
- 2) Yves Barou et Jacques Rigaudiat, *Les 35 heures et l'emploi*, 1983, p.54.
- 3) 労働時間改革が、全体的な労働法制改革(オルー法)の中で位置づけられる必要があろう。オルー法については、大和田敢太「フランスにおける労働法制改革の動向」『日本労働法学会誌』第63号、1984年5月、135ページ以下を参照されたい。
- 4) *Le congrès extraordinaire du Parti socialiste*, Manifeste, 1981. 邦訳については、『世界週報』1983年6月7日号、49ページ以下に紹介されている。
- 5) 時短が、「ワーク・シェアリング」という技術的発想だけでなく、「哲学」によって支えられなければならないことは、つとに強調されなければならないところである。
- 6) *Parti socialiste, Projet socialiste*, 1980. なお、本書の邦訳として、大津真作訳『社会主义プロジェクト』合同出版、1982年がある。

## II 1982年改革の内容

1982年改革をフランスにおける労働時間法制の変遷の中に位置づけた場合、2つの特徴が見

出せる。それは(1)法定労働時間の短縮、有給休暇の増加などによる総労働時間の短縮の側面と、(2)労働時間編成の柔軟化すなわちフレックスタイム制の積極的促進の側面である。ここでは、第1の側面に的をしぼって1982年改革の内容をみてみよう(第1表参照)。

#### (1) 法定労働時間

①法定週労働時間の1時間短縮。週39時間制の採用。②1日あたりの最長労働時間の新設。1日10時間(デクレ、協約による例外あり)。

#### (2) 超過勤務時間の規制

①法定週労働時間をこえる超過勤務は、週最長労働時間の設定により規制される。②連続する12週の平均で週46時間、同一週で週48時間。それぞれ2時間の短縮。③一部企業は、命令により期間を限って例外的に週60時間まで許容される(従来どおり)。

#### (3) 年間の超過勤務時間枠の設定

①労働監督官および企業委員会(なければ従業員代表)に通知するだけで、使用者が労働者に超過勤務を命じうる年間時間枠(新設)。時間数はデクレにより決定(現在は130時間)。②労使は、拡張協約により、このデクレによる時間数を増減させることができる。③上記①②の時間枠をこえる超過勤務については、企業委員会(なければ従業員代表)の意見聴取の後、労働監督官がその許否を決定する。④この新制度は、超過勤務規制の点では、その手続きでの一定の緩和措置であるが、後述の補償休暇制度とあわせて考えると時間短縮の一方法と評しうる。

#### (4) 超過勤務時間の割増賃金

①週39時間の法定労働時間をこえる最初の8時間については25%割増。②週あたり①の時間をこえる超過勤務については50%割増。

#### (5) 超過勤務補償休暇

①割増賃金とは別に、時間あたり一定割合の

休暇を補償する。超過勤務規制の一方で、1975年法により創設。②従業員規模にかかわらずすべての企業において、デクレの定める年間超過勤務時間枠(130時間)をこえる超過勤務について、1時間あたり50%(30分)の補償休暇(新設)。③従業員11人以上規模の企業においては、上記130時間以内の超過勤務についても、それが週あたり42時間をこえる場合には、1時間あたり20%(12分)の補償休暇。④これら補償休暇は、その累計が8時間に達した時以後、原則として2ヶ月以内に1日単位(8時間相当)で労働者が請求し消化する(有給)。

#### (6) 年次有給休暇

①1ヶ月の労働に対して2.5日の割合による年次有給休暇。年間30日(5週間相当)で従来より6日増(協約による増加可能)。②少なくとも12日間はまとめて消化すること(従来どおり)。③1度に請求できる休暇の上限は24日(新設)。④欠勤した場合、その時間数だけ休暇が削減されるが、その結果、1日に満たない端数が生じたならば切り上げて1日と計算される(新設)。

#### (7) 祝祭日

法定祝祭日(11日)を休業とした場合(5月1日は法定休業日)、使用者は、他の日にふりかえて労働させることはできない(新設)。

#### (8) 年間総労働時間

①上記(1)～(7)により年間総労働時間を計算すると、法定労働時間で1769時間、超過勤務時間を含めた最長労働時間で1998.5時間となり、従来よりそれぞれ143時間、297.5時間の短縮となる(第2図参照)。②従業員11人以上の規模の企業では、上記⑤⑥の補償休暇があるのでさらに時間短縮がすすむが、その計算は、超過勤務の形態により変化する(第3図参照)。

## 第2図 年間総労働時間の計算例

|         |                            |  |
|---------|----------------------------|--|
| ①法定労働時間 | ……                         | 143時間短縮( - )   |
| (旧)     | 40時間/週 × (52-4)週 - 8時間/日 × | 1日 = 1912時間……  |
| (新)     | 39時間/週 × (52-5)週 - 8時間/日 × | 8日 = 1769時間……  |
| ②最長労働時間 | ……                         | 297.5時間短縮( - )   |
| (旧)     | 48時間/週 × (52-4)週 - 8時間/日 × | 1日 = 2296時間……  |
| (新)     | 46時間/週 × (52-5)週 - 8時間/日 × | 8日 - [(46-39)時間/週 × (52-5)週 - 130時間] × 50/100 = 1998.5時間…… |

注) (1)5月1日

(2)労働日にあたる祝祭日は平均して年8日。

出所) Liaisons sociales, numero special,  
Duree du travail, 1984, p.75.

## III 1982年改革と時間短縮

ここでは、1982改革が時間短縮に及ぼした効果のほどをいくつかの統計からみることにしよう。

## (1) 週平均労働時間の変化

週平均労働時間は、第3表にみられるように、1982年の4月現在で39.5時間となり、史上初めて40時間の壁を突破した。そしてその後少しづつ短縮され、1985年1月では、38.9時間となり、法定労働時間を0.1時間ではあるが割り込んでいる。これは週40時間制時代にはなかったことである。さらに、平均労働時間の変化を期別にみると、1981年1月からの1年間の短縮が0.3時間であるのに比べて、1982年1月からの3ヶ月間の短縮は0.8時間となっている。これは、1982年2月1日を実施日とした1982年改革の直接の効果であることは明らかである。そしてこの改革の影響の大きさは、その後約3年間の短縮が0.6時間であることでも理解できるであろう。

## (2) 週平均労働時間の時間別分布

第4表は、週平均労働時間を、法定労働時間を基準にその分布を示したものである。ここで

## 第3図 従業員11人以上規模の企業における補償休暇の計算例

|   |  |           |
|---|--|-----------|
| ①毎週41.5時間労働の場合：0時間  | 超過勤務時間：2.5時間/週 × 47週                     | = 117.5時間 |
| (理由) 週あたり42時間以内であり、総計でも130時間以内。   |  |           |
| ②毎週42時間労働の場合：5時間30分   | 超過勤務時間：3時間/週 × 47週 = 141時間               |           |
| (理由) 週あたり42時間以内であるが、総計でも130時間をこえている。  |  |           |
| (計算) (141-130)時間 × 50/100 = 5.5時間   |  |           |
| ③22週間46時間労働の後、25週間41時間労働の場合：51時間36分   | 超過勤務時間：7時間/週 × 22週 + 2時間/週 × 25週 = 204時間 |           |
| (理由) 130時間以内で週あたり42時間をこえており、総計でも130時間をこえている。  |  |           |
| (計算) • 最初の130時間について<br>130 = 7時間/週 × 18週 + 4時間<br>[(2-3)時間/週 × 18週 + (4-3)時間] × 20/100<br>= 14時間36分…… |  |           |
| • 130時間を超える時間について<br>(204-130)時間 × 50/100<br>= 37時間……   |  |           |
| • + = 51時間36分   |  |           |
| ④25週間41時間労働の後、22週間46時間労働の場合：45時間48分   | 超過勤務時間：2時間/週 × 25週 + 7時間/週 × 22週 = 204時間 |           |
| (理由) 130時間以内で週あたり42時間をこえており、総計でも130時間をこえている。  |  |           |
| (計算) • 最初の130時間について<br>130 = 2時間/週 × 25週 + 7時間/週 × 11週 + 3時間<br>(7-3)時間 × 11週 × 20/100<br>= 8時間48分……  |  |           |
| • 130時間を超える時間について<br>(204-130)時間 × 50/100<br>= 37時間……   |  |           |
| • + = 45時間48分   |  |           |

出所) Liaisons sociales, numero special,  
Duree du travail, 1984, p.90 et 91.

第3表 週平均労働時間の変遷 (単位:時間)

| 区分<br>年<br>月 | 1981年 |      | 1982年 |      | 1983年 |      | 1984年 |      | 1985年 |      |
|--------------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|
|              | 1月    | 7月   | 1月    | 4月   | 7月    | 1月   | 7月    | 1月   | 7月    | 1月   |
| 現場労働者        | 40.8  | 40.8 | 40.4  | 39.6 | 39.6  | 39.3 | 39.3  | 39.1 | 39.1  | 39.0 |
| 事務労働者        | 40.4  | 40.4 | 40.1  | 39.3 | 39.3  | 39.1 | 39.0  | 39.0 | 39.0  | 38.9 |
| 全 体          | 40.6  | 40.6 | 40.3  | 39.5 | 39.4  | 39.2 | 39.2  | 39.0 | 39.0  | 38.9 |

も1982年改革の影響力がうかがえる。まず、1982年4月で40時間(法定労働時間)を下まわる者の割合が、現場労働者で8.4%，事務労働者で12.9%であったのに比べて、同年4月では、それぞれ63.4%，77.3%の者が週40時間を下まわっており、その割合は著しく増大している。

これは、法定労働時間の1時間短縮により、週40時間であった者の多くが週39時間に変わったことの結果である。さらに、この週平均労働時間の変動は、1982年10月と1983年1月の間の3ヶ月間にも大きくみられる。それは、法定労働時間を下まわる者の割合が、現場労働者で8.9%から21.4%へ、事務労働者で8.1%から19.3%へそれぞれ増大した変動である。これは、1982年中数多く締結された全国協約の直接の影響であると考えられる。こうして、週平均労働時間が39時間をさえ下まわった1985年1月の時点では、法定労働時間(39時間)をこえて働く労働者は、現場労働者で5人に1人、事務労働者で8人に1人という割合になっている。これは改革直前の1982年1月でそれぞれ4人に1人、6人に1人の割合であったことを考えると、やはり1982年改革の時間短縮への効果が大きいことを意味しているといえるだろう。

#### IV おわりに

以上述べてきた1982年改革は、1985年を目標として週35時間制の実現が構想されていたが、現状では、はるかかなたの指標となってしまっている。経済情勢の悪化が、その原因として喧伝されているが、1982年改革を生み出した直接的契機であるミッテラン政権誕生を支えた左翼

第4表 週平均労働時間の分布

①現場労働者 (単位:時間)

| 時間<br>時期 | 39未満 | 39   | 40未満 | 40   | 40 超 |
|----------|------|------|------|------|------|
| 1981. 1. |      |      | 4.2  | 56.2 | 39.6 |
| 1982. 1. |      |      | 8.4  | 62.8 | 28.8 |
| 1982. 4. | 7.9  | 51.7 | 3.8  | 15.1 | 21.5 |
| 1982.10. | 8.9  | 56.5 | 3.7  | 10.8 | 20.1 |
| 1983. 1. | 21.4 | 48.5 | 3.3  | 10.9 | 15.9 |
| 1984. 1. | 28.8 | 46.4 | 2.6  | 8.8  | 13.4 |
| 1985. 1. | 30.4 | 47.3 | 3.1  | 8.0  | 11.2 |

②事務労働者

| 時間<br>時期 | 39未満 | 39   | 40未満 | 40   | 40 超 |
|----------|------|------|------|------|------|
| 1981. 1. |      |      | 3.0  | 74.6 | 22.4 |
| 1982. 1. |      |      | 12.9 | 70.3 | 16.8 |
| 1982. 4. | 7.8  | 65.9 | 3.6  | 11.5 | 11.2 |
| 1982.10. | 8.1  | 71.6 | 4.0  | 6.7  | 9.6  |
| 1983. 1. | 19.3 | 63.3 | 3.4  | 6.6  | 7.4  |
| 1984. 1. | 26.3 | 59.7 | 3.0  | 4.9  | 6.1  |
| 1985. 1. | 28.3 | 59.2 | 2.7  | 4.3  | 5.5  |

連合の崩壊、その過程での人民への公約の放棄——すなわち、先の「哲学」の放棄こそが、今回の改革のエネルギーを離散させ、それを不徹底なものとし、週35時間制実現に障害をもたらしたとみなされるべきであろう。

(おおわだ かんた, 高知大学)

(やべ つねお, 広島修道大学)

# 指揮労働から貨幣の権力へ ——商品論の新しい視座——

北川 輿司雄

この論文は、商品から貨幣への転化を、単に価値形態の発展としてだけではなく、「労働するもの、富を生産するものに対する支配の権力としての貨幣」の発生という視座から検討しています。筆者が注目しているのは、社会の協業・分業の指揮という貨幣の機能が人間を支配する権力という機能に転化することです。興味ある視点を提起しています。

## I. はじめに

——商品の歴史性と貨幣の権力性——

## II. 共同体の指揮労働と貨幣による商品の評価

## III. 価値形態と貨幣による商品の評価

——回り道の論理と関連して——

## IV. 交換過程における商品所有者の権力意識

## V. おわりに

## I. はじめに——商品の歴史性と 貨幣の権力性——

本稿は商品生産社会で発生する仮象(=現象と本質)、およびその貨幣論の次元での現象形態としての貨幣物神が、どのような関連で発生し、いかに展開するかという点に関して、従来の諸研究の業績をふまえ、筆者の従来着目してきた視点を発展させて新たな論点を提示しようと試みた。<sup>1)</sup>

まず本稿では『資本論』一巻一篇において取り扱われている「商品」範疇は、歴史貫通的に存在する商品と、資本主義的生産様式における商品の双方を包摂した概念として措定されているものと前提しよう。このような前提の妥当性については多くの研究が示唆してきたところである。<sup>2)</sup>

すべての歴史段階において、その段階特有の生産物の交換様式は、その生産物の生産方法に

規定されている。とすれば、まずこの商品は資本主義的生産様式下において生産された商品として、その生産様式の中でどのような位置を占めているのかを分析することが必要であろう。

いうまでもないことであるが、資本の直接的生産過程において剩余価値を生産している労働者が、労働力商品として購買されているという事実が、資本主義的生産様式の基本的特徴であるとすれば、かかる関係において、貨幣を排他的に占有するもの(資本家)と貨幣の占有から排除されたもの(労働者)との分離、対立こそ、貨幣の研究にあたって、もっとも注目すべき事態である。つまり、労働するもの、富を生産するものに対する支配の権力としての貨幣という視角こそ、資本主義的生産様式における貨幣の位置づけでなければならぬ。ところが貨幣は商品の存在を前提としているので、資本を研究する前提としての商品の研究は、貨幣が、なぜ、なによつて、いかにして成立し、また機能するかを示すと同時に、さらに貨幣の機能が、商品を作り出す人間にに対する権力へと転化し、それがさらに新たな矛盾をはらむ運動形態をもつことを解明することとならざるをえない。

<sup>4)</sup>

## Ⅱ. 共同体の指揮労働と 貨幣による商品の評価

『資本論』の著者が述べているように「商品は、まず第一に、外的対象であり、その諸属性によって人間のなんらかの種類の欲望を満足させる物である。」「ある一つの物の有用性は、その物を使用価値にする。」この使用価値は、人間が商品所有者として商品を交換する場合の交換比率、つまり、交換価値のない手である。この交換価値は偶然的なものでもなければ、純粹に相対的なものでもなく、この関係そのものが商品生産社会の不安定性と、それを貫いて現われるある法則の規定性とをあらわしているにすぎない。この不安定性の原因は、いうまでもなく、社会的分業における計画性の欠如である。

いま商品体の使用価値を問題にしなければ、商品体に残るものはただ労働生産物という属性だけであり、すべて「抽象的人間労働」に還元されることになる。よってこれら労働生産物に残るものは、「その生産に必要な人間労働力が支出されており、人間労働が積み上げられている」ということだけである。

だから労働は「それらに共通な社会的実体（中抜き傍点筆者、以下「筆者」と略す）の結晶であり、価値＝商品価値なのである。」

それでは、「その価値の大きさはどのようにして計られるのか。それに含まれている『価値を形成する実体』の量、即ち労働の量＝労働の継続時間で計られ」るのである。そこでは、「商品世界の諸価値となって表われる社会の総労働力は、無数の個別の労働から成り立っているにもかかわらず、一つの同じ人間労働力とみなさなければ等式は成り立たない」世界なのであり、価値が成立することは、同時に交換価値が成り立つことであり、そこでは、この交換価値を成立させる社会的分業関係＝商品生産社会の成立が前提されているのであり、この諸関係を成立させている証しとしての価値量の決定機構そのものは、不安定な性質を必然的に伴うものであ

る。<sup>5)</sup> マルクスは「これらの個別労働力の各々は、それが社会的平均労働力という性格をもち……作用し、従って、一商品の生産においても、ただ平均的に必要な、又は社会的に必要な労働時間だけを必要とするかぎり、他の労働力と同じ人間労働力と認められるのである。」と述べている。<sup>6)</sup>

これら諸規定は、おおよそ社会的生産にもとづいて生産された生産物が交換されるかぎり当てはまる。「だから、ある使用価値の価値量を規定するものは、ただ社会的に必要な労働の量、即ちその使用価値の生産に社会的に必要な労働時間だけで」評価されるとすれば、その生産物は、「社会的に有用な使用価値」をもつことになる。よって商品生産ということは社会的平均労働によって投下された労働時間によって計られる「他人のための使用価値」の生産を目指す生産者間の関係であることになる。<sup>6)</sup>

さて社会的分業は人間の生活が続くかぎり必要不可欠なものであるが、商品が資本主義的生産様式下で作られた商品であれば、「それを製造した労働は体系的に分割されているが、この分割は、労働者たちが彼等の個別生産物を交換することによっては媒介されてはいない。ただ独立に行なわれていて、互いに依存しあっていない私的労働の生産物だけが互いに商品として相対するのである。」しかしながら、これは交換されねばならないのであるから、「独立生産者の私事として互いに独立に営まれるいろいろな有用労働のこのような質的な相違が、一つの多肢的体制に、即ち社会的分業に発展」せざるをえないのであり、同時にたとえば上着とそれを生産する労働は裁縫が特殊な職業になり、社会的分業の骨化した分肢になるという歴史的な行為としてとらえられる。<sup>7)</sup>

このような社会的分業を私的所有者がになると、社会的分業を全体として指揮する「協業の指揮者」は存在しない。しかし、商品生産と私的所有に先行する社会体制を念頭におき、共同体の存在を想定すれば、協業なき社会的分業

は存在しえない。つまり、協業との関わりでいえば「すべて天然には存在しない素材的富の要素の存在は、つねに、特殊な自然素材を特殊な人間欲望に適合させる特殊な合目的生産活動によって媒介されねばならないのであり、それ故、労働は、使用価値の形成者（=有用労働——筆者）としては……（略）人間の、すべての社会形態から独立した存在条件」である<sup>8)</sup>。社会的生産活動の指揮者は歴史貫通的にまずもって使用価値を作り出さねばならないのであり、社会的生産活動においては集団を協業させねばならないのである。

共同体社会と発達した商品生産の区別は、共同体における協業の指揮の機能が、商品生産社会においては、貨幣にゆだねられているという事実である<sup>9)</sup>。言いかえれば、「労働需要の方向の変化に従って人間労働の一定の部分が、あるときは裁縫の形態で、あるときは織布の形態で供給されねばならない。実際、この形態転換は、社会の経済的諸条件を全て計画する制度の欠除了した社会」こそ、商品生産が最高度に発達した社会、つまり資本主義社会なのである。この計画性の欠如は、人が、自分の作り出した生産物を「事後的」にしか制御しえないこと、自分のつくり出した生産物を自分たちで制御するかわりに、生産物によって支配され、権力をふるわれるという関係を作り出す。かかる視点から価値形態の理論を再検討してみよう。

### III. 価値形態と貨幣による商品の評価 —回り道の論理と関連して—

共同体における協業の指揮者は、社会内分業に従事する人間の生産物を評価するにあたって、何を評価の基準とするのであろうか。それは、さしあたり、人間をある特定の業務に分化したとしても、人間としての全体性を推持し、人間としての発達をすすめるという立場からみた個々の分業の評価でなければならない。なぜなら、人間性の総体を無視した分業は、長い目でみて、分業そのものの発展さえも困難におとし入れるからである。

だが、協業の指揮者を欠いた社会では、人間の生産物の評価基準は人間そのものの発達という側面を欠落させ、一定量の商品の使用価値である商品の価値を測定するという一面的な評価基準をもちこむ。

さて、マルクスの価値形態論に立ちかえろう。20エレのリンネル=一着の上着という等式の質的基礎は価値量であるが、この質的に等置された二つの商品は、同じ役割を演ずるのではない。ただリンネルの価値だけが表現される。では、どのようにしてか。

リンネルが自分の「等価物」または、自分と「交換されうるもの」としての上着に対してもつ関係によってである。この関係の中での共通の単位としての価値の内実を明らかにするとき、マルクスは人と人の関係を読者に想起させる。「上着が価値物としてリンネルに等置されることによって、上着に含まれている労働は、リンネルに含まれている労働に等置されるのである。……このような回り道をして、次には、織布もまた、それが価値を織るかぎりでは、……抽象的人間労働であるということが言われているのである<sup>10)</sup>。しかしながら「リンネルの価値をなしている労働の独自な性格を表現するだけでは十分でない。流動状態にある人間の労働力、即ち人間労働は価値を形成するが、しかし価値ではない。それは凝固状態において、対象的形態において価値になるのである。リンネル価値を人間労働の凝固として表現するためには、それを、リンネルそのものとは物的に違っていると同時に、リンネルと他の商品とに共通な『対象性』として表現しなければならない<sup>11)</sup>。」このようにして商品リンネルの価値は商品上着の身体で表わされ、一商品の価値が他の商品の使用価値で表わされることになる。使用価値としてはリンネルは上着とは感覚的に違った物であるが、価値としては、それは上着に等しいものであり、従って上着に見えるということになる。ここには資本主義的生産様式における商品生産者達の人間関係が物と物としての関係としてあらわれる。つまり物神性の萌芽が見い出されるのである。

る。このことは物と物との関係が、本来、社会的類的な存在である人間の疎外につながるのである。<sup>12)</sup>

さらにマルクスは、「等価形態に立つ商品はこの関係をより一層、わかりにくくする。それは等価形態は、ある商品体、例えば上着が、このあるがままの姿の物が価値を表現しており、従って生まれながらに価値形態をもっているということ、まさにこのことによって成り立っている。だからその商品がもっている他の属性とは違って、このことは、ただリンネル商品が等価物としての上着商品に関係している価値関係のなかで認められているだけであるということをより不可解にする。<sup>13)</sup>」とも述べている。物神性とは、そもそもこの等価形態に立つ商品より生み出されてくることが指摘されているのである。

等価形態のもっとも発展した形態は、いうまでもなく、一般的等価形態であるが、一般的等価形態にある商品はどの商品とでも交換可能なものになるのであり、一般的等価形態にある商品をもつ者は、他の商品所持者に比べて特別の力をもつことになる。つまり社会の富を表現できる物をもったことにより得る権力である。協業の指揮者は、人間を人間として評価するので、社会の一つの機能を果たすとしても、社会の上に立つ権力となることはできない。しかし、一般的等価物、つまり貨幣は、金の量という使用価値によって、他の商品に投下された労働量を測定し、それを通じて、社会の富に対する支配権を獲得する。この支配権の背後にあるものをマルクスは次のように指摘している。「労働生産物が商品形態をとるとき、その謎のような性格はどこから生ずるのか？明らかにこの形態そのものからである。……商品形態の秘密は……人間に対して人間自身の労働の社会的性格を労働生産物そのものの対象的性格として反映させ、従ってまた、総労働に対する生産者たちの社会的関係をも諸対象の彼等の外に存在する社会的関係として反映させるということである。このような置き替え (Quid proquo) によって、労

働生産物は商品になり、感覚的であると同時に超感覚的である物、または社会的な物になるのである。<sup>14)</sup>

つまり、個別商品生産者の私的労働が、同時に社会的労働の諸環として実証されなければならないし、また、社会的分業の自然発生的体制の諸環として実証されなければならないということになろう。いまや、人間は、自分たちの生産物の一部分を通じてはじめて自分たちの社会的協働の成果を評価しうることとなった。この評価は、個々の商品の相対的価値を比較しうるという点で活動の総体を認識する手がかりを拡大するとともに、他方で、人間そのものの活動を全体として評価する道をとざしてしまう。貨幣の権力に対する一方的な高い評価は、商品所有者の行動にいかに反映するか、これが次の問題である。

#### IV. 交換過程における 商品所有者の権力意識

ここでは、仮象の上に展開される交換過程とは、一体何か、そしてまた近代的商品交換関係とは一体何であるのかを明らかにすることにしよう。

まず商品所有者たちは互いに相手を私的所有者として認めあわなければならない。契約をその形態とするこの法的関係は、経済的関係がそこに反映している一つの意志関係である。この法的関係、または意志関係の内容は、経済的関係そのものによって与えられているのである。前章での分析により、すべての商品は、その所持者にとっては非使用価値であり、その非所持者にとっては、使用価値であることがわかった。だから商品は全面的に持ち手を取り替えなければならない。この持ち手の取り替えが商品の交換なのであり、また商品の交換が商品を価値として互いに関係させ、商品を価値として実現するのである。すなわち、商品を現実に価値として実現する過程こそ、交換過程である。この関係が現実的対立であることをマルクスは、次の

ような文で表わしている。

「他方では、商品は、自分を価値として実現しうるまえに、自分を使用価値として実証しなければならない。なぜならば、商品に支出された人間労働は、ただ、他人にとって有用な形態で支出されているかぎりでしか、数に入らないからである。ところがその労働が、他人にとって有用であるのかどうか、従ってまた、その生産物が他人の欲望を満足させるかどうかは、ただ商品の交換だけが証明することができるのである。<sup>15)</sup>」ここにおいては、人間の欲望がある商品によって個々の欲望をみたす、というきわめて個別化されたものに転化されていることが示される。

そこでこの交換を商品所持者の立場からみると、「他人の商品はどれでも自分の商品の特殊的等価物とみなされ、従って自分の商品はすべての他の商品の一般的な等価物とみなされる。だが、全ての商品所持者が同じことをするのだから、どの商品も一般的な等価物ではなく、従ってまた諸商品は、互いに価値として等置され、価値量として比較されるための一般的な相対的価値形態をもっていない。従ってまた、諸商品は、けっして商品として相対するのではなく、ただ生産物または使用価値として相対するだけである。」——「太初に業ありき……彼等は考える前にすでに行っていたのである。(資本主義的生産様式のもとでは、こうせざるをえなかつたのだが、人間として当然な認識としての対象の法則の把握にまでは進んでいない——筆者)商品の本性の諸法則は、商品所持者の自然本能において、自分を実証したのである…ただ社会的行為だけが、ある一定の商品を一般的な等価物にすることができる。それだから、他のすべての商品の社会的行動が、ある一定の商品を除外して、この除外された商品で他の全商品が自分たちの価値を全面的に表わすのである。このことによって、この商品の現物形態は、社会的に認められた等価形態になる。一般的な等価物であることは、社会的過程によって、この除外された商品の独自な社会的機能になる。こうして、この商

品は——貨幣になるのである。」<sup>16)</sup>

以上、前章までに我々が明らかにした個別生産者の「生産の指揮」を社会的にかつ観念的に結びつけているのは「貨幣」であるという命題がより一層、具体化されるとともに、貨幣の権力は、人間の総体としての評価を妨げ、かつ人間の欲望を極端に個別化してゆくことが示唆された。

ここで注意を要するのは、一般的な等価物を生み出す社会的行為というものは、自然発生的なものであるという点にあり、決して「自由人の連合」<sup>17)</sup>が行うような計画性をもっていないということである。資本主義的生産様式では、商品は共同体での歴史とともに古い商品に新たな特殊性をつけ加え、価値獲得のための商品に転化するので、従来の生産量に比べてはるかに多くの商品を創り出すことを各個別生産者に強制する。同時に共同体にあった生産量及び生産方法を決定する権利は、各個別生産者に移っていくのであるが、その過程で社会的な協業は解体されていくのである。我々はこれまでに、商品交換行為そのものが商品所持者に物神性をもたらせる機構であることを指摘してきたが、マルクスは、そのことを確認するように「貨幣形態は、他のすべての商品の関係の反射が一つの商品に固着したものでしかない。」「交換過程は、自分が貨幣に転化させる商品に、その価値を与えるのではなく(・筆者)、その独自な価値形態を与えるのである。……貨幣は、一定の諸機能においてはそれ自身の単なる章標によって代理されることができるので、もう一つの誤り、貨幣は単なる章標であるという誤りが生じた。他方、この誤りのうちには、物の貨幣形態は、そのものの自身にとっては外的なものであって背後に隠された人間関係の単なる現象形態であるという予感があった。この意味ではどの商品も一つの章標であろう。……しかし、一定の生産様式の基礎の上で物が受け取る社会的性格、または労働の社会的規定が受け取る物的性格を、単なる章標だとするならば、それは、同時に、このような性格を人間のえて勝手な反省の産物だとす

ことである。<sup>18)</sup>」とまとめている。貨幣物神はここにおいてより一層極端な形をとっている。

## V. おわりに

以上をまとめると、商品は一般的等価形態の位置にあるときは、その商品は絶対的な交換可能な性格によって付与される権力の体現物に転化するが、それは、もともと商品であるものが、貨幣形態になるときには、商品生産者による「社会的行為」に裏づけられていなければならないわけである。そして貨幣とは、その本質から離れて独立して運動するものであり、この現象こそ、仮象としての商品の呪物的性格や貨幣物神を生み出すのである。それは、本稿で分析したところでは、個別生産者の個別の労働を疎外された形で結びついている関係を隠蔽し、結果的には金という物質が、はじめから貨幣であるように現象することであった。そしてこの関係の背後において、直接的な協働生産行為によって、個別の労働を即ち的に社会的有用労働として現わし、人間の総体としての評価を行うことも潜在的には可能であるにもかかわらず、商品生産社会では、そのようにしないで、個別の労働が社会的有用労働であるかどうかを、貨幣と交換できるかどうかで事後に証明し、人間の生産活動を共通の尺度に還元して比較可能なものとする一方、人間の総体に対する評価の道をとざしてしまう。

以上のように全く一面的な評価のもとで、貨幣は人間を支配する権力に成長していく。この権力が労働力という商品を把握したとき、そこに何がおこるか。この点の検討は別の機会にゆずらなければならない。

### 注

1) 本稿で「商品生産社会」という用語を用いる時にどのような意味で使っているかということを明らかにするために従来の代表的見解を吟味してみよう。

大内秀明(私的所有一般や分業を生産関係であるという言い方は、非常に不明確であるとす

るもの。『資本論研究』I, 223ページ。)

宇野弘蔵(全体の中の部分的な社会であるとするもの。同上書、同ページ。)

山本二三九(資本主義社会におけるもっとも基底的な、従って最も簡単な生産関係は、私の所有一般であり、この基底的な生産関係においては労働生産物は必然的に商品形態をとらざるをえないし、また商品形態をとることによってはじめて当の基底的な生産関係、つまり私の所有は維持=再生産されるのであり、従って、労働生産物の商品形態というものは、この基底的な、最も簡単な生産関係と不可分に結びつき、これを物的に表現する社会的形態にはかならぬからである。だから、商品生産関係とはよりもなおさず、私の所有と疎外の関係であるとするもの。『資本論講座』一巻169ページ。)

大島雄一(中産の生産者層が存在した一時代であるとするもの。増補版『価格と資本の論理』未来社、1974年、254ページ。)

山田盛太郎(単純商品流通の社会であるとするもの。『日本資本主義分析』)

米田康彦、吉原泰助(資本制的生産様式という同一の抽象度の違いによる重層的生産関係の把握の総体であり、基軸的生産関係としての資本—賃労働関係と、副次的生産関係としての資本—土地所有関係に比して原基的生産関係としての商品生産関係であるとするもの。『講座・資本論の研究』II, 資本論の分析(1))

杉原四郎(広義の生産関係とは人間の生産における関係であり、狭義の生産関係とは生産手段の所有関係とするもの。『経済原論I』『同文館』22-29ページ。)

尼寺義弘(その内的契機は私の労働と社会的労働であり、「労働生産物が一般に商品という形態をとる社会では、個々の生産者は自分自身の私的な勘定で専門的に同じ商品を生産している。そしてその商品を自分のさまざまな欲望の充足に必要な、他人の生産した、諸商品と互いに交換しあう。そうすることによって、商品生産者たちは、自分自身の経済生活を維持しているのである。つまり、商品生産者たちは、生産手段の私有にもとづく、私的な生産を行なながら、同時に社会的分業の一環を担っているのである。だから彼の労働は、直接的には、自己の判断によって行う私的労働である。だが、それと同時に、彼の労働は社会的欲望を満足させる生産物をつくる社会的労働でもなければならぬ。)

い。しかしながら、彼の労働が、他人のための労働、社会的労働であるかどうかは『相互他人性』を原則とする。『価値形態論』、273ページ。)

ア・エム・コーガン、尾崎芳治(商品生産のもとでは、それぞれの労働における労働種目は、社会的労働としてのみならず、私的労働としてもあらわれる。『経済学批判プランと「資本論』』240ページ。

尾崎氏とア・エム・コーガン氏が私的労働としてあらわれる側面を仮象と規定しているように思われる。これは仮象が本質と現象の両者を含んでいると考えなければ理解できないことである。筆者は尼寺氏と尾崎氏の立場に依拠している。筆者が上記の分類をするのに大いに示唆を受けたものに梅垣邦胤「商品生産関係と価値形態」『下関市立大学論集』24巻1号、1980年がある。

2) 従来の代表的見解については、以下の文献を参照されたい。

櫛田民蔵「資本論劈頭の文句とマルクスの価値法則」『櫛田民蔵全集』第2巻、社会主義協会出版局、1978年。

河上肇「マルクスの価値論に対する小泉教授の批評の批評」『社会問題研究』62号、弘文堂書房、1925年。

河上肇『資本論入門』第一分冊、世界評論社、1951年。

遊部久蔵「価値論研究史」慶應義塾大学経済学会『日本における経済学の百年』上、1959年。

見田石介『資本論の方法』、弘文堂、1968年。

松石勝彦『資本論研究』、三嶺書房、1983年。

宮川實『資本論論争 ①方法について』、学習の友社、1980年。

3) 本稿において、商品範疇をどのようにとらえているかを簡単に述べておくことにしたい。

『資本論』冒頭の商品は、あくまでも論理上の単純商品であるが、それは、マルクスが、日々行なわれている商品の交換から抽象力によって析出してきた概念である。もちろん日々行なわれている商品交換の社会が資本主義社会であるのであるから、この商品の概念は、資本主義生産様式下で作られた商品にあてはまる。しかしそれを分析していくところ、それは、歴史とともに古い商品の概念と一致しなかったということである。

4) Marx, Das Kapital, I, Werke, Bd.23, S. 52, 大月版①, 52ページ。

5) Ibid.,S.53. 同, 52ページ。

6) Ibid.,S.53. 同, 53ページ。

7) Ibid.,S.57. 同, 57ページ。

8) Ibid.,S.57. 同, 58ページ。

9) 労働は、共同体生産においても、資本主義的生産様式と同じく社会的有用労働であるが、その労働によって生産された生産物が商品として交換されるときには、それが抽象的人間労働に還元されねばならないということである。

10) Marx, Das Kapital, I, Werke, Bd.23, S. 65, 大月版①, 68-69ページ。

11) Ibid.,SS.65-66, 同, 69ページ。

いわゆる「回り道」の理論に関する論争は現在も続いているが、久留間鉄造著『貨幣論』、大月書店、1979年が出版されて、この問題についての従来の論争点をほとんど網羅しておられるが、若干の論点において富塚良三氏との対立がみられる。本稿の「回り道」の論理のとらえ方は、20エレのリンネル=一着の上着という簡単な価値形態において、この等式の等価形態にある商品は、この等置によって、一つの社会的関係を表現しているととらえるのであり、それは、この等式の背後で、労働の等置が行なわれるのであり、このことによって社会的分業の各細胞単位ともいべき個別生産者の相互の生産関係を表現する最も簡単な表現を定義している。さらにこの等式については、第一に等式における相対的価値形態にある商品が、主体としての位置を占めて、リンネルが上着を価値物にするという見解である。

12) 筆者は『経哲手稿』でマルクスが定式化した疎外の概念は後の『資本論』の物神性論へ転化していくという立場である。より詳細には、中川弘「『経済学・哲学草稿』と『ミル評註』」、福島大学『商経論集』37巻2号、1968年10月、同「読書ノート・芝田進午編『マルクス主義研究入門・哲学』」、『現代思想』No.22、1975年12月を参照されたい。

13) Marx, Das Kapital, I, Werke, Bd.23, SS. 71-72, 大月版①, 77-78ページ。

14) Ibid.,S.86, 同, 97-98ページ。

15) Ibid.,S.101, 同, 115ページ。

16) Ibid.,S.101, 同, 116ページ。

17) マルクス・エンゲルス著『ゴータ綱領批判』、エルフルト綱領批判の「自由人の連合」の部分を参照されたい。

18) Marx, Das Kapital, I, Werke, Bd.23, SS. 105-106, 大月版①, 120-121ページ。

## 右田紀久恵・井岡勉編著 『地域福祉——いま問われるもの——』

武 田 宏

「急展開をみせる地域福祉の政策動向と、それに規定・影響された公私の現場、地域福祉理論のある種の潮流」に対して疑念をもつところに本書を編んだ動機があり、「住民生活を守りぬく立場から、社会科学的視点を踏まえて」、かかる現状と問題点を批判的に分析し当面の課題を提起したとされている(終章、383ページ)。このように、右田・井岡両氏の編んだ本著は、社会科学的・社会福祉論研究の立場から、地域住民サイドからの地域福祉を提起した好著といえる。目次に示されるように、11人の執筆者からなる388ページと大部な著作であるため、全体にわたる内容紹介は避け、二つの論点を中心と評者の感想を述べることにしたい。

まず最初に「地域福祉」の定義にふれたい。

「地域福祉活動は社会福祉協議会をはじめ社会福祉施設、病院、ボランティア団体、運動団体などさまざまな機関団体によって展開されている」(第10章、228ページ)という叙述にも示されるように、本書では各地で創意工夫を凝らして地域福祉運動が展開されている姿が描かれている(特に関西地域を中心に、第Ⅱ部-第Ⅳ部)。これは従来の社会福祉の枠を超えて、保健所、医師会、地域の病院など保健・医療の分野等住民生活に密接にかかわる機関が参加したものとなっている(10章の松原保健所、城東老人ホームの取り組み参照)。しかるに本書の理論的部分では現実の地域福祉運動の理論化には必ずしも成功しているとは言えない。「地域福祉は社会福祉の一領域」(序にかえて)という定義をはじめ、例えば、第3章の「生活問題の地域性を対象とした最終的・組織的な対応であり、各論的な縦割り福祉のいづれにもかかわる基底

的な位置と役割を占めるものと考えられる。それは、関連領域である地域保健・医療、社会(地域)教育、住生活環境・都市(地域)計画などの課題とも共通している」(71ページ)という三塚武男氏の定義は地域福祉を六法福祉の地域版、と狭く把握しているようである。他方で、編者でもある右田紀久恵氏は105ページにやや異なる定義を与えている(後が)が、ともあれ本書では「地域福祉」概念についての見解が一致していない。したがって、本書は随所で厚生省や全国社会福祉協議会(以下、全社協)の政策展開を批判しているが、その路線に代わる新たな地域福祉のオールターネイティブなビジョンが提起されていない。この点が残念に思った点である。このためには、先にふれた、現場でのみずみずしい実践を福祉分野でいかに理論化するか?という課題、および、金融資本の地域における展開のもとで地域社会と家族がいかなる状況にたちいった時点で「地域福祉」が実践的・政策的に要請されるようになったか?という歴史分析(国際比較を含め)が必要であるように思われた(第1章においては、何年になにがあったということが羅列的に記述されているだけで、資本側の戦略などの背景が不明確)。

次に、ニーズ論批判に触れたい。林論文「地域福祉とニーズ論」は全社協の政策の背景となっている三浦文夫氏の理論(以下、三浦理論)の根幹をなすニーズ論を正面から検討した論文といえる。1970年代後半から社会福祉の、地域福祉への「転換」が政策的に呼ばれてきたが、三浦理論の特徴は「新しい社会福祉ニーズ」を根拠にその必要性を説明しようとしている。しかし三浦理論で言われる「ニード」とは、「働く

国民の社会運動が提起する社会的要求をあくまで『個別的』にとらえるための概念となっている。——(中略)——『ニード』を広範に生じさせている共通の経済的・社会的背景や生活問題としての対象分析は放棄される。それゆえ階級・階層的に発現する生活諸問題の構造的分析が欠落し社会的要求を掲げる主体者の社会的存在形態も捉えられていない」(131ページ)。そして三浦理論によれば、社会問題(生活問題)を「ニード」に、また社会問題対策(その一形態である社会福祉政策)を「サービス」および「資源の調達と配分」にそれぞれ置き換えている。かかる概念操作によって、社会福祉の政策を、ニードとそれに対するサービスという技術的な関係に置き換え、貧困問題、社会諸関係(階級・階層関係)を捨象したことを、三浦理論の特徴点として述べる(136ページ)。そして、この理論は1980年代地域福祉政策の基本課題が「非貨幣的ニード」に対応することだとして、現実政策のうえでは、所得保障制度整備の課題と切り離して地域福祉を在宅福祉サービスに歪小化するものとなっている。この結果、三浦理論が臨調行革、その具体的現われとしての日本型福祉社会構想推進の理論として使われ、福祉の公的責任後退の理論的基礎となっていることに対して、林論文では警鐘を鳴らしている。

しかし欧米を中心としたニード研究と、三浦氏によるニーズ論がいかなる関係にあるのか?という点は疑問点として残った。その結果、三浦理論を日本型福祉構想との関連で批判する、という印象が強くなっている。このために三浦氏の論理展開と林氏の議論がすれ違いになっているのではないかと思われる。

評者の乏しい知識によれば、ニーズとは科学的知識を有する専門家(医師・保健婦・ソーシャルワーカーなど)によって測定される人間の欲求であり、それは住民への科学的知識・人権意識の普及によって発展するものであり、ニードの顕在化したものが需要=ディマンドである。したがって、人間の生命・生活・健康・福祉などにかかわる自然科学的知識の発展および、生

存権・発達権など人間の権利思想の発展によってニーズ自体が発展し、また社会的制度の発達などによってその顕在化の程度も左右される、と考えられる。林氏は現代社会福祉の再編成のキイ概念として「三浦ニーズ論」が使われているのに注目するあまり、ニーズ論が本来もっている正当な側面を見失っているように思われる。

以上の二点以外にも、右田氏の「権利開発論」(107ページ)、地域福祉・在宅福祉における財政・費用負担原則(第16章)など論議を呼ぶ点も多い。紙数の関係で触れることができないのが残念である。

我々が共同研究を重ねている日本資本主義の構造転換、地域づくり論などのなかでも地域福祉の問題は大きな位置を占める。こうした点で本書は福祉の現場で働く労働者をも含めた貴重な共同研究であると言える。

なお、本評は、自治体論学科(京都)での4回の討論を踏まえている。特に遠藤裕憲、河合隆両氏との討論によって、福祉の現場の状況を聞くことができ、参考となった。

付)「生活権と生活圈を基盤とする一定の地域社会において、経済社会条件に規定されて地域住民が担わされてきた生活問題を、生活原則・権利原則・住民主体原則に立脚して軽減・除去し、または発生を予防し、労働者・地域住民の主体的生活全般にかかわる水準を保障し、より高めるための社会的施策と方法の総体であって、具体的には労働者・地域住民の生活保障権と、個としての社会的自己実現を目的とする公私の制度・サービス体系と、地域福祉計画・地域組織化・住民運動を基礎要件とする」と定義されている(105ページ)。この定義は同氏編の『現代の地域福祉論』(法律文化社、1973年)と同一のものである。

(たけだ ひろし・新潟大学 教員)

## 特集「現代の労働と情勢化」(44号)をよんで

小林正人

(1) コンピュータないし情報処理システムの利用や普及が、現代における労働と生活のあり方に及ぼす影響を明らかにすること、しかもこの問題を、貧困化との関連および「人間発達」との関連から考察することは、今日極めて重要な課題である。基礎研および本誌『通信』は、37号の特集（そこでのキーワードは「情報化」である）、42号の座談会、などのように継続してこの問題にとりくんできた。44号はその第3弾であり、1984年7月の研究大会における石沢、永吉両氏の報告をのせるとともに、現場の労働者自身が書いた4氏の「職場からのレポート」という基礎研にふさわしい記事を掲載しており、編集局によるかなりの意欲をうかがうことができる。

もっとも既に44号には柳ヶ瀬氏が、研究大会での討論の要旨と今後の課題について興味深いまとめをされており〔32ページ以下〕、紙面批評をするとしても、それらとの重複は避けなければならない。しかし、柳ヶ瀬氏のまとめ、およびこれまでの特集を読んで考えさせられたのは、情報化とは何か、またこれとコンピュータとの関連に関して、諸氏の見解を整理しておくことが今後の討論にとって有益ではないか、という点であった。特に、情報化に「」がついたり、とれたりという不統一が気になった。

この小論では、まず「情報化」という言葉の来歴や内容について簡単に考察したうえで、これまでの議論を振り返りながら諸氏の捉え方について検討し、今回の特集の全体からくみ取りうる成果について述べておきたい。

なお、以下では〔〕は『通信』からの引用

を、（）はそれ以外からの引用を表わし、またページは数字のみを記す。

(2) まず、誌面批評のための前提として、「情報化」という言葉の来歴を見ておこう。

「情報産業」や「情報技術」は別として、「情報化」という言葉が日本で使われるようになったきっかけは、やはり産業構造審議会が使ったことであろう。1969年5月に、産業構造審議会の情報産業部会がその答申の冒頭で「情報化社会」という言葉を使っている（『豊かな情報化社会への道標』、48）。ついで1979年9月の同部会の中間答申は「コンピュータ・テクノロジーの活用による情報化の推進が大きな役割を果たす」と述べている（宮沢論文、『貿易摩擦と経済政策』、154）。また1975年6月の産構審・機械産業部会の報告は、電子計算器（産業）が産業の情報化およびシステム化を推進することをくり返し述べている（『昭和50年代の機械産業長期ビジョン』、292、305など）。

つぎに1981年6月の情報産業部会の答申では、70年代の情報化の現状（第2章）及び80年代の情報化社会の展望（第3章）について述べた部分で、情報化が展開する分野を、産業分野（製造部門、管理事務部門、流通販売部門）と、社会分野（行政、医療など）、生活分野の3つに分類している。具体的には、製造部門ではCAD/CAMシステム、管理事務部門ではOA、流通販売部門ではPOS、また社会分野では医療情報システムやHi-OVIS、生活分野ではCAPTAINがそれぞれ取り上げられている。これらは明らかにすべてコンピュータを不可欠とする情報システムである。さらに、「70年代におけるコンピュータ

の導入を中心としたわが国情報化」という叙述(前出『豊かなる』, 54)や、コンピュータ導入の偏りを基準に「情報化格差」を述べているところ(同前, 63)をみると、ここで言う「情報化」とはコンピュータの導入であり、コンピュータ化に他ならない。これはつまり情報化の定義が、この答申が初めに与えている「情報化とは……(情報の)生成、加工、伝達、蓄積、利用を意識的に行なおうとする活動の総体である」(同前, 47)という、新聞、テレビのような情報一般も入りうる「定義」とは異なって、實際には情報処理のコンピュータ化とされていることを意味している。

これは、産構審・情報産業部会の答申であり、コンピュータ産業と(ソフトウェア開発などの)情報処理産業のみを情報産業とし、その育成政策の通産省への具申が目的なのであるから、当然であろう。情報化とは一般的には、コンピュータ系だけでなく、非コンピュータ系(新聞、ファクシミリなど)も入る(同前, 157)が、通産省にとって所管外であるか、電子工業一般に入るものは除外されている。即ち、日本における情報化とは、情報一般の増加ではなく、情報処理のコンピュータ化であり、それをめぐる情報産業と政府による経営的・政策的対応を背景として生まれた独特の用語なのである。

もっとも、情報化の展開分野に関する答申の分類は参考になる。これについては後述する。

(3) つぎに、これまでの議論の中で、D. ベルや A. トフラーの説が「情報化社会」論の系譜の中にあるとされているので、これを検討しておこう。

例えば、「ベルは、……脱工業化社会が情報化社会であり、また知識社会であるともしていた」(河村望望「情報化社会論」、大月経済学辞典)といふ説が影響を与えていた。しかしへルの場合、知識社会(knoledge society), 知的技術(intellectual technology)などがkey wordであり、その議論の焦点はR & Dをはじめとする職業に従事する知識階級の比重が社会において上昇することにあり、日本でいう「情報化社

会」とは様相が異なる。ベルが例えは「脱工業社会の design は、個人間の game であり、そこでは情報に基づく知的技術が機械技術(machine technology)と並んで現われる」("The Coming of Post-industrial Society", 1973年, p. 116)という場合の知的技術は、コンピュータと不可分のものではない。ベルの前にマハルプ(1962年)が知識産業(knowledge industry)を論じた際に知識と情報と同じものとしているので、information industry(情報産業)はあり得るが、マハルプのいう知識産業はまず第一に「教育」を含んでいる。マハルプやベルは、知識産業の生産額の比重の上昇や、それに従事する労働人口の比重の上昇を、社会の構造変化の定量的な尺度にしているが、この考え方は、情報化をコンピュータ導入の程度を基準にみる考え方とは異なる。

つぎにトフラーは、例えは、「高まる第3の波の体系に比べれば、マスメディアや郵便局や電話に支配されてきた第2の波の情報体系は、いかにも幼稚に見える」(『第3の波』徳間文庫, 236)といふ。トフラーは第2の波におけるマス・コミを代表とする旧来の情報体系が、今日では非マス化などの変化の過程にあるといふのである。そして「コンピュータは、……歴史的変化を加速し、かり立てていく」(同前, 242), つまり、コンピュータが第3の波における情報体系の中核に置かれているのである。

しかし日本語の「情報化」は、既に見たように後者のコンピュータ化のみを實際には指している。あるいは、C & C(コンピュータとコミュニケーションの融合)【青水論文, 37号, 27】のことである。情報というものの通常の意味からすれば、新聞、テレビなどの普及も情報化に含まれるのに、そうした用法はほとんどない。そして、このような用法の源はといえば、既に見たように「情報産業の育成」という独自の社会的背景にあるのである。

因みに、「コンピュータ化」は、to computerize = to carry out, to control or to conduct by means of computer (Webster's N.E.D.)で

ある。しかし『情報化』に対応する word は、今のところ見当らない。

(4) つぎに情報化に関する諸氏の捉え方について見ておこう。

まず、「『高度情報化』が……制御過程の自動化との関連でつかめる」(二宮論文、『賃金と社会保章』1984年8月、17)という説の場合、自動化とオートメ化は同じとされているので、情報化=オートメ化になっている。しかし、オートメイションはトランスファーマシンのような、機械的装置(mechanical devices)による制御過程の自動化(1930年代)を起点としてこれまで論じられてきた。情報化=自動化という等置は、情報化とは具体的には 4 A(オートメーション), つまり FA(ファクトリ~), OA(オフィス~), HA(ホーム~), SA(ソーシャル~)である、とするところから引き出されているが、これらはすべてコンピュータを核とするシステムである。従って情報化を捉える際は、electronic devices またはコンピュータを明示的に含めるべきであろう。

つぎは、同じ 4 A 革命の進展を情報化と見て、「オートメーション化、C & C」[青木氏、37号、27]と捉える、あるいは「コンピュータを軸にしてオートメーション化といわれる過程が進行すること」[同前、5]と捉えているようである。ここでは情報化は、コンピュータ(または C & C)によるオートメ化、とされている。FAだけでなく、OA, HA, SA についてもこれを情報の検索、整理、加工、入手などのコンピュータによる自動化(to automate)とするならば、確かに情報化をオートメ化で捉えられるかもしれない。しかしながら、CAD/CAM(computer aided design and manufacuturing)などのようなオートメーションをかつてのそれと区別する特徴がコンピュータによる制御にあることを強調する意味で、オートメの新段階としてオートメーションのコンピュータ化と捉えた方がより適切ではないだろうか。

石沢氏は INS が、電話、ファクシミリ、ケーブルテレビなどの多様なメディアがコンピュ

ータ・ネットワークとディジタル交換機とによって融合したものであることを明らかにし、このネットワークの例として VAN, LAN, そして CAPTAIN をあげている [44号、14-17]。これがいわゆる C & C であるが、その中心内容はやはりコンピュータによる情報処理、通信処理の能力の飛躍的な向上である(これには膨大なソフトウェアを必要とする)。そして HA, SA においてもやはりその中心にあるのは、情報・通信処理のコンピュータ化ではないだろうか。

もっとも、HA, SA は普及段階にあるものではなく、むしろコンピュータなどを売り込むために業界が使っていることばという色合いが強いので、CATV や INS などを共通の議論の対象とした方がよい。そしてよく考えてみるとこれらは、労働手段だけでなく、生活手段のコンピュータ化をも含んでいる。たとえばパソコンは「機械」ではあるが、家庭生活で使われる限りでは、再生産論上は生活手段である。そして、コンピュータ・ネットワークおよび通信回線が、国民全体の共同消費手段となりつつあることを考えるならば、真に必要とする情報に国民がアクセスできるシステムになるのか、という問題視角が重要となると考えられるのである。

(5) そこでつぎに、青木氏と石沢氏の見解を「重ねあわせることが可能であろうか」[44号、32]という論点が出されているので、これを検討し、あわせて石沢報告の内容を吟味しておこう。

青木氏は資本と労働の関係という視角から労働手段のコンピュータ化を論じているが、氏が念頭に置いているのは、主に FA, OA である [37号、27]。他方、石沢氏はむしろ OA から、VAN や INS を念頭に置いている。コンピュータ・ネットワークの発展が、企業内の事務管理の能率化=高速化だけでなく、企業間の管理、さらに社会全般の管理においてもそれを実現して、「社会全般の組織化」を推進する。この過程で同時に進行する、社会の諸個人間における情報交流の社会化のことを、氏は「言語過程の組織化」と表現していると理解できる。そして、

この情報の社会化の方で、もともと「私有制になじまない」「同上、20】情報が私有されている(IBM事件)と捉えて、情報ないしソフトウェアが商品形態をとっていることを「矛盾」として「分析の中心に」〔同上、19〕おくことを主張されている。結局、情報化社会を『資本論』的な商品論の視角から論じているのである。従って、両氏の違いは、まず考察対象とする重点の差異、即ち情報化の進展する分野のうちどれに重点を置くかという点にあり、それに対応して、とられている視角が異なっている、ということになる。

もっとも、商品としての情報が「直接に社会化された形態にある」〔同上、20〕という石沢氏の表現が、『資本論』における「直接に社会化された」(全集23巻a, 104)という概念と同じかどうかには疑問がある。

またソフトウェアが、コンピュータによみこまれた状態においては「ハードウェアと同様に、電子の通路としての構造を形成する」〔同上、19〕ことから、これを労働手段であると規定することには同意できるが、機械であると言い切る(石沢論文、『日本の科学者』、1985年5月、45)のは疑問である。これは、普通のコンピュータはともかく、ワンチップのマイクロコンピュータをも「機械」と呼びうるかという問題にも関連する。「装置」というような使途の多様な言葉で呼ぶのも、議論をかえってあいまいにするであろう。氏は、高橋秀俊氏の見解に依拠しているが、高橋氏には労働手段という概念は欠如している(『情報科学の歩み』、岩波、169以下)。むしろ「労働手段」という優れた概念を深化させるような論理を展開すべきではないだろうか。

(6) 最後に以上の検討をふまえて、永吉報告、および日下、隈部、坂、中山の4氏の職場レポートについて分析、整理しておこう。これの5つの資料は、情報化、実はコンピュータ化が、人間とりわけ労働におよぼす影響に関する包括的な資料となっている。特に4氏のレポートは、なまなましい現場の姿を示すものとして、強烈

な印象を我々に与えるものである。しかしながら、注意すべきなのは、それらが明らかにしている問題ないし対象の間には性質の違いが存在しており、一律に論じられないということである。従って、問題解決のためには、それぞれの問題の性質に応じた具体的な解決策が必要である。労働者と住民による「弊害を制御するシステム」〔44号、31〕、あるいは「人民(労働者・住民)による制御のシステム」というものを具体的かつ説得力をもったものとして提起するには、この違いの認識が必要である。

1) まず隈部氏は、新日鉄のストリップ工場におけるコンピュータの導入および自動化が、労働に対して与える影響を示している。また、中山氏は、船舶エンジン企業において、設計業務へのCADの導入や生産管理におけるコンピュータの導入によって、機械による労働の代替が全面的に進んでいることを示している。即ちここでは、製造部門におけるコンピュータ化の労働への影響が示されている。

2) 坂氏は、ビジネスコンピュータの販売活動を管理するためにコンピュータが導入されて、販売労働者に目標を命令するための手段に使われていることを示している。即ちここでは、事務管理部門におけるコンピュータ化の影響が示されている。

3) 永吉氏の報告は、自動車工業における「かんばん」のバーコード化によって下請企業管理がコンピュータ化され(POPという)、生産と経営の両面で下請に対する親企業の管理、支配が強化されることを示している。POPは部品流通におけるPOSと見られるので、ここでは流通販売部門におけるコンピュータ化の影響が示されていることになる、そして以上において明らかにされている問題の大部分は、コンピュータ・システムを利用して行なわなければならない労働における問題である。

他方、4) 日下氏は、IBMといいうコンピュータ企業そのものの中で、銀行オンラインシステムの開発や大型コンピュータの開発のために、システムエンジニアなどが長時間労働と健康破

壊にさらされていることを示している。即ちこれは、コンピュータおよびソフトウェアそのものを生産する労働における問題である。

以上のように5つの資料は、産構審の答申における分野分けのうちの少なくとも産業分野の全体をおおっており、つまりコンピュータ化が労働におよぼす影響といわれているもの中の性質の異なる4つの側面を明かにしていることになる。そして、問題の技術的基礎はいずれにおいてもコンピュータ化であり、この用語の方が情報化よりも問題の核心を明確に表現してい

る事がわかるのである。

ともあれ、このようなレポートを書いた労働者の能力、そのための編集局の努力は、基礎研究ではのものであり、「弊害を制御するシステム」を具体化するための討論にとって重要であろう。また、石沢氏の提起をふまえて、社会分野や生活分野でのコンピュータ化における問題の議論を今後いかに進めるかが課題として残されているように思われる。

(こばやし まさと・所員・京都支部)

## 出版の自由をおかす 『国家機密法案』に反対します。

1985年7月7日『経済科学通信』編集局

・自民党は「スパイ防止」を名目にして国民の知る権利を否定する『国家機密法案』を議会に上提し、強引に継続審議にもちこみました。この法律は、防衛・外交を中心にして国家の秘密を国民に知らせず、それを噂しただけでも懲役、さらには死刑を課すという大変な法律です。公文書の公開、行政情報の公開をもとめる運動が広まっていますが、この法律はこれにまったく逆行する策動です。ジャーナリズムや研究・調査活動にたずさわるものにとって、この法律を認めることは自殺に等しいと言えます。

・重要なのは、広島・長崎の原爆被爆の国民的体験をもつ日本に、「非核三原則」があるにもかかわらず、核弾頭、核ミサイルがもちこまれ、核戦争指令のための通信・情報・指揮の施設が建設されてきることです。この「疑惑」を正すことが、この法律のもとでは「死刑」に値するものとなります。

日本全土の空や海、そして自衛隊の飛行

機や艦船、基地だけでなく、網の目のようにはりめぐらされた通信施設、そして核戦争の国家安保に組み入れられてきている国家機構、電々、日赤、放送、道路、港湾、空港などの施設が、防衛機密にかかるものとなります。旅行して、海岸で、港で、空港で、通信施設や監視塔のある山々で写真をとることが「死刑」に値することにもなるのでしょうか。

・自民党の解説書にも書かれているように、この法案は、日米安保条約によってつくられている「米軍秘密保護法」の発展したもののです。日米安保条約の法体系が、国民主権を宣言した日本国憲法を飲みつくそうとしていると言えます。

私たち『経済科学通信』編集局は、言論、主版の自由、調査・研究の自由、民族的・国民的主権の擁護、平和的生存権、非核三原則と核廃絶の立場から、日本国憲法を守るために、この『国家機密法』に反対します。

## 夜間通信研究科紹介

# 技術・産業・情報論学科(京都)

技術・産業・情報論学科京都ゼミでは、他の学科に比べ少人数であるとはいえるが、各自が問題意識を前面に出しつつ活発な討論を行なっています。わがゼミでは、昨年12月から中岡哲郎著『工場の哲学—組織と人間』をテキストにして1章ずつ報告し討論してきました。

この本は1971年に書かれたが、分析対象となる時代は60年代で、ちょうど「高度経済成長」期です。さかんに外国技術の導入が行なわれ、「技術革新」が流行語になった時期です。

一方では生産過程のオートメーション化が進行し始め、他方では「合理化」運動とともに労働者の状態への否定的影響も目立つようになってきました。これらの状況を背景に、「技術革新」あるいはオートメーションの評価をめぐる議論が論壇をにぎわすようになり、そのなかで、中岡氏の理論はジャーナリズムに積極的にとりあげられて、当時強い影響力をもつものでした。

氏のこの本は、生産構造の変化が労働と労働者の意識をどう規定するかを明らかにしようとするのですが、その場合に特徴的なことは機械論的な分析視角によっていることです。技術進歩と熟練との関係をみる場合、工程分割の原理から分業と協業を説明し、その必然的な結果として熟練が装置と組織に対象化される(それを技術ととらえ)とし、対象化が疎外を生みだすとしています。このような疎外論から、技術者と労働者の対立、ソ連批判・中国理想化、労働の全面性の喪失・労働者の疎外感を展開しています。

生産関係視点の欠如、資本主義と社会主義の種差のあいまい化、特異な疎外論のために「反

技術主義」の代表者の1人として、マルクス主義の立場に立つ多くの論者から批判されてきました。

それにもかかわらず、私たちが再びとりあげたのは、この本が多く批判されるべき点をもちつつも、なお見直すべき点があるのではないか、そこに現代の労働問題を解く鍵があるのでないか——反面教師であっても——という予感をもったからです。

討論してみると、やはり批判が噴出しました。しかしこれることは確認できたように思われます。つまり、今日の技術進歩の労働者におよぼす否定的側面が「その資本主義的充用に根ざしている」といえ、それを指摘するだけでは不十分なこと」、「そのことの作用の具体的な中味や労働内容の具体的な変化を検討し、具体的な政策的提言ができるようにしなければならないこと」です。たとえば、労働条件の改善は労働時間の画一的短縮だけでは解決しえないのでないか、休憩時間の確保、労働強化の規制をどのように実現していくかなどの点を、検討していく必要があるでしょう。その場合、大企業と中小企業との関係が1つのポイントになるのではないかと思います。

わがゼミでは、そのことをふまえたうえで、今後、現段階の技術進歩(とくにオートメ化、ME化)と労働との関係をとり扱った論文を検討し、生産過程における変革主体形成の契機、人間発達の契機を明らかにしていきたいと思っています。

(文責:高橋信一、所員 京都支部)

## 働くものの社会科学の生涯学習センター 夜間通信研究科 第11期生募集はじまる

### 経済学を社会進歩と自己の成長に役立てるために

いま全国各地で、自分たちの仕事や生活をつき動かす社会の法則をとらえ、働きがいや生きがいのある職場や地域をつくりあげたい、仕事の専門性をいかして自らの労働を社会進歩に役立てたい、といった高い学習意欲がたくましく育ちつつあります。

夜間通信研究科は、このような学習欲求をもつ勤労者の生涯学習・発達権を保障するために設立された「学びあい育ちあいの共同組合」です。この研究科は、したがって、経済法則の科学的認識を深め、経済問題を調査研究したり、地域・職場・産業政策を立案したり、経済学教育を自信をもって担当できる労働者研究者を大量に養成することをめざしています。

### 研究生のうけられるサービス・権利

#### 研究科に入会されると

- ① 経済学の基礎理論の入門講座に参加できる（今年は「公開セミナー・生活者からみた『資本論』の世界」）。また現代の経済問題を鋭く分析する「基礎研・公開講座」にも参加できる。
- ② 自己の研究テーマとの関連で、京都・大阪で開かれている9種類の専門ゼミナールのどれかに参加し、経済理論と最新の経済問題をより深く学ぶことができる。
- ③ 担当教員の研究指導をうけて、2年後を目指して修了論文を作成し、その成果を基礎研年報『労働と研究』に掲載することができる。
- ④ 研究科の運営に参画するとともに、研究所が開催する全ての研究会・研究集会・編集出

版活動に参加したり、図書・資料情報サービス（『経済科学通信』配布を含む）をうけることができるという4つの権利をもちます。

#### 学科の選択

研究科では、現在次の5つの学科に属する9つの専門ゼミナールが活動しています。入会希望者は、自己の研究したいテーマや問題関心にあわせて学科を選択できます。

| 学 科          |    |
|--------------|----|
| ①技術・産業・情報論   | 京都 |
| ②自治体論        | 大阪 |
| ③金融・流通・協同組合論 | 京都 |
| ④労働運動論       | 合同 |
| ⑤社会構成体       | 京都 |
| 発達史論         | 大阪 |

民衆の運動が前進するためには、団結するだけでは十分ではありません。その団結が知性・科学によって導かれることが絶対に必要です。今、地域で職場で主導権をにぎるためにも、労働者研究者を大量に養成していくかねばなりません。読者の皆様もこの学習の秋を機に研究科にご入会いただければ幸いです。

#### 研究科開講式の案内

日 時：1985年9月22日(日)  
午後1：30～4：00

場 所：京都府立大学(地下鉄北大路下車、市バス府立大学前下車)

式次第：①記念講演

「働きつつ学ぶ運動の意義」  
一法真證氏  
(自治労衛都連委員長)

②学科案内・ガイダンス

③懇親会

# 「生活者からみた『資本論』の世界」

## ご案内

現代は、「危機と転換の時代」と言われています。未来を担う労働者階級と勤労者は「仲間が見えにくい」なかで人権を大切にする民主主義的な共感をつくりだす必要がありますし、「先のみえない」なかで社会発展の法則をみんなのまえに明らかにしなければなりません。

これまで10年間、研究科の基礎講義として「資本論講座」をつづけてきましたが、上の課題によりよくこたえるために、本年度から内容の全面的な改訂・刷新をおこなうべく準備をすすめています。

基礎研の研究教育委員会での何度かの討論のなかで、今日『資本論』で現在・未来を読みこんでいくためには、臨調が解体をすすめる福祉や医療、教育、労働法など「工場法民主主義の世界」の危機、そこに突出する生活と文化と情報の「商品化」、技術革新をテコとした産業再編と「派遣労働者」の増大、不安定化する国民生活とそのなかですすむ投機社会、にもかかわらず成熟する個人の全面発達の潜在的可能性、その顕在化を促さざるをえない企業活動の自己矛盾と統治能力発達の水準、そして見いださなければならぬ社会発展法則と「混迷」をつくりだすイデオロギー状況などを解明していく必要が指摘されています。ともあれ、現代的要請にこたえる経済学教育運動のあり方をもとめて意欲的な模索が始まったといってよいでしょう。

現在、検討中の講義案は次のとおりです。

- 第1講 現代の生活者と『資本論』
- 第2講 労働日——工場法民主主義の世界
- 第3講 商品・貨幣経済と人間文化のゆくえ
- 第4講 仕事の世界——労働力の商品化をめぐって
- 第5講 剰余価値の生産と企業活動
- 第6講 変わる労働過程と人間発達の可能性
- 第7講 大工業と新しい生活様式——その転換の可能性
- 第8講 再生産・資本蓄積の法則と不安定化する労働者状態
- 第9講 独占と資本蓄積——すすむ投機社会
- 第10講 本源的蓄積と世界的展望
- 第11講 『資本論』と現代経済学早わかり
- 第12講 『資本論』で未来を語る——統治能力の発達のために

京都教室——10月2日(水)開講。

以後隔週水曜日夜

大阪教室——10月3日(木)開講。

以後隔週木曜日夜

会 費——15,000円

読者の皆様も、この新たな講義にぜひご参加下さい(遠隔地の方には、テープ聴講制度もあります)。詳しくは基礎研事務所まで。

## 編集後記

・今号は、今、地味ではあるが世界をゆるがしつつある「労働時間短縮運動」をとりあげました。その理論と現状、というわけで、いくつかの論稿を用意することにしましたが、西ドイツやイギリスの動向については残念ながら間にあいませんでした。次号以降もひきつづいて労働時間問題をとり上げ、掲載していきたいと思います。

・それぞれの論文は、力のこもった、議論の素材を提供する中味の濃い論文です。

変り種は、工場法・労働時間問題について日本の社会主義者として歴史上最初に本格的にとりあつかい、邦文・英文・独文などの論文で国際的に論陣をはった片山潜をとり上げて、彼の

理論を「発掘」している坂本論文です。重要なので特別に上・下に分けて掲載することにしました。

・今号は、各論者が意欲的な論文を特別忙しい時期に書き上げる、ということで出版が遅れました。御容赦下さい。

・表紙など、レイアウトを変えました。いかがでしょうか。梅川先生には、御無理を言って、切り絵を利用させていただきました。ありがとうございました。

・次号では、新しいシリーズ『『資本論』で現代を読む』を企画しています。御期待下さい。また、これについてのあなたの投稿も歓迎します。

・暑い中、頑張っていきましょう。(芦田)

## 経済科学通信 (季刊) 第46号 1985年8月10日発行

### 編集・発行

基礎経済科学研究所

(〒602 京都市上京区河原町通今出川下ル 芝山ビル)  
TEL (075) 255-2450

振替京都 8-1972 基礎経済科学研究所 編集局

### 編集委員

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 芦田 宣  | 阿知羅隆雄 | 江尻 彰  |
| 小倉 信次 | 片山 一義 | 斎藤 雅通 |
| 竹味 能成 | 中谷 武雄 | 西田 達昭 |
| 柳ヶ瀬孝三 | 山田 浩貴 | 横山 寿一 |

### 印刷所

新日本プロセス株式会社

(〒601 京都市南区吉祥院石原上川原町21)  
TEL (075) 661-5688

価格 1部 1,000円

定期購読費(年間4冊分) 4,000円(郵送料を含む)



成瀬龍夫・小沢修司編

（46判）定価一六〇〇円

# 家族の経済学

「解体」や「崩壊」が叫ばれ、人間としての生存や発達の問題に深刻かつ複雑に苦悩する現代の家族——その再生の展望を経済学の立場から追究。基礎経済科学研究所につどう研究者たちによる『発達の経済学』研究の共同成果！

服部文男著

（A5判）定価四八〇〇円

# マルクス主義の発展

一八四〇年代後半から一八六〇年代にかけてのマルクス主義の発展過程を、『共産党宣言』と『資本論』の成立史を中心に入分析した、マルクス主義研究の集大成！ 四〇年代前半のマルクス主義の成立期を分析した『マルクス主義の形成』の続篇。

経理論学会編（経理論学会年報・第22集）定価二五〇〇円

# 軍拡と軍縮の政治経済学

日本の軍需産業——現状と動向【鎌倉孝夫】軍拡財政の諸問題——ポリティカル・エコノミーとの関連において【鷲見友好】軍事費の政治経済学【都留重人】坂井昭夫／小松聰／田中直毅／山本広太郎／平野喜一郎／岡部義秀／徳江和雄／山内清／川波洋一／金子ハルオ／牧野裕／鄭淵沼／今村元義／酒井正三郎／田中雄三／藤田整＝執筆

林直道著

山本広太郎著

# 差異とマルクス

—疎外・物象化・物神性—

（46判）定価一六〇〇円

# 百人一首の秘密

—驚異の歌織物—

15刷！（46判）定価一四〇〇円

基礎経済科学研究所編

8刷！（46判）定価一三〇〇円

# 人間発達の経済学

服部文男著

（A5判）定価三八〇〇円

# マルクス主義の形成

野村拓著

2刷！（46判）定価一六〇〇円

# 医療改革

林直道著

○刷！（46判）定価一五〇〇円

# 現代の日本経済

（第3版）

久保庭真彰編

3刷！（46判）定価三三〇〇円

# マイコンによる経済学

東京神田神保町1-60

青木書店

電話 03(292)0481